

国民年金 事案 136

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間のうち、昭和 62 年 10 月から 63 年 3 月までの国民年金保険料については、納付していたものと認められることから、納付記録を訂正することが必要である。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男

基礎年金番号 :

生 年 月 日 : 昭和 23 年生

住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和 53 年 1 月から 61 年 3 月まで
② 昭和 62 年 10 月から 63 年 3 月まで

昭和 52 年 12 月に入籍した後、夫婦二人分の国民年金保険料を区役所、郵便局、金融機関等で一緒に納付してきた。夫婦共に申立期間が未納となっていることは考えられない。

第3 委員会の判断の理由

申立人夫婦は入籍した翌年から保険料を一緒に納付してきたと主張するが、国民年金手帳記号番号は、夫の分が昭和 58 年度に、妻の分が 63 年度に払い出されていることから、各々払い出されたころに加入手続が行われたと考えられるところ、この場合、夫婦共に申立期間①の一部は時効により納付できない期間があり、夫婦二人が一緒に納付できるのは 61 年 4 月分以降からになり、それより前の保険料を納付していたことをうかがわせる事情は無く、61 年 3 月分までの保険料を納付していたことを認めることはできない。

一方、申立期間①の後は申立期間②以外に未納が無く、申立期間②の前後は夫婦共に国民年金保険料を納付しているとともに、その当時、申立人夫婦の仕事や住所に変更は無く、生活状況に大きな変化は認められないことを踏まえると、申立期間②の 6 か月のみ未納とされているのは不自然である。

その他の事情を含めて総合的に判断すると、申立人は、申立期間のうち、昭和 62 年 10 月から 63 年 3 月までの国民年金保険料を納付していたものと認められる。

国民年金 事案 137

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間のうち、昭和 61 年 4 月から同年 6 月までの期間及び 62 年 10 月から 63 年 3 月までの期間の国民年金保険料については、納付していたものと認められることから、納付記録を訂正することが必要である。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女

基礎年金番号 :

生年月日 : 昭和 24 年生

住 所 :

2 申立内容の要旨

申立期間 : ① 昭和 53 年 1 月から 61 年 6 月まで

② 昭和 62 年 10 月から 63 年 3 月まで

昭和 52 年 12 月に入籍した後、夫婦二人分の国民年金保険料を区役所、郵便局、金融機関等で一緒に納付してきた。夫婦共に申立期間が未納となっていることは考えられない。特に、61 年 4 月から同年 6 月分までは、夫の分は納付済みになっており、自分だけ納付しなかったということはありえない。

第3 委員会の判断の理由

申立人夫婦は入籍した翌年から保険料を一緒に納付してきたと主張するが、国民年金手帳記号番号は、夫の分が昭和 58 年度に、妻の分が 63 年度に払い出されていることから、各々払い出されたころに加入手続が行われたと考えられるところ、この場合、夫婦共に申立期間①の一部は時効により納付できない期間があり、夫婦二人が一緒に納付できるのは 61 年 4 月分以降からになり、それより前の保険料を納付していたことをうかがわせる事情は無く、61 年 3 月分までの保険料を納付していたことを認めることはできない。

一方、申立期間①の後は申立期間②以外に未納が無く、申立期間②の前後は夫婦共に国民年金保険料を納付しているとともに、その当時、申立人夫婦の仕事や住所に変更は無く、生活状況に大きな変化は認められないことを踏まえると、申立期間②の 6 か月のみ未納とされているのは不自然である。

さらに、昭和 61 年 7 月以降は夫婦同一日に納付していたことが確認でき、基本的に夫婦一緒に保険料を納付していたものと考えられるところ、61 年 4 月から同年 6 月まで夫の保険料は納付済みであり、申立人の分のみ未納とされていることも不自然である。

その他の事情を含めて総合的に判断すると、申立人は、申立期間のうち、昭和 61 年 4 月から同年 6 月までの期間及び 62 年 10 月から 63 年 3 月までの期間の国民年金保険料を納付していたものと認められる。

国民年金 事案 138

第1 委員会の結論

申立人の昭和44年4月から45年3月までの期間及び50年4月から51年3月までの期間の国民年金保険料については、納付していたものと認められるところから、納付記録を訂正することが必要である。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女

基礎年金番号 :

生 年 月 日 : 昭和22年生

住 所 :

2 申立内容の要旨

申立期間 : ① 昭和44年4月から45年3月まで
② 昭和50年4月から51年3月まで

保険料については、銀行か出張所で夫婦二人分を自分が納めていたのに夫婦とも未納とされている期間がある。また、時期は覚えていないが、古い時期の保険料をまとめて納めた記憶がある。昭和49年から商売を始めて、50年分以降の確定申告書控を保管しており、50年分の国民年金保険料額が多いのは申立期間の分を払ったからかもしれないで確認してもらいたい。

第3 委員会の判断の理由

申立人から提出された昭和50年分の確定申告書の控えの記載された社会保険料控除欄に記載された「国民年金保険料額 79,200円」は、申立人の申立期間である44年4月から45年3月までの期間及びその夫の申立期間である42年9月から44年3月までの期間の保険料を特例納付により納めた場合の保険料額に、夫婦の申立期間を含む48年10月から50年12月までの期間の保険料額を合計したものと一致することから、申立人が主張するとおり、当時、未納があった分を特例納付及び過年度納付により、まとめて納付した可能性がうかがわれる。

また、昭和51年分及び52年分の確定申告書に記載された国民年金保険料額は、それぞれ51年分及び52年分の夫婦の保険料額と大きく相違しない。

さらに、申立人夫婦は、申立人の1か月分と申立期間を除く国民年金加入期間において、国民年金保険料をすべて納付している。

その他の事情を含めて総合的に判断すると、申立人は、申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認められる。

国民年金 事案 139

第1 委員会の結論

申立人の昭和 42 年 9 月から 44 年 3 月までの期間及び 50 年 1 月から 51 年 3 月までの期間の国民年金保険料については、納付していたものと認められることがから、納付記録を訂正することが必要である。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男

基礎年金番号 :

生年月日 : 昭和 22 年生

住所 :

2 申立内容の要旨

申立期間 : ① 昭和 42 年 9 月から 44 年 3 月まで

② 昭和 50 年 1 月から 51 年 3 月まで

保険料については、銀行か出張所で夫婦二人分を妻が納めていたのに夫婦とも未納とされている期間がある。時期は覚えていないが、古い時期の保険料をまとめて納めた記憶がある。昭和 49 年から商売を始めて、50 年分以後の確定申告書控を保管しており、50 年分の国民年金保険料額が多いのは申立期間の分を払ったからかもしれないで確認してもらいたい。

第3 委員会の判断の理由

申立人から提出された昭和 50 年分の確定申告書の控えの社会保険料控除欄に記載された「国民年金保険料額 79,200 円」は、妻の申立期間である 44 年 4 月から 45 年 3 月までの期間及び申立人の申立期間である 42 年 9 月から 44 年 3 月までの期間の保険料を特例納付により納めた場合の保険料額に、夫婦の申立期間を含む 48 年 10 月から 50 年 12 月までの期間の保険料額を合計したものと一致することから、申立人が主張するとおり、当時、未納があった分を特例納付及び過年度納付により、まとめて納付した可能性がうかがわれる。

また、昭和 51 年分及び 52 年分の確定申告書に記載された国民年金保険料額は、それぞれ 51 年分及び 52 年分の夫婦の保険料額と大きく相違しない。

さらに、申立人夫婦は、妻の 1 か月分と申立期間を除く国民年金加入期間において、国民年金保険料をすべて納付している。

その他の事情を含めて総合的に判断すると、申立人は、申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認められる。

国民年金 事案 140

第1 委員会の結論

申立人の昭和 40 年 3 月から 51 年 3 月までの国民年金保険料については、納付していたものと認められることから、納付記録を訂正することが必要である。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女

基礎年金番号 :

生 年 月 日 : 昭和 20 年生

住 所 :

2 申立内容の要旨

申立期間 : 昭和 40 年 3 月から 51 年 3 月まで

昭和 50 年ころまで私は国民年金に加入していなかったので、高校教師をしていた父親が、私の将来のために、20 歳までさかのぼって国民年金保険料を一括して納付してくれたことを覚えている。社会保険庁の記録では 20 歳からの期間が未納になっているが、納得できない。

第3 委員会の判断の理由

申立人が国民年金保険料を納付したと主張する昭和 50 年ころは、第 2 回目の特例納付の実施期間中である。

また、申立人の父親は県立高校の教師をしており、退職間近のころに、申立人の将来のために、「10 年分納めてきたから、最初から入っていることになった」とさかのぼって国民年金保険料を納付したことの説明を受けたことを鮮明に記憶しており、また、申立人の姉も、両親が申立人の国民年金保険料を 20 歳までさかのぼって納付することについて相談していたことを覚えていると証言していることなど、申立内容に不自然さは無く、基本的に信用できる。

さらに、申立人の父親は、当時の給与額から、保険料を納付する資力はあったものと考えられる。

その他の事情を含めて総合的に判断すると、申立人は、申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認められる。

北海道国民年金 事案 44

第1 委員会の結論

申立人の昭和 48 年 11 月から 49 年 10 月までの国民年金保険料については、納付していたものと認められることから、納付記録を訂正することが必要である。

第2 申立の要旨

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女

基礎年金番号 :

生 年 月 日 : 昭和 23 年生

住 所 :

2 申立内容の要旨

申立期間 : 昭和 48 年 11 月から 49 年 10 月まで

私の国民年金保険料は、夫が昭和 48 年 11 月に国民年金への任意加入手続きを行い、夫の勤務先の A 市役所の貯蓄組合において夫の給与から天引きされ納付していた。昭和 48 年 11 月から 49 年 10 月まで 12か月分の納付記録が無いことに納得できない。

第3 委員会の判断の理由

申立人の夫の勤務先である A 市役所には、当時、市役所貯蓄納税組合及び市役所国民年金保険料納入組合が存在し、この納付組織を経由して市職員の配偶者並びに家族の国民年金保険料の集金、納付が行われていたことが確認された。

また、申立人は夫の当時の給与明細を写したとする家計簿を持っており、その記載内容は詳細であることから、申立期間当時の国民年金保険料に相当する額が給与から天引きされていたことを裏付けるものと認められる。

さらに、申立人は、申立期間後の国民年金加入期間については国民年金保険料をすべて納付している。

その他の事情を含めて総合的に判断すると、申立人は、申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認められる。

北海道国民年金 事案 45

第1 委員会の結論

申立人の昭和51年10月から同年12月までの国民年金保険料については、納付していたものと認められることから、納付記録を訂正することが必要である。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女

基礎年金番号 :

生 年 月 日 : 昭和 19 年生

住 所 :

2 申立内容の要旨

申立期間 : 昭和 51 年 10 月から同年 12 月まで

私には、国民年金保険料を 3 か月ごとに納める習慣があり、申立期間のみ納付していないということはあり得ない。

当時は、集金に来てもらうか、銀行で納めるかのどちらかだが間違いなく納めている。

申立期間について、納付していたことを認めてもらいたい。

第3 委員会の判断の理由

申立期間は 3 か月と短期間であるとともに、申立人は、申立期間を除くと、厚生年金保険から国民年金への切替手続の際に生じた 1 か月の未納（月末退職時における国民年金資格取得日の誤りに起因）及び全額免除期間以外は国民年金保険料をすべて納付している。

また、A市B区役所の収滞納一覧表によると、申立期間前の昭和 51 年 4 月から同年 9 月までは集金による納付であることが確認でき、申立内容と一致している。

さらに、申立期間は任意加入期間であり、申立人の納付意識は高かったと考えられ、申立期間の前後は納付しながら、申立期間のみ未納とすることは不自然である。

その他の事情を含めて総合的に判断すると、申立人は、申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認められる。

函館国民年金 事案 12

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間のうち、平成7年4月から同年10月までの国民年金保険料については、免除されていたものと認められることから、納付記録を訂正することが必要である。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男

基礎年金番号 :

生 年 月 日 : 昭和 50 年生

住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 平成7年4月から8年3月まで

私は20歳になった平成7年4月にA市で国民年金に加入した。当時はA市にある私立短期大学の学生であったが、母親がB市の社会福祉協議会へ学費の借り入れの相談をした際に学生免除制度のアドバイスを受け、B市役所へ学生免除申請書を提出し、親元へ免除承認通知書が届いていたにもかかわらず、申立期間が未納となっていることには納得がいかない。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、申立期間当時、親元からの仕送りや奨学金のほかにアルバイト収入があったが、その金額は母親の扶養控除の範囲内とみられ、また、母親の収入で生活していたとされる親元世帯は、申立人の母親、妹2人、及び祖母の4人家族で、母親の厚生年金保険の標準報酬月額から、申立期間の親元世帯は学生に係る保険料免除基準を下回る所得であったと推測される。

さらに、申立人の妹2人についても20歳到達時に学生であったが、妹2人はそれぞれ、国民年金の資格取得当初から免除、若しくは学生納付特例が承認されていることが確認できる。

加えて、申立人の免除申請を行ったとされる母親の記憶は、具体的かつ詳細であり、社会福祉協議会での借り入れの実態が確認できるなど、その内容に不自然な点はみられない。このほか、市町村における国民年金保険料の免除申請書の受付は、通常、他市町村の被保険者に係る受付はできないが、申請書にあえて申立人の居住に関する付記をしたという母親の供述から、他市の被保険者ではあったがB市で受付をしたことが推測され、社会保険事務所において管轄外の被保険者の免除承認に関する事務手続に過誤があった可能

性がうかがわれる。

その他の事情を含めて総合的に判断すると、申立人は、申立期間のうち学生であった平成7年4月から同年10月までの国民年金保険料については免除されていたものと認められる。

旭川国民年金 事案 16

第1 委員会の結論

申立人の昭和 53 年 4 月から 54 年 3 月までの国民年金保険料については、納付したものと認められることから、納付記録を訂正することが必要である。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女

基礎年金番号 :

生年月日 : 昭和 32 年生

住 所 :

2 申立内容の要旨

申立期間 : 昭和 53 年 4 月から 54 年 3 月まで

20 歳当時、国民年金には加入しておらず、昭和 54 年 4 月に T 町に転入したときに、役場で国民年金に加入する必要があるとの説明を受け、1 年間さかのぼって加入した。納付書が届いたらすべて納付していたことから、今まで役場や社会保険事務所からの督促の文書や電話、訪問などは一切無かった。姉も○町に転入した際、同様の説明を受けて納付したと聞いている。

第3 委員会の判断の理由

申立人の国民年金手帳記号番号は、社会保険事務所の「被保険者台帳管理簿」の記録から昭和 54 年 4 月ごろに払い出されていることが確認でき、申立期間の国民年金保険料を過年度納付することは可能であった。

また、申立人は、申立期間を除き国民年金保険料収納記録はすべて納付済みである上、複数回ある厚生年金保険から国民年金への切替手続はすべて適切に行われていたことから、納付意識が高かったと認められる。

さらに、申立人の姉は、国民年金手帳記号番号の払出しが昭和 47 年 3 月以降であるが、国民年金保険料は 46 年 1 月からすべて納付済みとなっており、過年度保険料を納付していたことが裏付けられ、申立人の主張と一致する。

その他の事情を含めて総合的に判断すると、申立人は申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認められる。

釧路国民年金 事案6

第1 委員会の結論

申立人の昭和59年1月から同年3月までの国民年金保険料については、納付していたものと認められることから、納付記録を訂正することが必要である。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男

基礎年金番号 :

生 年 月 日 : 昭和 10 年生

住 所 :

2 申立内容の要旨

申立期間 : 昭和 59 年 1 月から同年 3 月まで

駅前で、夫婦で自営業を営んでいるが、国民年金保険料は、妻が役場に行って二人分を納めていたので、申立期間の 3 か月のみが未納であるはずがない。

第3 委員会の判断の理由

申立期間は 3 か月と短期間であるとともに、申立人については、申立期間を除き未納期間は無い。

また、申立期間の前後を通じて、申立人の営む店の経営状況や生活環境に大きな変化は認められないことから、申立期間のみが未納とされているのは不自然である。

さらに、申立人には昭和 59 年度までの納付状況を記録した社会保険庁の特殊台帳が存在するが、申立人の申立期間と同じ 3 か月分を未納とされた妻には、年度内で納付済期間と未納期間が混在する場合に存在するはずの特殊台帳が存在せず、申立人夫婦に係る行政側の台帳管理が適切に行なわれていなかった可能性がうかがわれる。

その他の事情を含めて総合的に判断すると、申立人は、申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認められる。

釧路国民年金 事案7

第1 委員会の結論

申立人の昭和59年1月から同年3月までの国民年金保険料については、納付していたものと認められることから、納付記録を訂正することが必要である。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女

基礎年金番号 :

生 年 月 日 : 昭和9年生

住 所 :

2 申立内容の要旨

申立期間 : 昭和59年1月から同年3月まで

駅前で、夫婦で自営業を営んでいるが、国民年金保険料は、私が役場に行って二人分を納めていたので、申立期間の3か月のみが未納であるはずがない。

第3 委員会の判断の理由

申立期間は3か月と短期間であるとともに、申立人は、申立期間を除き国民年金保険料をすべて納付している。

また、申立期間の前後を通じて、申立人の営む店の経営状況や生活環境に大きな変化は認められないことから、申立期間のみが未納とされているのは不自然である。

さらに、申立人には、年度内で納付済期間と未納期間が混在する場合に存在するはずである社会保険庁の特殊台帳が存在しないことから、昭和58年度の保険料についても、すべて納付済みであったものと考えるのが合理的である。

その他の事情を含めて総合的に判断すると、申立人は、申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認められる。

青森国民年金 事案 12

第1 委員会の結論

申立人の昭和 44 年 10 月から 45 年 3 月までの国民年金保険料については、納付していたものと認められることから、納付記録を訂正することが必要である。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男

基礎年金番号 :

生年月日 : 昭和 17 年生

住 所 :

2 申立内容の要旨

申立期間 : 昭和 44 年 10 月から 45 年 3 月まで

申立期間の国民年金保険料については、当時、市の集金人が入院のため、遅れて集金に来たことから、昭和 45 年 4 月 10 日に、45 年 4 月から同年 7 月までの分と一緒にまとめて納付したことを覚えている。

それにもかかわらず、申立期間のみ未納とされているのは納得できない。

第3 委員会の判断の理由

申立期間直後の昭和 45 年 4 月から同年 7 月までの期間の保険料を同年 4 月 10 日に納付していることから、その時点で現年度納付が可能であった申立期間の保険料のみを納付しないのは不自然である。

また、申立内容のとおり、当時、申立人の住所地において、市の集金人による国民年金保険料の集金が行われていたことが確認できる。

さらに、申立人は、国民年金の資格を取得した昭和 42 年 5 月以降、資格を喪失する平成 14 年 7 月まで、申立期間を除き、保険料をすべて納付しているほか、昭和 59 年 10 月から 62 年 3 月までの期間及び平成元年 4 月から 14 年 3 月までの期間の保険料を前納していることから、申立人の納付意識は高かったものと認められる。

その他の事情を含めて総合的に判断すると、申立人は、申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認められる。

青森国民年金 事案 13

第1 委員会の結論

申立人の昭和43年1月から同年3月までの国民年金保険料については、納付していたものと認められることから、納付記録を訂正することが必要である。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女

基礎年金番号 :

生 年 月 日 : 昭和 22 年生

住 所 :

2 申立内容の要旨

申立期間 : 昭和 43 年 1 月から同年 3 月まで

国民年金の保険料については、同居していた母と夫の分と一緒に、納税組合が積立金から納付していたはずである。

申立期間について、母と夫の分が納付済みとなっているにもかかわらず、私だけが未納とされているのは納得できない。

第3 委員会の判断の理由

申立期間は 3 か月と短期間であるとともに、申立人は、国民年金の資格を取得した昭和 42 年 9 月以降、資格を喪失する平成 19 年 8 月まで、申立期間を除き、保険料をすべて納付しているほか、申立人と一緒に納付していたとする申立人の夫及び同居していた母については、申立期間を含め、保険料を完納している。

また、申立内容のとおり、当時、申立人が居住していた地区において、納税組合による国民年金保険料の集金が行われていたことが確認できる。

さらに、申立人の納付日が確認できる昭和 59 年 4 月から平成 19 年 8 月までの期間について、すべて納付期限内に納付していることが確認できることから、申立人の納付意識は高かったものと認められる。

その他の事情を含めて総合的に判断すると、申立人は、申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認められる。

秋田国民年金 事案 17

第1 委員会の結論

申立人の昭和 55 年 8 月から 56 年 3 月までの国民年金保険料については、納付していたものと認められることから、納付記録を訂正することが必要である。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女

基礎年金番号 :

生 年 月 日 : 昭和 27 年生

住 所 :

2 申立内容の要旨

申立期間 : 昭和 55 年 8 月から 56 年 3 月まで

昭和 55 年 7 月末に S 事務所を退職した後、厚生年金保険から国民年金への切替手続を社会保険事務所の窓口で行い、保険料は最寄りの金融機関で納付した。

申立期間が未納とされていることに納得できない。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、国民年金加入期間について、申立期間の 8 か月を除き保険料をすべて納付しており、申立人の夫は、申立期間を含め保険料をすべて納付している。

社会保険庁の納付記録により納付日が確認できる昭和 56 年度から 58 年度までの期間及び平成 11 年度から現在までの期間について、保険料納付状況をみると、すべて納付期限内に納付していることが確認できる。また、申立期間以前に行われた厚生年金保険から国民年金への切替手続についても適切に実施されており、申立人の国民年金への納付意識は高かったと考えられる。

なお、申立人は、本来、市町村窓口で行われる厚生年金保険から国民年金への切替手続を F 社会保険事務所の窓口で行ったと申し立てているが、当時、F 社会保険事務所では、B 市に住所を有する者については、関係書類を窓口でいったん受理し、その写しを B 市に送付する取扱いが行われていたことが確認できる。

その他の事情を含めて総合的に判断すると、申立人は、申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認められる。

秋田国民年金 事案 18

第1 委員会の結論

申立人の平成7年5月の国民年金保険料については、納付していたものと認められることから、納付記録を訂正の上、還付することが必要である。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男

基礎年金番号 :

生 年 月 日 : 昭和30年生

住 所 :

2 申立内容の要旨

申立期間 : 平成7年5月

平成7年5月に就職し厚生年金保険に加入したが、同年5月の国民年金保険料は納付した。社会保険庁の記録では、申立期間の国民年金保険料の納付が確認できなかったとのことであるが、これまで、申立期間の保険料を還付されたことはない。

領収書が有り、納付したことは間違いないく、未納とされていることには納得できない。

第3 委員会の判断の理由

申立人が、平成7年5月の国民年金保険料をM市の窓口で納付したことは、申立人が所持する国民年金保険料領収証書により確認できる。また、社会保険庁の記録によれば、申立期間は厚生年金保険への加入期間となっているが、申立期間の国民年金保険料がいったん収納され、その後過誤納付として申立人に還付された記録は無い。

M市では、申立期間に係る国民年金保険料は、当時、申立人が厚生年金保険に加入したことが判明したので、申立人に返還したと思われるとしているが、申立人に還付したことが確認できる領収書等の関連資料及び周辺事情は見当たらない。

その他の事情を含めて総合的に判断すると、申立人は、申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認められることから、還付する必要がある。

山形国民年金 事案 19

第1 委員会の結論

申立人の昭和 54 年 4 月の国民年金保険料については、納付していたものと認められることから、納付記録を訂正することが必要である。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男

基礎年金番号 :

生年月日 : 昭和 26 年生

住 所 :

2 申立内容の要旨

申立期間 : 昭和 54 年 4 月

社会保険事務所で納付記録を確認したところ、申立期間の納付事実が確認できなかったとの回答をもらった。

昭和 54 年 3 月 31 日に会社を退職し、次の会社に勤務する 54 年 5 月 1 日までの間はアルバイトをしており、市役所で国民年金保険料を納付した記憶があるので、年金記録を訂正してもらいたい。

第3 委員会の判断の理由

申立期間は、1か月と短期間であるとともに、申立人は、申立期間を除き、公的年金の未加入期間は無い。

また、申立期間の国民年金保険料として納付したと主張する金額は、当時の保険料額とおおむね一致している。

さらに、申立人の妻は、申立人から申立期間の国民年金保険料を納付したとの話を聞いた記憶がある旨を証言しており、全体を通じて申立人の主張に不自然さはみられず、申立内容に明らかに反する関連資料及び周辺事情は見当たらない。

その他の事情を含めて総合的に判断すると、申立人は、申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認められる。

山形国民年金 事案 20

第1 委員会の結論

申立人の昭和 37 年 10 月から 40 年 3 月までの国民年金保険料については、納付していたものと認められることから、納付記録を訂正することが必要である。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女

基礎年金番号 :

生年月日 : 昭和 17 年生

住 所 :

2 申立内容の要旨

申立期間 : 昭和 37 年 10 月から 40 年 3 月まで

社会保険事務所で納付記録を確認したところ、申立期間の保険料が未納とされていることが分かった。

しかし、当時、私は、同居していた家族全員分(父、母、夫、私)の国民年金保険料を町内会に納付していた記憶があり、私だけ未納とされていることに納得できない。

第3 委員会の判断の理由

申立人と同居していた両親は、申立期間を含め、国民年金制度が発足した昭和 36 年 4 月から被保険者資格を喪失するまで、国民年金保険料をすべて納付している。

また、申立期間中に婚姻した申立人の夫は、婚姻後、申立人及びその両親と同居を始めたが、婚姻前後を含む国民年金の加入期間について保険料をすべて納付している。

さらに、申立人は、昭和 40 年 4 月以降、国民年金保険料を完納しているほか、申立人は住所の移動が無い上、同居している家族が国民年金保険料を完納しているにもかかわらず、申立人の申立期間のみが未納とされているのは不自然である。

その他の事情を含めて総合的に判断すると、申立人は、申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認められる。

山形国民年金 事案 21

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間のうち、昭和48年6月から52年11月までの国民年金保険料については、納付していたものと認められることから、納付記録を訂正することが必要である。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女

基礎年金番号 :

生年月日 : 昭和17年生

住 所 :

2 申立内容の要旨

申立期間 : 昭和44年ごろから昭和52年11月まで

社会保険事務所に昭和42年6月から52年11月までの納付記録について照会したところ、申立期間の納付記録が無いとの回答をもらった。

しかし、私は、昭和42年6月に夫の転勤でA県B市（現在は、C市。以下同じ）へ転居し、44年ごろに当時住んでいた社宅の主婦達に対する国民年金の集金人等から説明を受け、国民年金に加入した。

国民年金保険料は、集金人に毎月納付していたはずであり、未納とされていることに納得がいかない。

第3 委員会の判断の理由

申立人の国民年金加入手続や国民年金保険料の納付状況についての申立内容は、①申立期間当時、申立人が住んでいた地区においては、集金人による保険料の収納、納付勧奨が行われていたことや集金人による収納方法が申立人の主張におおむね沿っていたことが確認できること、②申立人に国民年金への加入を勧誘したとする者が実在し、その者は、社会保険庁の記録上、申立期間の一部（昭和47年6月以降）について、国民年金に任意加入し、保険料を納付していることが確認できること、③申立期間当時、申立人と同じ社宅に住んでいた友人が「申立期間のうち、申立人と一緒に集金人に国民年金保険料を納付していた時期がある」旨を証言しており、この友人は、社会保険庁の記録上、昭和48年6月以降、保険料を納付していたことが確認できることなどを踏まえると、不自然ではなく、基本的に信用できるものと考えられる。

また、申立人は、申立期間後の昭和52年12月以降、約25年間、国民年金

の未加入期間は無く、また、通算して約6年間、国民年金に任意加入し、保険料を納付しているなど、納付意識は比較的高かったものと考えられる。

さらに、申立期間当時、申立人と同じ社宅に住んでいた上記友人が集金人に納付したとみられる国民年金保険料が納付済みとして取り扱われることなく、数か月後に還付され、当該還付後に国民年金の任意加入手続が行われている事実が社会保険庁の記録により確認でき、B市の納付記録においても加入前に保険料を納付していたことが確認できる。

これは、国民年金手帳記号番号が払い出されていない状態で保険料が収納されていたことをうかがわせる不適切な事象であることを勘案すると、申立人に係る国民年金の事務処理についても、何らかの手違いがあったことも否定できない。

一方、申立期間の始期については、申立人の記憶が必ずしも明確では無く、これを客観的に確認できる資料が無いことを考慮すれば、申立期間のうち、少なくとも申立人と同じ社宅に住んでいた友人が国民年金保険料を納付していたことを確認できる昭和48年6月以降について、申立人は、保険料を納付していたものと推認することが妥当と考えられる。

その他の事情を含めて総合的に判断すると、申立人は、申立期間のうち、昭和48年6月から52年11月までの国民年金保険料を納付していたものと認められる。

山形国民年金 事案 22

第1 委員会の結論

申立人の昭和 61 年 7 月から 62 年 3 月までの国民年金保険料については、納付していたものと認められることから、納付記録を訂正することが必要である。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男

基礎年金番号 :

生年月日 : 昭和 21 年生

住 所 :

2 申立内容の要旨

申立期間 : 昭和 61 年 7 月から 62 年 3 月まで

社会保険事務所で納付記録を確認したところ、申立期間について国民年金保険料の納付事実が確認できなかったとの回答をもらった。

しかし、私と妻は、D 市から交付された納付書により、申立期間に係る国民年金保険料を銀行で納付したはずである。また、所持している「給与所得等に対する所得税源泉徴収簿」にも、社会保険料控除額が記載されており、未納とされていることに納得がいかない。

第3 委員会の判断の理由

申立人が所持している昭和 61 年分及び 62 年分の「給与所得等に対する所得税源泉徴収簿」に社会保険料控除額として記載されている金額は、申立期間当時の国民年金保険料（年額）と一致しており、申立てを裏付けるものと認められる。

また、申立人は、申立期間後の昭和 62 年 4 月以降、約 20 年間にわたり国民年金保険料をすべて納付しているほか、申立期間の前後の保険料の納付時期をみると、おおむね期限内に納付していることが確認できるとともに、申立期間以前に存在する申請免除期間（2 年）についても、その大部分の期間を追納しているなど、納付意識は比較的高かったものと考えられる。

他の事情を含めて総合的に判断すると、申立人は、申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認められる。

山形国民年金 事案 23

第1 委員会の結論

申立人の昭和 61 年 7 月から 62 年 3 月までの国民年金保険料については、納付していたものと認められることから、納付記録を訂正することが必要である。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女

基礎年金番号 :

生年月日 : 昭和 25 年生

住 所 :

2 申立内容の要旨

申立期間 : 昭和 61 年 7 月から 62 年 3 月まで

社会保険事務所で納付記録を確認したところ、申立期間について国民年金保険料の納付事実が確認できなかったとの回答をもらった。

しかし、私と夫は、D 市から交付された納付書により、申立期間に係る国民年金保険料を銀行で納付したはずである。また、所持している「給与所得等に対する所得税源泉徴収簿」にも、社会保険料控除額が記載されており、未納とされていることに納得がいかない。

第3 委員会の判断の理由

申立人が所持している昭和 61 年分及び 62 年分の「給与所得等に対する所得税源泉徴収簿」に社会保険料控除額として記載されている金額は、申立期間当時の国民年金保険料（年額）と一致しており、申立てを裏付けるものと認められる。

また、申立人は、申立期間後の昭和 62 年 4 月以降、約 20 年間にわたり国民年金保険料をすべて納付しているほか、申立期間の前後の保険料の納付時期をみると、おおむね期限内に納付していることが確認できるとともに、申立期間以前に存在する申請免除期間（2 年）についても、その大部分の期間を追納しているなど、納付意識は比較的高かったものと考えられる。

その他の事情を含めて総合的に判断すると、申立人は、申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認められる。

福島国民年金 事案 12

第1 委員会の結論

申立人の昭和 37 年 4 月から 40 年 3 月までの国民年金保険料については、納付していたものと認められることから、納付記録を訂正することが必要である。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男

基礎年金番号 :

生 年 月 日 : 昭和 12 年生

住 所 :

2 申立内容の要旨

申立期間 : 昭和 37 年 4 月から 40 年 3 月まで

国民年金制度が始まってからは、加入してすべて納めてきた。昭和 37 年 4 月から 40 年 3 月まで未納とされているのは納得できない。

税金関係は、当時 A 納税組合を通じて納めていた。近くの寺が集金場所になっていたので、集金日に、父に頼まれて納税台帳とお金を持参した記憶がある。

第3 委員会の判断の理由

申立期間を除き、申立人の国民年金加入期間について未納期間は無い。

また、申立人が居住する地区において、A 納税組合が申立期間当時から存在していたことについて、複数の元組合員から証言が得られるとともに、当該組合が国民年金保険料を取り扱っていて、納付率も高く市役所から数回表彰を受けるなど組合員の納付意識は高かったとの証言もあることから、納税組合を通じて納めていたとする申立内容は信憑性が高い。

さらに、申立人は国民年金保険料の納付が始まる前の昭和 36 年 1 月に加入して、昭和 36 年度の保険料を納付していること、納税組合が解散した後は国民年金保険料を前納していること等から、申立人の国民年金保険料の納付意識は高かったものと考えられる。

その他の事情を含めて総合的に判断すると、申立人は、申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認められる。

福島国民年金 事案 13

第1 委員会の結論

申立人の昭和 37 年 4 月から 40 年 3 月までの国民年金保険料については、納付していたものと認められることから、納付記録を訂正することが必要である。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女

基礎年金番号 :

生 年 月 日 : 昭和 14 年生

住 所 :

2 申立内容の要旨

申立期間 : 昭和 37 年 4 月から 40 年 3 月まで

国民年金制度が始まってからは、加入してすべて納めてきた。昭和 37 年 4 月から 40 年 3 月まで未納とされているのは納得できない。

税金関係は、当時 A 納税組合を通じて納めていた。近くの寺が集金場所になっていたので、集金日に、夫が義父に頼まれて納税台帳とお金を持参していた記憶がある。

第3 委員会の判断の理由

申立期間を除き、申立人の国民年金加入期間について未納期間は無い。

また、申立人が居住する地区において、A 納税組合が申立期間当時から存在していたことについて、複数の元組合員から証言が得られるとともに、当該組合が国民年金保険料を取り扱っていて、納付率も高く市役所から数回表彰を受けるなど組合員の納付意識は高かったとの証言もあることから、納税組合を通じて納めていたとする申立内容は信憑性が高い。

さらに、申立人は国民年金保険料の納付が始まる前の昭和 36 年 1 月に加入して、昭和 36 年度の保険料を納付していること、納税組合が解散した後は国民年金保険料を前納していること等から、申立人の国民年金保険料の納付意識は高かったものと考えられる。

その他の事情を含めて総合的に判断すると、申立人は、申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認められる。

埼玉国民年金 事案 17

第1 委員会の結論

申立人の昭和 48 年 9 月から 50 年 3 月までの国民年金保険料については、納付しているものと認められることから、納付記録を訂正することが必要である。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女

基礎年金番号 :

生年月日 : 昭和 21 年生

住 所 :

2 申立内容の要旨

申立期間 : 昭和 48 年 9 月から 50 年 3 月まで

昭和 48 年に、母親に地元の A 小学校（B 県 C 市）で国民年金の加入手続ができるなどを教えられ、この小学校に出向き、国民年金の加入手続をした。保険料は、相当額を母親に渡していた。納付手続と領収書等の管理は母親に任せており、自ら納付したことは無いが、娘の私に国民年金に加入することを勧めた母親が私の保険料を納付しないとは考えられない。母親は他界しており、私の記憶のほかに証拠になるものは無いが、確かに納付していたはずなので未納とされているのは納得できない。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、地元の A 小学校において国民年金の加入手続をしたと主張しているところ、当時、同校東校舎に C 市役所 D 出張所が仮移転（昭和 48 年 4 月 2 日から同年 10 月 31 日までの期間）しており、同校内に所在する D 出張所において国民年金の加入手続が可能であったことが確認でき、かつ、申立人が加入手続をしたとする時期と一致することから、申立内容は信憑性が高いと認められる。

また、申立人は、申立期間を除き、未納は無く、60 歳になるまで保険料をすべて納付している上、60 歳到達以降の平成 19 年 1 月からは、国民年金に任意加入し、平成 19 年度は前納している。さらに、申立期間当時、同居して国民年金に加入することを勧めた母親は、国民年金制度発足時から厚生年金保険に加入するまでの間、国民年金保険料を完納しており、申立人家族の国民年金に対する意識は高かったものと考えられる。

その他の事情を含めて総合的に判断すると、申立人は、申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認められる。

埼玉国民年金 事案 19

第1 委員会の結論

申立人の昭和 40 年 8 月から 42 年 3 月までの国民年金保険料については、納付していたものと認められることから、納付記録を訂正することが必要である。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生年月日 : 昭和 9 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申立期間 : 昭和 40 年 8 月から 42 年 3 月まで
A 社会保険事務所に国民年金の納付記録を照会したところ、昭和 40 年 8 月から 42 年 3 月までの国民年金保険料が未納となっていることが分かった。42 年 12 月に新しい国民年金手帳に切り替えられると同時に旧手帳が回収されてしまい、41 年度以前の納付記録を証明するものはなくなってしまったが、国民年金保険料は役場職員に言われるとおりすべて納付し、印紙を手帳に貼付されていた記憶があるので納得がいかない。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、昭和 40 年 8 月に国民年金に加入し、その後は旧 B 町役場で保険料を納付していた。申立人は、会社を辞めるときに同僚の助言を受けて加入了こと、加入後、41 年 10 月の長男の出生後に遅れて妻が加入したこと、42 年 12 月に役場の窓口で国民年金手帳を切り替えられたことなどを鮮明に記憶しており、かつ、役場で納付したと主張する保険料額は、当時の保険料額とおおむね一致しているなど、その内容は、詳細かつ具体的で、特段不合理な点は認められない。

また、申立人は、会社を変わる際に 1 回の国民年金未加入期間があるが、1 か月と短期間であり、申立期間以降は未納又は未加入期間は無く、夫婦共にすべて期限内に国民年金保険料を納付している。さらに、かつて勤務していた会社の厚生年金保険加入記録が無いことに気付き、当時の同僚の協力を得て、記録を訂正させたことがあるなど、年金制度に関する意識は高い。

その他の事情を含めて総合的に判断すると、申立人は、申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認められる。

埼玉国民年金 事案 21

第1 委員会の結論

申立人の昭和 57 年 8 月から 58 年 1 月までの国民年金保険料については、納付していたものと認められることから、納付記録を訂正することが必要である。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女

基礎年金番号 :

生年月日 : 昭和 22 年生

住 所 :

2 申立内容の要旨

申立期間 : 昭和 57 年 8 月から 58 年 1 月まで

平成 19 年 3 月に記録の確認を行ったところ、昭和 57 年 8 月から 58 年 1 月までの保険料が未納であると言われた。証明できるものは残っていない。

未納通知が届いていたならば、納付しているはずで、未納通知は受けていない。通知が来ているのに払わないことは無い。

申立期間の夫の国民年金保険料は納付済みとなっているが、私だけ未納となっていることに納得がいかない。

第3 委員会の判断の理由

申立人の国民年金保険料の納付記録について、年度内的一部分に未納があれば存在するはずの特殊台帳が存在しない。また、申立期間は、申立人が退職した直後で、退職金収入があったため保険料納付に困窮する状況になく、国民年金加入後の保険料納付は申立人が夫婦の保険料と一緒に納付してきたとしており、申立期間における申立人の夫の保険料が納付済みとなっているところ、申立人の申立期間の保険料のみが未納となっているのは不自然である。

さらに、申立人は、国民年金加入後は、申立期間を除き、保険料をすべて納付しており、昭和 58 年 8 月から平成 2 年 3 月までは銀行振込を利用して保険料を納付し、かつ、その夫の退職後は、前納制度により保険料を納めるなど、納付意識が高かったものと考えられる。

加えて、申立人の保険料が未納とされている期間は、前後を納付済みの間に挟まれた申立期間のみであり、かつ、6か月と短期間である。

その他の事情を含めて総合的に判断すると、申立人は、申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認められる。

埼玉国民年金 事案 22

第1 委員会の結論

申立人の昭和 39 年 9 月から 41 年 12 月までの国民年金保険料については、納付していたものと認められることから、納付記録を訂正することが必要である。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女

基礎年金番号 :

生年月日 : 昭和 19 年生

住 所 :

2 申立内容の要旨

申立期間 : 昭和 39 年 9 月から 41 年 12 月まで

昭和 40 年 2 月 16 日に最寄りの A 区 B 出張所に婚姻届を届け出た際、職員に国民年金の加入を勧められたことから加入手続を行い、その場で夫の分と併せて当該年度の保険料を一括して納付した。翌年度以降も納付していたため、未納となっているのは納得がいかない。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、A 区の最寄りの出張所へ婚姻届を届け出た際、国民年金保険料を納付したことを鮮明に記憶しており、申立人がその場で保険料を納付したとする主張は、申立人が記憶している当該出張所名が、当時の名称である「B 出張所」（申立期間後、昭和 42 年 9 月に「C 出張所」と名称変更）であったこと、かつ、A 区 B 出張所（当時）において、当時国民年金の収納事務を行っていたことなどから裏付けられる。また、申立人が記憶していた国民年金手帳の色が、当時の国民年金手帳の色と一致し、かつ、申立人が納付したと主張する月額保険料も当時の月額保険料とおおむね一致していることなどから、申立内容は信憑性が高いものと考えられる。

さらに、申立人は、申立期間を除き、生活の苦しかった時期に未納期間が合計 15 か月あるものの、その他の期間においては、申立人が 60 歳になるまで、保険料をすべて納付している。

他の事情を含めて総合的に判断すると、申立人は、申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認められる。

栃木国民年金 事案 33

第1 委員会の結論

申立人の昭和 56 年 1 月から同年 3 月までの国民年金保険料については、納付していたものと認められることから、納付記録を訂正することが必要である。

第2 申立人の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女

基礎年金番号 :

生 年 月 日 : 昭和 31 年生

住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 56 年 1 月から同年 3 月まで

国民年金納付記録について、社会保険庁に照会したところ、昭和 56 年 1 月から同年 3 月までの期間について納付事実が確認できなかったとの回答をもらった。当時は、同居していた母親が家族の分の保険料と一緒に役場へ納付していたので、母親が納付済みとなっているのに、自分だけ未納となっているのは納得できない。

第3 委員会の判断の理由

当時、母親が申立人及びその母親の国民年金保険料を、3か月単位で一緒に役場に納付していたとの主張については、申立期間における母親の記録が納付済みとなっていること、申立人が申立期間を除き国民年金及び厚生年金保険加入期間について保険料をすべて納付していること、母親も未納期間が無いことなどから信憑性が高いと考えられる。

また、申立人は国民年金加入後に厚生年金保険加入期間が 3 回あるところ、そのうち合計 16 月について国民年金保険料を二重払いして還付を受けていることから、申立期間の保険料を納付していたとする母親の納付意欲は高かったと考えられる。

その他の事情を含めて総合的に判断すると、申立人は、申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認められる。

栃木国民年金 事案 34

第1 委員会の結論

申立人の昭和 59 年 1 月から同年 3 月までの国民年金保険料については、納付していたものと認められることから、納付記録を訂正することが必要である。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女

基礎年金番号 :

生年月日 : 昭和 18 年生

住 所 :

2 申立内容の要旨

申立期間 : 昭和 59 年 1 月から同年 3 月まで

申立期間について、社会保険庁の記録では未納とされているが、当時、国民年金保険料は銀行又は郵便局などで納付していたので、申立期間の保険料のみが未納とされていることは納得できない。

第3 委員会の判断の理由

申立期間は 3 か月と短期間であり、申立人は、昭和 52 年 12 月に国民年金の加入手続を行って以降、25 年以上にわたる加入期間において、申立期間以外に未納は無いとともに、申立期間は任意加入期間であることから、申立人の保険料納付に対する意識は高かったものと考えられる。

また、申立人は、知人の勧めもあって将来の年金受給を目的に国民年金の任意加入を行ったと主張しており、申立期間の保険料のみを納付しないのは不自然と考えられる。

さらに、申立人の夫は、長年にわたり同一事業所に勤務していることなどから、申立人の国民年金保険料を納付するには十分な資力があったことも確認できる。

その他の事情を含めて総合的に判断すると、申立人は、申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認められる。

栃木国民年金 事案 35

第1 委員会の結論

申立人の昭和 50 年 4 月から同年 12 月までの国民年金保険料については、納付していたものと認められることから、納付記録を訂正することが必要である。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女

基礎年金番号 :

生年月日 : 昭和 17 年生

住 所 :

2 申立内容の要旨

申立期間 : 昭和 50 年 4 月から同年 12 月まで

申立期間について、社会保険庁の記録では未納とされているが、国民年金保険料は市役所の集金担当者等に納付していた。未納とされていることには納得できない。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、当時、国民健康保険証の交付を受けているが、当時の申立人は「国民健康保険証の交付は、国民健康保険への加入はもとより国民年金への加入及び保険料納付が前提である」と考えて手続を行ってきたと主張しており、申立人の娘が病弱であったことや家庭の経済状況などからも、その主張は信憑性が高いと考えられる。

また、申立人は、国民年金の加入手続以降は、申立期間以外に未納が無く、しかも、約 24 年間にわたる納付済期間のうち約 8 年間は前納により保険料を納付していることなどから、申立人の納付意識は高かったと考えられる。

その他の事情を含めて総合的に判断すると、申立人は、申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認められる。

千葉国民年金 事案34

第1 委員会の結論

申立人の昭和46年3月の国民年金保険料については、納付していたものと認められることから、納付記録を訂正することが必要である。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女

基礎年金番号 :

生 年 月 日 : 昭和18年生

住 所 :

2 申立内容の要旨

申立期間 : 昭和46年3月

国民年金記録を照会したところ、申立期間の1か月が未納とされていた。昭和46年3月に、当時のA市B出張所で国民年金の任意加入手続を行うと同時に同出張所で保険料を納付し、薄い、縦長の手書きの領収書を受け取り財布にしまっておいたことと、催促してから国民年金手帳が送付されたことを記憶している。1か月分だけ納め忘れたということではなく、未納とされていることには納得できない。

第3 委員会の判断の理由

申立人の国民年金手帳の記載から、申立人が46年3月26日に任意加入手続を行ったことが明らかである。そして、申立人が加入手続を行い、同時に1か月分の保険料を納付して、領収書を受け取ったと主張するA市B出張所は当時存在し、国民年金の加入手続及び保険料の収納を行っていたことが認められるなど、その主張は具体的であり、不自然さはみられない。

また、申立期間は、任意加入の1か月間のみと短期間であり、かつ、申立人は、同年4月以降の国民年金加入期間について保険料をすべて納付している上、被保険者資格の変更手続も適正に行っているなど、年金に対する関心が強く、保険料納付に対する意識も高かったものと認められることから、申立人は、任意加入当初の保険料も納付する意思で加入したものだと考えるのが自然である。

その他の事情を含めて総合的に判断すると、申立人は、申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認められる。

千葉国民年金 事案35

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間のうち、昭和61年5月から同年7月までの国民年金保険料については、納付していたものと認められることから、納付記録を訂正することが必要である。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男

基礎年金番号 :

生 年 月 日 : 昭和40年生

住 所 :

2 申立内容の要旨

申立期間 : 昭和61年5月から62年2月まで

申立期間当時は、家業の浴場の手伝いをしていたが、将来のことを考えて国民年金に加入していた。

国民年金保険料は自衛隊に勤務していた当時の蓄えから捻出し、家族とは別に納付した。

納付書の5月から順に、何か月分か分からぬが2万円前後の保険料を納めたことを記憶しているので、未納となっているのはおかしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、厚生年金保険の資格を喪失して、申立期間の中間ころ、自ら国民年金の加入手続を行っており、申立期間当時、保険料納付の意志があったものと考えられる。

また、申立人は、「交付を受けた納付書の最初の5月分から順に、何か月分か分からぬが2万円前後納付した。」と陳述しているところ、これは申立期間の一部に当たることを知りながら、自己の記憶に忠実に述べているもので、不自然さはみられず、当時の保険料から勘案すると、その金額はおよそ3か月分に相当することから、昭和61年5月から同年7月までの3か月の保険料を納付したものと推認される。

さらに、申立人は、その後の厚生年金保険から国民年金への3回の切替手続をいずれも適正に行っていることから、国民年金に対する関心が高かったこともうかがえる。

その他の事情を含めて総合的に判断すると、申立人は、申立期間のうち、昭和61年5月から同年7月までの国民年金保険料を納付していたものと認められる。

千葉国民年金 事案 36

第1 委員会の結論

申立人の昭和 44 年 1 月から 45 年 7 月までの期間及び 48 年 12 月から 49 年 12 月までの期間の国民年金保険料については、納付していたものと認められることから、納付記録を訂正することが必要である。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男

基礎年金番号 :

生 年 月 日 : 昭和 24 年生

住 所 :

2 申立内容の要旨

申立期間 : ① 昭和 44 年 1 月から 45 年 7 月まで
② 昭和 48 年 12 月から 49 年 12 月まで

申立期間の国民年金保険料は、昭和 54 年 4 月ごろ A 市役所年金課で指導を受けて、夫婦共にそれぞれ 20 歳からの保険料として二人分約 30 万円を、B 農協の貯金を下ろして市役所で支払ったはずである。

妻は納付済みときちんと記録されているが、私の記録は 3 か月分しか納付したことになっておらず、納得できない。

第3 委員会の判断の理由

申立人が特例納付を行った場所と主張する A 市役所には、昭和 54 年 4 月当時、C 社会保険事務所職員が特例納付の収納促進のため出向いていたことが確認されており、申立人の主張に不自然さはみられない。

また、申立人が納付したと主張する金額は、申立人及びその妻が特例納付したと主張している期間の保険料の合計額とほぼ一致している上、一緒に納付したとしている妻の記録は 20 歳にさかのぼって 50 か月分の保険料が納付済みとなっていることから、申立人の保険料のみが未納となっていることは不自然である。

さらに、申立人及びその妻は、国民年金の加入手続を行い保険料を納付した際、過年度保険料の納付を行っていること、及び申立期間を除き未納期間が無いことから、納付意識が高かったと考えられる。

（）その他の事情を含めて総合的に判断すると、申立人は、申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認められる。

千葉国民年金 事案 37

第1 委員会の結論

申立人の昭和 46 年 4 月から同年 6 月までの国金年金保険料については、納付していたものと認められることから、納付記録を訂正することが必要である。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女

基礎年金番号 :

生年月日 : 昭和 17 年生

住 所 :

2 申立内容の要旨

申立期間 : 昭和 46 年 4 月から同年 6 月まで

申立期間当時、国民年金保険料は定期的に訪問して来る集金人に支払っていた。申立期間が未納であれば、集金人は当然未納期間の分を集金してから次の期間の分を集金するはずであり、申立期間の保険料が未納とされていることに納得がいかない。

第3 委員会の判断の理由

申立人の国民年金保険料が未納とされている期間は 3 か月と短期間であり、かつ、申立期間以降は未納期間が無い。

また、当時、申立人の居住していた地区では、集金人が保険料を集金していたことが確認できるとともに、定期的に訪問している集金人が、3 か月分の未納があるまま、引き続き次期以降の保険料を集金することは不自然である。

さらに、申立人は、昭和 53 年 12 月から 61 年 3 月まで付加保険料を含めて納付していることなどから、納付意識も高かったものと認められる。

その他の事情を含めて総合的に判断すると、申立人は、申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認められる。

東京国民年金 事案 35

第1 委員会の結論

申立人の昭和 38 年 4 月から 52 年 3 月までの国民年金保険料については、納付していたものと認められることから、納付記録を訂正することが必要である。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女

基礎年金番号 :

生 年 月 日 : 昭和 17 年生

住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 38 年 4 月から 52 年 3 月まで

昭和 55 年に特例納付制度があったとき、2 回か 3 回に分割して、総額 70 万円以上の国民年金保険料を区役所の出張所で納付した。その後の保険料も毎月出張所で納付したにもかかわらず、特例納付分が未納とされていることに納得できない。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、当時、申立人の同居人（勤務先の経営者）が特例納付制度を利用して未納分の国民年金保険料を納付したことを聞き、それに倣って、国民年金に加入し、過去の未納保険料を 2 回か 3 回の分割で特例納付したと主張している。その資金は、手持ちの現金と同居人から給与を前借りして用意したと述べているが、その記憶は具体的であり、申立人が納付したとする国民年金保険料の総額は、特例納付に必要な保険料の総額とほぼ一致していること、及び申立人の同居人は、昭和 54 年 7 月に特例納付を行い、申立人はその翌月である同年 8 月に国民年金手帳記号番号の払い出しが受けていることから、申立内容は信用することができる。

また、当時、区役所では広報誌、チラシ配布、出張所等における巡回相談など保険料納付促進が積極的に行われていたことが確認でき、申立人は、それらが行われていた出張所の近隣に居住し、当該出張所へも出入りしていたことから、特例納付に関する情報も十分理解していたものと推認される。

さらに、申立人は国民年金手帳記号番号が払い出されて以降、国民年金保険料はすべて納付済みとなっている上、付加保険料も併せて納付していることから、年金に対する意識は高かったものと考えられ、申立人の申立内容に不自然さは見られない。

その他の事情を含めて総合的に判断すると、申立人は、申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認められる。

東京国民年金 事案 36

第1 委員会の結論

申立人の昭和 43 年 10 月から 44 年 3 月までの国民年金保険料については、納付していたものと認められることから、納付記録を訂正することが必要である。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女

基礎年金番号 :

生年月日 : 昭和 4 年生

住 所 :

2 申立内容の要旨

申立期間 : 昭和 43 年 10 月から 44 年 3 月まで

国民年金保険料の納付記録を社会保険事務所に照会したところ、昭和 43 年 10 月から 44 年 3 月までの納付記録が無かったとの回答を得た。昭和 36 年以降、毎月欠かさず保険料を納付してきたことから、6 か月も連続して未納となっていることには納得できない。

第3 委員会の判断の理由

申立人の申立期間は 6 か月と短期間であり、申立期間の前後の期間について国民年金保険料を申立人自らが納付し、すべて納付済みとなっていることから、申立期間のみが未納とされているのは不自然である。

また、申立人は国民年金制度が発足した昭和 36 年 4 月から国民年金に加入しており、申立人の納付意識は高かったものと考えられる。

さらに、当時、申立人はその夫が亡くなり母子福祉年金を受給していたことから、年金に対する理解が十分にあったことがうかがえるほか、申立人は実家のスーパーマーケットを手伝い、経済状況も国民年金保険料を納付するのに問題が無く、申立内容に不自然さは見られない。

その他の事情を含めて総合的に判断すると、申立人は、申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認められる。

東京国民年金 事案 37

第1 委員会の結論

申立人の昭和 56 年 1 月から同年 3 月までの国民年金保険料については、納付していたものと認められることから、納付記録を訂正することが必要である。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女

基礎年金番号 :

生 年 月 日 : 昭和 28 年生

住 所 :

2 申立内容の要旨

申立期間 : 昭和 56 年 1 月から同年 3 月まで

社会保険事務所から、昭和 56 年 1 月から同年 3 月まで、国民年金保険料の納付事実が確認できなかったとの回答をもらったが、51 年 4 月に結婚してからは毎回必ず夫婦の保険料と一緒に納付してきたにもかかわらず、夫が納付済みとされ、私の分だけ未納とされているのは納得できない。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、厚生年金保険の被保険者であった期間を除く昭和 51 年 8 月から 61 年 12 月までの期間及び 62 年 2 月から平成 10 年 5 月までの期間の合計 21 年 9 か月の国民年金加入期間について、申立期間を除き、国民年金保険料をすべて納付している上、申立人の夫は、昭和 51 年 4 月の結婚前後を含む 44 年 4 月から 60 歳となった平成 18 年 8 月まで、保険料をすべて納付していることから、申立人及びその夫の納付意識は高かったものと認められる。

また、申立期間は 3 か月と短期間であり、申立人の夫は機械加工・修理業を経営し保険料を納付するのに経済的な問題は無かったことから、昭和 51 年 4 月に結婚してから今まで保険料は必ず夫婦一緒に納付していたとする申立人の主張は信用することができ、申立期間のみが未納とされているのは不自然である。

その他の事情を含めて総合的に判断すると、申立人は、申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認められる。

東京国民年金 事案 38

第1 委員会の結論

申立人の昭和 48 年 1 月から同年 3 月までの国民年金保険料については、納付していたものと認められることから、納付記録を訂正することが必要である。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男

基礎年金番号 :

生 年 月 日 : 昭和 24 年生

住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 48 年 1 月から同年 3 月まで

昭和 48 年 1 月から同年 3 月までの期間について、社会保険事務所から国民年金保険料の納付事実が確認できなかったとの回答をもらった。昭和 46 年 7 月に国民年金に加入して以降、現在まで保険料をすべて納付してきたはずであり、過去に、未納の知らせや督促も無かった。未納とされているのは納得できない。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、厚生年金保険の資格を喪失した昭和 46 年 7 月 1 日に国民年金に入り、申立期間を除き、すべて保険料が納付済みになっていることや、49 年 4 月以降は、付加保険料も併せて納付していることなどから、申立人の保険料納付意識は高かったものと考えられる。

また、申立期間は 3 か月と短期間であるとともに、当時、申立人の経済状況は、保険料を納付するのに問題は無かったことや、申立人及びその家族の生活状況等に大きな変化は認められなかったことから、申立期間の国民年金保険料のみが未納とされているのは不自然である。

さらに、一部未納がある場合に作成される特殊台帳（マイクロフィルム）が無いことから、社会保険庁の記録管理に過誤があると考えざるを得ない。

その他の事情も含めて総合的に判断すると、申立人は、申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認められる。

東京国民年金 事案 39

第1 委員会の結論

申立人の昭和 59 年 4 月から同年 9 月までの国民年金保険料については、納付していたものと認められることから、納付記録を訂正することが必要である。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女

基礎年金番号 :

生 年 月 日 : 昭和 21 年生

住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 59 年 4 月から同年 9 月まで

社会保険事務所から、昭和 59 年 4 月から同年 9 月まで、国民年金保険料の納付事実が確認できなかったとの回答をもらったが、信用金庫に現金で夫の分と一緒に納付していたはずである。夫が納付済みとされ、私の分だけ未納とされているのは納得できない。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、その夫が営んでいた A 社において給与所得者として働いており、申立人が保管していた当該事業所に係る昭和 59 年分の給与所得者の保険料控除申告書の社会保険料控除欄には、「国民年金 B 区 74,640 円」の記載があり、同年分の給与所得の源泉徴収票の社会保険料等の金額欄にも同額が記載されていることが確認でき、これは、当時の 1 年間の国民年金保険料とおおむね一致する。

また、申立人とその夫の国民年金手帳記号番号は、昭和 46 年 11 月ごろに払い出されていることが確認でき、これ以降、申立人は、47 年 1 月から 60 歳となった平成 18 年 8 月まで、申立期間を除き、保険料をすべて納付しており、また、申立人の夫は、昭和 46 年 4 月から 60 歳となった平成 8 年 6 月まで、保険料をすべて納付しており、申立人及びその夫の納付意識は高かったものと認められる。

さらに、申立期間は 6 か月と短期間であり、申立人の夫は運送業を経営し保険料を納付するのに経済的な問題は無く、昭和 46 年に加入手続を行って以降、保険料は夫婦一緒に納付していたとする申立人の主張は信用することができ、申立期間のみが未納とされているのは不自然である。

その他の事情を含めて総合的に判断すると、申立人は、申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認められる。

東京国民年金 事案 40

第1 委員会の結論

申立人の昭和 54 年 7 月から同年 12 月までの国民年金保険料については、納付していたものと認められることから、納付記録を訂正することが必要である。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女

基礎年金番号 :

生年月日 : 昭和 25 年生

住 所 :

2 申立内容の要旨

申立期間 : 昭和 54 年 7 月から同年 12 月まで

社会保険事務所から、昭和 54 年 7 月から同年 12 月まで、国民年金保険料の納付事実が確認できなかったとの回答をもらったが、51 年に結婚して夫婦一緒に加入手続を行い、毎回必ず夫婦の保険料と一緒に納付してきたにもかかわらず、夫の分が納付済みとされ、私の分だけ未納とされているのは納得できない。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、昭和 51 年に結婚して夫婦一緒に国民年金加入手続を行い、夫婦の国民年金保険料と一緒に納付してきたと主張しており、事実、申立人とその夫の国民年金手帳記号番号は、51 年 12 月ごろに連番で払い出されていることが確認でき、その時点で納付が可能な保険料を、申立人については厚生年金被保険者資格を喪失した 51 年 4 月まで、申立人の夫については 49 年 10 月まで、さかのぼって納付したものと考えられる。そして、これ以降、申立人は、申立期間を除き、保険料をすべて納付し、申立人の夫は、60 歳となった平成 16 年 12 月まで、保険料をすべて納付しており、申立人及びその夫の納付意識は高かったものと認められる。

また、申立期間は 6 か月と短期間であり、申立人の夫はガソリンスタンドを経営し保険料を納付するのに経済的な問題は無く、昭和 51 年に結婚してから今まで保険料は必ず夫婦一緒に納付していたとする申立人の主張は信用することができ、申立期間のみが未納とされているのは不自然である。

その他の事情を含めて総合的に判断すると、申立人は、申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認められる。

東京国民年金 事案 41

第1 委員会の結論

申立人の昭和 42 年 4 月から 43 年 3 月までの国民年金保険料については、納付していたものと認められることから、納付記録を訂正することが必要である。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男

基礎年金番号 :

生年月日 : 昭和 13 年生

住 所 :

2 申立内容の要旨

申立期間 : 昭和 42 年 4 月から 43 年 3 月まで

昭和 42 年 4 月から 43 年 3 月までの期間について、社会保険事務所から国民年金保険料の納付事実が確認できなかったとの回答をもらった。昭和 42 年 3 月に区役所に転居届を提出した際、国民年金の説明を受け、妻と一緒に国民年金に加入し、保険料も夫婦一緒に納付してきた。42 年 12 月には、申立期間以前の 1 年 6 か月分の国民年金保険料もさかのぼって納付した。申立期間について、妻の分は納付済みとされているにもかかわらず、私の分だけ未納とされているのは納得できない。

第3 委員会の判断の理由

申立人とその妻は、昭和 42 年 3 月の転居を契機に夫婦一緒に国民年金に加入し、申立期間以降、保険料の納付状況も夫婦同一であることから、一緒に保険料を納付してきたものと認められる。

また、申立人は、国民年金に加入後間もなく、納付可能な未納保険料 1 年 6 か月分をさかのぼって納付していることや、保険料の納付を開始した昭和 42 年 4 月以降、申立人とその妻の保険料が、申立人の申立期間を除き、すべて納付済みになっていることなどから、保険料納付意識は高かったものと認められ、申立人の申立期間の保険料のみを納付しなかったとするのは不自然である。

さらに、社会保険庁が保有する国民年金被保険者台帳（マイクロフィルム）によると、申立人の申立期間について、当初、納付済みの表示が記録され、その後、訂正理由を記載すること無く、納付記録が取り消されるなど、社会保険庁の記録管理に何らかの過誤があったと考えざるを得ない。

他の事情も含めて総合的に判断すると、申立人は、申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認められる。

東京国民年金 事案 42

第1 委員会の結論

申立人の昭和 60 年 7 月から同年 9 月までの国民年金保険料については、納付していたものと認められることから、納付記録を訂正することが必要である。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女

基礎年金番号 :

生 年 月 日 : 昭和 9 年生

住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 60 年 7 月から同年 9 月まで

社会保険事務所から、昭和 60 年 7 月から同年 9 月までの期間について、納付事実の確認ができなかったとの回答をもらったが、41 年 4 月に国民年金に加入して以降、保険料を納付しており、3か月だけ未納となっているのは納得できない。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、昭和 41 年 4 月に国民年金に加入以降、申立期間及び国民年金第三号被保険者期間を除き、国民年金保険料をすべて納付しており、納付意識は高かったものと考えられる。

また、申立期間は 3 か月と短期間であり、申立期間の前後の期間は任意加入期間である。その前後の期間の保険料がすべて納付済みとなっており、かつ、申立人の経済状況等に大きな変化は認められず、保険料を納付するのに問題は無いことから、申立期間のみが未納とされているのは、不自然である。

さらに、申立人は、国民年金被保険者資格の種別変更を繰り返しているが、いずれの場合も適切に手続を行っている。

その他の事情を含めて総合的に判断すると、申立人は、申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認められる。

神奈川国民年金 事案 27

第1 委員会の結論

申立人の昭和 38 年 4 月から同年 12 月までの期間及び 39 年 10 月から 42 年 3 月までの期間の国民年金保険料については、納付していたものと認められることから、納付記録を訂正することが必要である。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生年月日 : 昭和 8 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申立期間 : ① 昭和 38 年 4 月から同年 12 月まで
② 昭和 39 年 10 月から 42 年 3 月まで

昭和 38 年ごろから 42 年ごろまでは、自宅に、区役所の職員と思われる集金人が来ており、国民年金保険料を集金していた。毎月、集金されていたのに未納になっているのは納得できない。

夫婦で一緒に保険料を納付しており、当初は納付が確認できなかった昭和 39 年 1 月から同年 9 月までの 9か月の保険料については、その後の社会保険事務所の調査により、納付記録が二人とも確認された。

申立期間の国民年金手帳等の証拠は無いが、当時の集金方法を具体的に記憶しているので、国民年金保険料を納付していたことを認めてもらいたい。

第3 委員会の判断の理由

申立期間①及び②の間の期間である昭和 39 年 1 月から同年 9 月までについては、当初、社会保険事務所への照会結果では、納付記録が確認できなかったが、その後の調査で納付済みであることが判明したとともに、申立人の資格取得年月日にも誤りが見受けられることから、行政側の記録管理が適切に行われていなかつたものと認められる。

また、申立人が居住していた区では、その当時、国民年金保険料の集金を区の職員が行っていることが確認でき、また、その納付の状況についても、確認できた当時の状況とおおむね合致し、申立内容全体を通じて申立人の主張に不自然さは無く、基本的に信用できるものと考えられる。

その他の事情を含めて総合的に判断すると、申立人は、申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認められる。

神奈川国民年金 事案 28

第1 委員会の結論

申立人の昭和38年4月から同年12月までの期間及び39年10月から42年3月までの期間の国民年金保険料については、納付していたものと認められることから、納付記録を訂正することが必要である。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生年月日 : 昭和2年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申立期間 : ① 昭和38年4月から同年12月まで
② 昭和39年10月から42年3月まで

昭和38年ごろから42年ごろまでは、自宅に、区役所の職員と思われる集金人が来ており、国民年金保険料を集金していた。毎月、集金されていたのに未納になっているのは納得できない。

夫婦で一緒に保険料を納付しており、当初は納付が確認できなかった昭和39年1月から同年9月までの9か月の保険料については、その後の社会保険事務所の調査により、納付記録が二人とも確認された。

申立期間の国民年金手帳等の証拠は無いが、当時の集金方法を具体的に記憶しているので、国民年金保険料を納付していたことを認めてもらいたい。

第3 委員会の判断の理由

申立期間①及び②の間の期間である昭和39年1月から同年9月までについては、当初、社会保険事務所への照会結果では、納付記録が確認できなかったが、その後の調査で納付済みであることが判明したとともに、申立人の資格取得年月日にも誤りが見受けられることから、行政側の記録管理が適切に行われていなかつたものと認められる。

また、申立人が居住していた区では、その当時、国民年金保険料の集金を区の職員が行っていることが確認でき、また、その納付の状況についても、確認できた当時の状況とおおむね合致し、申立内容全体を通じて申立人の主張に不自然さは無く、基本的に信用できるものと考えられる。

その他の事情を含めて総合的に判断すると、申立人は、申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認められる。

神奈川国民年金 事案 29

第1 委員会の結論

申立人の昭和44年1月から同年3月までの国民年金保険料については、納付していたものと認められることから、納付記録を訂正することが必要である。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女

基礎年金番号 :

生 年 月 日 : 昭和 16 年生

住 所 :

2 申立内容の要旨

申立期間 : 昭和44年1月から同年3月まで

20歳となった昭和36年8月に国民年金に加入してから、やむを得ない期間を除き、保険料をすべて納付してきた。申立期間の3か月が未納とされていることに納得できない。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、申立期間は同一の区に居住しており、申立人が居住していた区では、その当時国民年金保険料の集金を区の職員が行っていたことが確認できる。また、申立期間の直前及び直後の保険料は納付済みとされており、申立期間の3か月のみが未納とされているのは不自然である。

さらに、申立人は20歳直後に国民年金の加入手続を行い、その際交付された国民年金手帳及びその後更新された国民年金手帳の計3冊すべてを大切に保管しており、申立人の任意加入期間についても、計13年余り保険料を納付していたことなどから、年金に対する意識が高かったものと考えられる。

加えて、強制加入期間については、申立期間と、夫の病気等のやむを得ない事情で未納となっている期間を除き、国民年金保険料をすべて納付している。

その他の事情を含めて総合的に判断すると、申立人は、申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認められる。

神奈川国民年金 事案 30

第1 委員会の結論

申立人の昭和 51 年 11 月の国民年金保険料については、納付していたものと認められることから、納付記録を訂正することが必要である。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女

基礎年金番号 :

生年月日 : 昭和 22 年生

住 所 :

2 申立内容の要旨

申立期間 : 昭和 51 年 11 月

昭和 51 年 11 月に国民年金に任意加入し、それ以来引き続き 60 歳になるまで保険料を納付してきた。任意加入の手続を行った月だけが未納となっていることは、納得できない。

第3 委員会の判断の理由

未納期間は、申立人が任意加入により国民年金の加入資格を取得した昭和 51 年 11 月の 1 か月のみであり、被保険者資格取得月の国民年金保険料のみを未納としたまま、翌月以降から保険料を納付していたとするのは不自然である。

また、申立人の主張のとおり、申立人は申立期間当時から同一住所に居住しており、その当時、当該地区を集金人が国民年金保険料の集金を行っていたことも確認できる。

さらに、申立期間は 1 か月と短期間であるとともに、申立人は申立期間を除き、国民年金の加入期間について保険料をすべて納付している。

その他の事情を含めて総合的に判断すると、申立人は、申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認められる。

新潟国民年金 事案 35

第1 委員会の結論

申立人の昭和 51 年 4 月から同年 6 月までの国民年金保険料については、納付していたものと認められることから、納付記録を訂正することが必要である。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男

基礎年金番号 :

生年月日 : 昭和 10 年生

住所 :

2 申立内容の要旨

申立期間 : 昭和 51 年 4 月から同年 6 月まで

私は、当時、大工（個人事業主）として働いていた、申立期間については、近くの金融機関で保険料を納付しており、国民年金保険料の納付意識は高かったつもりでいる。昭和 36 年 4 月の保険料納付開始から 60 歳までの国民年金被保険者期間のうち、申立期間の 3 か月だけが未納とされていることに納得がいかない。

昭和 51 年分の確定申告書には、納付したことを見事実が記載されている。

第3 委員会の判断の理由

昭和 51 年分の確定申告書控には、申立人の国民年金保険料の支払額が記載されており、その額は申立期間に納付すべき国民年金保険料とほぼ一致している。

また、申立期間は 3 か月と短期間である上、申立人は約 34 年間の国民年金加入期間について、申立期間を除き、保険料をすべて納付しており、申立期間の前後を通じて、申立人の仕事や生活環境に大きな変化は認められないことから、申立期間のみが未納とされているのは、不自然である。

その他の事情を含めて総合的に判断すると、申立人は、申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認められる。

新潟国民年金 事案 36

第1 委員会の結論

申立人の昭和 49 年 8 月から 53 年 12 月までの国民年金保険料については、納付していたものと認められることから、納付記録を訂正することが必要である。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女

基礎年金番号 :

生年月日 : 昭和 29 年生

住 所 :

2 申立内容の要旨

申立期間 : 昭和 49 年 8 月から 53 年 12 月まで

昭和 53 年 3 月に結婚した後、市役所に勤めていた夫から「国民年金の加入手続をして、保険料をさかのぼって納付した。」と言われており、申立期間の国民年金保険料が未納とされていることに納得できない。

第3 委員会の判断の理由

申立人の国民年金手帳記号番号は、昭和 53 年 12 月に払い出されており、この時期は第 3 回の特例納付が実施された時期で未納保険料の一括納付が可能であり、申立人の夫が納付したと主張する金額も、申立期間のうちの特例納付分を納付した場合の金額におおむね一致している。

また、市役所職員である申立人の夫は、市役所担当職員から国民年金の加入手続及び保険料納付を勧奨され、手続を行ったと主張しており、事実、この担当職員の存在も確認できるほか、申立人も、夫から国民年金の加入手続をし、保険料をさかのぼって納付したとの連絡を受けたことを明確に記憶しているなど、その主張は具体的であり、申立内容には信憑性が認められる。

さらに、申立人は、申立期間を除く国民年金の加入期間については、保険料をすべて納付している上、結婚後は国民年金に任意加入し、昭和 54 年 1 月からは付加保険料も含めて納付しており、申立人の納付意識は高かったものと認められる。

その他の事情を含めて総合的に判断すると、申立人は、申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認められる。

長野国民年金 事案 25

第1 委員会の結論

申立人の平成9年5月から同年11月までの国民年金保険料については、納付していたものと認められることから、納付記録を訂正することが必要である。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和35年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申立期間 : 平成9年5月から同年11月まで
会社を退職後、夫婦で国民年金への加入手続を行い、再就職するまでの7か月の保険料は夫婦二人分を一括して納めていたと思う。妻が納付済みとなっていて、自分が未加入となっていることには納得できない。

第3 委員会の判断の理由

申立人の退職に伴い、申立人の妻は、申立期間について、第3号被保険者から第1号被保険者への種別変更手続を行い、国民年金保険料を納付している。この種別変更手続に際し、申立人について、国民年金への加入指導が行われなかったと考えることは、事務手続上不合理であり、申立てのとおり、夫婦同時に国民年金への加入及び種別変更手続を行い、保険料を納付したと考えるのが自然である。

また、申立人は、申立期間以降、再就職を繰り返し、国民年金の加入期間が1か月と短い場合であっても、その都度、申立人は厚生年金保険と国民年金の切替手続を、妻は第1号被保険者と第3号被保険者の種別変更手続を、夫婦共に適切に行い、国民年金保険料もすべて納付していることから、夫婦共に年金制度をよく理解し、納付意欲も高かったものと認められる。

その他の事情を含めて総合的に判断すると、申立人は、申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認められる。

長野国民年金 事案 26

第1 委員会の結論

申立人の昭和49年4月から50年3月までの国民年金保険料については、納付していたものと認められることから、納付記録を訂正することが必要である。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女

基礎年金番号 :

生 年 月 日 : 昭和 20 年生

住 所 :

2 申立内容の要旨

申立期間 : 昭和 49 年 4 月から 50 年 3 月まで

申立期間の前後において生活状況に変化はなく、前後を納めていて申立期間だけ未納となっているのは納得できない。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、翌月に結婚を控えて退職し、退職に伴い、国民年金への加入手続を適切に行い、結婚後も任意加入し、申立期間を除く通算 17 年 6 か月（第3号被保険者期間を除く。）にわたって国民年金保険料を納付している。また、申立期間の前年度は保険料を前納するなど、国民年金制度をよく理解し、納付意欲も高かったものと認められ、申立期間の 1 年間だけが任意加入期間でありながら未納となっているのは不自然である。

その他の事情を含めて総合的に判断すると、申立人は、申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認められる。

愛知国民年金 事案 19

第1 委員会の結論

申立人の昭和 36 年 7 月及び同年 8 月の国民年金保険料については、納付していたものと認められることから、納付記録を訂正することが必要である。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女

基礎年金番号 :

生年月日 : 昭和 15 年生

住 所 :

2 申立内容の要旨

申立期間 : 昭和 36 年 7 月及び同年 8 月

昭和 36 年 4 月から同年 6 月までの期間及び同年 9 月は納付済みとなっているのに、同年 7 月及び同年 8 月は未納となっている。申立期間の国民年金保険料については、同居していた父親が家族 5 人分をまとめて納付していたので、私の分だけ未納となっていることに納得がいかない。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、申立期間当時、その両親及び長兄夫婦と同居し、父親が家族の国民年金保険料を納付していたと主張しており、申立期間については、両親及び長兄夫婦の国民年金保険料は納付済みとなっている。

また、申立人の申立期間は、1 回かつ 2 か月と短く、A 町国民年金被保険者名簿による申立人の納付記録が、昭和 36 年 4 月及び同年 5 月は現年度納付、同年 6 月は過年度納付、申立期間後の同年 9 月は現年度納付と不自然な記録となっていることに加え、平成 19 年 7 月の申立人の記録照会により、昭和 36 年 9 月については社会保険庁の納付記録から漏れていた事実が判明しており、申立人に係る納付記録の管理が適正に行われていなかつたことがうかがわれる。

その他の事情を含めて総合的に判断すると、申立人は、申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認められる。

愛知国民年金 事案 20

第1 委員会の結論

申立人の昭和 62 年 4 月から同年 9 月までの国民年金保険料については、納付していたものと認められることから、納付記録を訂正することが必要である。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女

基礎年金番号 :

生年月日 : 昭和 25 年生

住 所 :

2 申立内容の要旨

申立期間 : 昭和 62 年 4 月から同年 9 月まで

昭和 62 年に国民年金の加入の手続を区役所で行った際、すぐに再就職し厚生年金保険に加入するつもりであったため、国民年金第三号被保険者（被扶養配偶者）ではなく第一号被保険者として国民年金の加入手続を行った。国民年金手帳にも資格取得年月日が記載され、かつ、区役所の確認印も押印されている。

国民年金を満額受給したいと考え、結婚後も国民年金に任意加入してきたので、申立期間が未納とされていることは納得できない。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、20 歳となった昭和 45 年 9 月に国民年金に加入し、以後、現在に至るまで申立期間（1 回、6 か月）を除き、すべて納付済みとなっている上、48 年 3 月から厚生年金保険に加入した 57 年 10 月までは、国民年金に任意加入しており、納付意識は高かったものと考えられ、申立期間のみ国民年金保険料が未納となっているのは不自然である。

また、申立人は、雇用保険が給付された昭和 62 年 7 月以降（自己都合による退職の場合には 3 か月の待機期間が設けられているため、雇用保険の給付は退職から 4 か月後となる。）に、退職した同年 4 月からの国民年金の加入手続を行ったとする明確な記憶があり、現に、申立人が保管している国民年金手帳には、62 年 4 月に国民年金の資格を取得した旨の記録があるが、市及び社会保険庁には申立期間の国民年金加入期間が収録されていないなど、申立人に係る記録管理に不適切な点が見受けられる。

その他の事情を含めて総合的に判断すると、申立人は、申立期間の国年金保険料を納付していたものと認められる。

愛知国民年金 事案 21

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間のうち、昭和 36 年 4 月から同年 10 月までの国民年金保険料については、納付されているものと認められることから、納付記録を訂正することが必要である。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女

基礎年金番号 :

生 年 月 日 : 昭和 14 年生

住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 36 年 4 月から 39 年 3 月まで

私は、昭和 36 年 4 月に母とそろって国民年金に加入し、同年 11 月に結婚するまでは、母が私の国民年金保険料を納付してくれていた。親子一緒に納付していたはずであるのに、昭和 36 年 4 月から同年 10 月までについて、母が納付済みとされ、私が未納とされているのはおかしい。

また、昭和 36 年 11 月に結婚した際に国民年金の任意加入手続を行ったが、39 年 4 月以降しか納付記録が無く、36 年 11 月から 39 年 3 月までが未納とされているのはおかしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、国民年金に加入した昭和 36 年 4 月から、国民年金第 3 号被保険者に該当する直前の 61 年 3 月まで、申立期間のほか、厚生年金保険資格喪失後に 1 か月の未加入期間（昭和 49 年 7 月）はあるものの、国民年金保険料はすべて納付済みである。

また、申立期間のうち、申立人が母と同居していた昭和 36 年 4 月から同年 10 月までの 7 か月については、社会保険事務所が管理している国民年金手帳記号番号払出簿により、35 年 10 月に申立人及びその母がそろって国民年金に加入したとする申立人の主張が確認できる。さらに、当該期間について、申立人の母の国民年金保険料が納付済みとされていることから、申立人の国民年金保険料がその期間について未納とされていることは不自然であり、申立人の母が申立人の国民年金保険料を納付していたと推認できる。

一方、申立期間のうち、申立人が婚姻に伴い A 県 B 町へ転出した後の昭和 36 年 11 月から 39 年 3 月までの 2 年 5 か月分については、申立人に聴取して

も、当該期間の国民年金保険料の納付時期や納付方法など、国民年金保険料を確かに納付していたとする具体的な記憶は無いとしており、婚姻後、申立人が国民年金手帳の再交付を受けた39年12月までの状況は不明である。

そのほか、当該期間の納付に関する記録等も無く、保険料を納付していたことをうかがわせる事情は見当たらぬことから、当該期間については、国民年金保険料を納付したものと認めることはできない。

その他の事情を含めて総合的に判断すると、申立人は、申立期間のうち、昭和36年4月から同年10月までの国民年金保険料については納付していたものと認められる。

静岡国民年金 事案 25

第1 委員会の結論

申立人の昭和 44 年 4 月の国民年金保険料については、納付していたものと認められることから、納付記録を訂正することが必要である。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男

基礎年金番号 :

生 年 月 日 : 昭和 19 年生

住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 44 年 4 月

昭和 44 年 5 月に A 市に引っ越してきてから、自宅に前住所地の B 市から申立期間の納付の案内が届いたので、わざわざ B 市 C 町にあった市の出張所へ行って納めた覚えがある。今まで、納めるものはすべて納めてきたつもりであり、申立期間の保険料が未納とされていることには納得できない。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、A 市に住所変更した昭和 44 年 5 月に厚生年金保険に加入しており、昭和 44 年度について納付すべき国民年金保険料は申立期間のみであることから、住所変更して間もない時期に、申立人の元に届いた B 市からの納付の案内に基づき、申立人がわざわざ B 市まで納付に行ったという申立内容は、当時の状況からみて自然である。

また、申立期間当時、B 市 C 町にあった出張所では国民年金保険料の納付に係る事務は取り扱っていなかったが、特別な事情がある場合に限り、出張所が保険料を受け取り、市本庁へ納付することも可能であったなど、申立内容に矛盾しない事実も確認された。

さらに、申立人の納付記録について、社会保険庁の被保険者台帳と A 市の国民年金被保険者名簿とで齟齬があることや、A 市の記録は、申立人が住所変更届等の手続のために提出した国民年金手帳の検認印がある期間のみを納付済みとしていることから、転出入に伴い、B 市から A 市へ記録が適切に引き継がれていないなど、行政側の不備がうかがえる。

その他の事情を含めて総合的に判断すると、申立人は、申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認められる。

静岡国民年金 事案 26

第1 委員会の結論

申立人の①昭和 40 年 3 月及び②49 年 7 月から 50 年 3 月までの期間の国民年金保険料については、納付していたものと認められることから、納付記録を訂正することが必要である。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男

基礎年金番号 :

生 年 月 日 : 昭和 20 年生

住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和 40 年 3 月

② 昭和 49 年 7 月から 50 年 3 月まで

昭和 41 年 2 月に結婚し、市役所で妻の転居手続をした際、国民年金への加入の話が出たため、昭和 40 年 3 月までさかのぼって国民年金に加入し、保険料を納付した。また、49 年 7 月から 50 年 3 月までの国民年金保険料は、自営業をしていた時期であり、妻が夫婦二人分の保険料を納付しに行っていたと思う。

ほかの国民年金加入期間については、夫婦共に納付済みとなっているのに、申立期間だけ、私の分のみが未納となっていることに納得がいかない。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、国民年金加入期間について、申立期間を除き、国民年金保険料をすべて納付しているとともに、申立人の妻は、国民年金加入期間の保険料を完納している。

また、申立人及びその妻の国民年金手帳の検認記録及び社会保険庁において収納年月日が分かる昭和 59 年 4 月から平成 13 年 1 月までの記録を見ると、すべて同日に保険料が納付されていることから、申立人の妻が主張するとおり、結婚後、常に夫婦同時に国民年金保険料を納付していたと認められる。

さらに、申立期間①については、申立人は昭和 41 年 2 月に結婚したことを契機に、40 年 3 月にさかのぼって国民年金に加入しているが、41 年 4 月に 40 年度の国民年金保険料（合計 1,200 円）を一括で納付していることから、その時点で当該期間の保険料（100 円）は納付できない額ではなかったと推測される。

加えて、昭和41年4月時点では、申立期間①の国民年金保険料は過年度分となるため、市の窓口で昭和40年度保険料と合わせて納付することができないが、申立人が居住していた市の市役所では、窓口に過年度保険料の納付書を用意し、未納者に対して、過年度保険料も支払うよう案内していたことなど、申立てに矛盾しない事実も確認された。

一方、申立期間②については、年度内に一部未納の月がある場合等に作成される社会保険庁の特殊台帳が存在しないことや、申立人が当該期間中、2度住所変更していることから、転出入時に申立人の記録が適切に管理されなかつた可能性があることなどの周辺事情を踏まえて判断すると、夫婦のうち申立人のみが未納とされていることは不自然である。

その他の事情を含めて総合的に判断すると、申立人は、申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認められる。

三重国民年金 事案 14

第1 委員会の結論

申立人の昭和 55 年 3 月の国民年金保険料については、納付していたものと認められることから、納付記録を訂正することが必要である。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女

基礎年金番号 :

生 年 月 日 : 昭和 30 年生

住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 55 年 3 月

国民年金に任意加入した時から昭和 61 年 3 月までの国民年金保険料は、すべて納付してきた。

古い書類、ノート等は、すべて処分したので証明するものはないが、国民年金の記録照会をするまで、全く疑いも無く未納は無いと思っていた。

1か月とはいえ未納期間があることには納得がいかないので、申立てをする。

第3 委員会の判断の理由

未納とされている期間は 1 か月と短期間であるとともに、申立人は、申立期間を除く国民年金加入期間については国民年金保険料をすべて納付している。

また、申立人の国民年金加入期間のうち、昭和 52 年 9 月から 61 年 3 月までの 8 年 7 か月間は任意加入期間であったことから、申立人の納付意識が高かったものと認められる。

この国民年金の任意加入期間のうち、あえて昭和 55 年 3 月の 1 か月の国民年金保険料のみを納付しなかったとするのは不自然である。

その他の事情を含めて総合的に判断すると、申立人は、申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認められる。

福井国民年金 事案 7

第1 委員会の結論

申立人の昭和 57 年 4 月から 58 年 1 月までの国民年金保険料については、追納していたものと認められることから、納付記録を訂正することが必要である。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男

基礎年金番号 :

生年月日 : 昭和 13 年生

住 所 :

2 申立内容の要旨

申立期間 : 昭和 57 年 4 月から 58 年 1 月まで

私は、昭和 57 年 4 月から 62 年 3 月までの期間について、国民年金保険料の申請免除手続を行い、62 年ごろ以降に免除期間（5 年分）の保険料をすべて追納したが、社会保険庁の年金記録では、57 年 4 月から 58 年 1 月までの追納保険料が未納とされている。

当時、私は、A 社会保険事務所の 2 階の窓口で、分割して数年間にわたって現金で追納したが、免除期間の当初の部分が追納処理されていないことに納得できない。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、国民年金加入期間について、申立期間を除き、国民年金保険料を満 60 歳到達まですべて納付している。

また、申立人は、申請免除期間（昭和 57 年 4 月から 62 年 3 月まで）のうち、申立期間を除き、すべて免除保険料を追納していることが確認でき、免除保険料 60 か月分のうち、10 か月分を残し 50 か月分を追納したとは考え難い。さらに、社会保険庁の記録では、平成 5 年 3 月 1 日に、昭和 61 年 4 月から 62 年 3 月までの保険料を追納したことが確認できるとともに、申立人は、分割して数年間にわたって追納したと申し立てていることから、時効の到来する分から順に追納していたものと考えるのが自然である。

加えて、申立人は、A 社会保険事務所 2 階の窓口で分割して数年間にわたって現金で追納したと主張しているが、追納を行った場所及び納付方法については、当時の状況と一致しており、申立人の主張に不自然さは見られない。

その他の事情を含めて総合的に判断すると、申立人は、申立期間の国民年金免除保険料を追納していたものと認められる。

滋賀国民年金 事案 9

第1 委員会の結論

申立人の昭和 60 年 4 月から 62 年 3 月までの国民年金保険料については、追納していたものと認められることから、納付記録を訂正することが必要である。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女

基礎年金番号 :

生年月日 : 昭和 36 年生

住 所 :

2 申立内容の要旨

申立期間 : 昭和 60 年 4 月から 62 年 3 月まで

昭和 60 年 4 月、夫が会社を退職したので、A 町役場で国民健康保険と国民年金に加入する手続を行った。当時は収入が安定せず、保険料納付免除の申請をし、2 年後から通常通り国民年金保険料を納付するようになった。その後、A 町役場から「今、納付すれば未納がなくなる」と勧められ、経済的にゆとりができたので、A 町役場の窓口で夫が夫婦二人分を一括で支払った。

しかし、社会保険庁の記録では、昭和 60 年度は夫婦二人とも未納とされ、61 年度は夫のみが、3 回の分割払いでの納付したことになっているので、記録を訂正してほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、申立期間以降、現在に至るまでの国民年金加入期間について、申立期間及び厚生年金保険の資格喪失後の 4か月間を除き、国民年金保険料をすべて納付しているとともに、申立人の夫についても、昭和 60 年 4 月から 61 年 3 月までの期間を除き、国民年金保険料をすべて納付している。

また、申立人及びその夫の国民年金手帳記号番号については、昭和 60 年 5 月に連番で払い出されていることが確認でき、保険料の納付日が確認できる 63 年 4 月以降についてはほぼ同一日に納付されており、基本的に夫婦一緒に保険料を納付していたものと考えられるとともに、夫については、申立期間のうち、61 年 4 月から 62 年 3 月までの保険料を追納している。

さらに、申立人夫婦の国民年金手帳記号番号が昭和 60 年 5 月に払い出されていることから、60 年度については免除申請をせず、翌年度の 61 年度から免除申請したとするのは不自然である。

加えて、申立人の夫が、夫婦二人分を A 町役場の窓口で納付したと申し立てている金額も当時の保険料額とほぼ一致しており、申立人の申立内容に不自然さは見られない。

他の事情を含めて総合的に判断すると、申立人は、申立期間の国民年金保険料を追納していたものと認められる。

滋賀国民年金 事案 10

第1 委員会の結論

申立人の昭和 60 年 4 月から 61 年 3 月までの国民年金保険料については、追納していたものと認められることから、納付記録を訂正することが必要である。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男

基礎年金番号 :

生年月日 : 昭和 34 年生

住 所 :

2 申立内容の要旨

申立期間 : 昭和 60 年 4 月から 61 年 3 月まで

昭和 60 年 4 月、会社を退職したので、A 町役場で国民健康保険と国民年金に加入する手続きを行った。当時は収入が安定せず、保険料納付免除の申請をし、2 年後から通常通り国民年金保険料を納付するようになった。その後、A 町役場から「今、納付すれば未納がなくなる」と勧められ、経済的にゆとりができたので、A 町役場の窓口で夫婦二人分を一括で支払った。

しかし、社会保険庁の記録では、昭和 60 年度は夫婦二人とも未納とされ、61 年度については、3 回の分割払いでの納付したことになっているので、記録を訂正してほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、申立期間以降、現在に至るまでの国民年金加入期間について、申立期間を除き、国民年金保険料をすべて納付している。

また、A 町役場が保管する国民年金被保険者名簿によれば、納付日が確認できる昭和 62 年 4 月から平成 12 年 5 月までは、すべて年度内に国民年金保険料が納付されており、申立人の納付意識は高かったものと考えられる。

さらに、申立人夫婦の国民年金手帳記号番号が昭和 60 年 5 月に払い出されていることから、60 年度については免除申請をせず、翌年度の 61 年度から免除申請したとするのは不自然である。

加えて、申立人が、夫婦二人分を A 町役場の窓口で納付したと申し立てている金額も当時の保険料額とほぼ一致しており、申立人の申立内容に不自然さは見られない。

その他の事情を含めて総合的に判断すると、申立人は、申立期間の国民年金保険料を追納していたものと認められる。

滋賀国民年金 事案 11

第1 委員会の結論

申立人の平成元年4月から2年3月までの国民年金保険料については、納付していたものと認められることから、納付記録を訂正することが必要である。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 21 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申立期間 : 平成元年4月から2年3月まで

国民年金保険料の納付は国民の義務であり、町役場に行く都度、未納期間があれば知らせてほしいと頼んでいた。町役場には頻繁に行っており、未納期間があればその都度、保険料を納付していたにもかかわらず、平成元年度分だけが未納とされていることには納得できない。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、国民年金に加入後、申立期間を除き、国民年金保険料をすべて納付している上、自営業者である申立人は、申立期間当時、経済的に困窮していたことはないと述べており、納付したと主張する保険料額も、申立期間の保険料を一括納付した場合の金額とおおむね一致している。

また、当時、町役場では、保険料の過年度納付のための国庫金納付書を備え付けており、町役場内には銀行の出張所が存在していたため町役場内で保険料を納付することが可能であったことを踏まえると、申立人の主張に不自然さは見られない。

さらに、社会保険庁の記録では、申立期間直後の平成2年度分の国民年金保険料が平成3年5月15日に一括納付されていることが確認でき、時効到達前の平成元年度分の保険料を未納としたまま、次年度分の保険料が一括納付されていることは不自然である。

その他の事情を含めて総合的に判断すると、申立人は、申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認められる。

滋賀国民年金 事案 12

第1 委員会の結論

申立人の昭和 38 年 10 月から 45 年 2 月までの国民年金保険料については、納付していたものと認められることから、納付記録を訂正することが必要である。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生年月日 : 大正 14 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申立期間 : 昭和 38 年 10 月から 45 年 2 月まで

国民年金の納付記録を社会保険事務所に照会したところ、昭和 38 年 10 月から 45 年 2 月までの国民年金保険料の納付が確認できなかった旨の回答を受けた。36 年ごろは、私が当番で国民年金保険料を集金しており、毎月市役所へ払い込みに行っていた。その後、別の者に当番を代わったが、代わった後の私の納付記録が消えている。当時の妻は、すべての期間について納付済みとなっている。

昭和 38 年 10 月に資格喪失になっているが、当時は農業をしており厚生年金保険や共済年金に加入したことは無く、国民年金保険料を納付していたので記録を訂正してもらいたい。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、国民年金制度発足の昭和 35 年 10 月 1 日に夫婦一緒に国民年金の被保険者資格を取得し、36 年度から 37 年度は自治会の国民年金保険料の集金当番をしていたと申し立てていることから、申立人の納付意識は高かったものと考えられる。

また、申立人は、申立期間について、夫婦二人分の国民年金保険料を自治会の当番に支払っていたと申し立てているが、申立期間当時、申立人が居住していた市では、国民年金保険料の集金を自治会や婦人会等の納付組織に委託する制度が存在していたことが確認できるとともに、申立期間における申立人の妻の保険料は納付済みであることから、申立人についてのみ未納となっているのは不自然である。

さらに、A 区役所が管理する申立人の国民年金被保険者名簿では、強制加入期間であるにもかかわらず、昭和 38 年 10 月 5 日に資格喪失とされているが、資格喪失理由については不明であるとともに、また、申立人の氏名が誤って記載されていたことから、記録管理が不適切であったことが認められる。

その他の事情を含めて総合的に判断すると、申立人は、申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認められる。

和歌山国民年金 事案 23

第1 委員会の結論

申立人の昭和51年1月から同年3月までの国民年金保険料については、付加保険料を含めて納付していたものと認められることから、納付記録を訂正することが必要である。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女

基礎年金番号 :

生 年 月 日 : 昭和 18 年生

住 所 :

2 申立内容の要旨

申立期間 : 昭和 51 年 1 月から同年 3 月まで

申立期間当時は毎月自宅に集金人が来て支払っていた。申立期間以外はすべて納付しており、特殊な事情は何も無く、納付していないとは考えられない。納付しているはずなので、記録の訂正をしてほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立期間は3か月と短期間であるとともに、申立人は、国民年金加入期間について、申立期間を除き、国民年金保険料をすべて納付している。

また、申立人が居住する地区では、申立期間当時、国民年金保険料をすべて各戸訪問により集金していたことが確認できる。

さらに、申立期間は任意加入期間であり、申立期間を除き、付加保険料も同時に納付していることから、申立人の納付意識は高かったものと考えられるとともに、申立期間当時、申立人の住所や夫の仕事に変更は無く、申立人の生活環境に大きな変化も無かったものと認められ、申立人は当該期間について督促を受けた記憶もないとしていることから、申立期間のみ未納となっていることは不自然である。

その他の事情を含めて総合的に判断すると、申立人は、申立期間の国民年金保険料を、付加保険料を含めて納付していたものと認められる。

広島国民年金 事案 14

第1 委員会の結論

申立人の昭和 61 年 2 月の国民年金保険料については、納付していたものと認められることから、納付記録を訂正することが必要である。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男

基礎年金番号 :

生 年 月 日 : 昭和 27 年生

住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 61 年 2 月

当時、電気工事の自営業をしており、国民年金保険料は仕事の出先の金融機関で納付していた。

社会保険庁の記録で、昭和 61 年 2 月の保険料が未納とされていることは納得できない。

第3 委員会の判断の理由

申立期間は、1か月と短期間であるとともに、申立人は、申立期間を除く国民年金加入期間については国民年金保険料をすべて納付している上、申立人の妻の保険料については、申立期間は納付済みとなっている。

また、申立人は、昭和 55 年 5 月に国民年金に加入して以降、厚生年金保険と国民年金の切替手続を複数回行っているが、いずれも適切に行っており、年金に対する意識が高かったと考えられる。

さらに、申立人は申立期間当時、自営業をしており、申立期間の翌月には厚生年金保険に適用の事業所に勤務していることから、納付困難な状況ではなかったと考えられ、申立期間の 1 か月のみ未納とされていることは不自然である。

その他の事情を含めて総合的に判断すると、申立人は、申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認められる。

鳥取国民年金 事案 11

第1 委員会の結論

申立人の平成2年1月から同年3月までの期間、2年9月、及び3年2月から同年3月までの期間の国民年金保険料については、納付していたものと認められることから、納付記録を訂正することが必要である。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女

基礎年金番号 :

生 年 月 日 : 昭和 22 年生

住 所 :

2 申立内容の要旨

申立期間 : ① 平成2年1月から同年3月まで

② 平成2年9月

③ 平成3年2月から同年3月まで

平成2年1月から19年1月まで国民年金に加入していたが、年金の裁定請求の際、社会保険事務所で確認したところ、申立期間が未納となっていた。当時は、納付組織で保険料を納めていたはずであり、未納となっていることは納得できない。

第3 委員会の判断の理由

未納となっているのは申立期間のみであり、かつ、その期間も国民年金加入期間である約22年間のうち6か月と短期間である。

さらに、申立人が保険料を納付していたと主張しているA地区の納付組織が申立期間当時存在していたことや、集金人として記憶している人物も、当時、同地区の納付組織の集金人として活動していたことが確認できることから、申立人の申立内容に不自然さはみられない。

その他の事情を含めて総合的に判断すると、申立人は、申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認められる。

岡山国民年金 事案 14

第1 委員会の結論

申立人の昭和 58 年 4 月から 59 年 10 月までの国民年金保険料については、納付していたものと認められることから、納付記録を訂正することが必要である。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女

基礎年金番号 :

生年月日 : 昭和 17 年生

住 所 :

2 申立内容の要旨

申立期間 : 昭和 58 年 4 月から 59 年 10 月まで

私は、昭和 52 年 10 月に国民年金に任意加入し、会社に就職する 59 年 10 月まで国民年金保険料を納付したはずであるにもかかわらず、58 年 4 月 20 日に資格喪失したことになっており、申立期間が未加入とされているのは納得できない。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、申立期間を除き国民年金保険料をすべて納付している。

また、申立人は、国民年金に加入した昭和 52 年 10 月から申立期間直前の 58 年 3 月までの大半の期間は任意加入期間であったことから、申立人の納付意識は高かったものと認められる。

さらに、申立人は、社会保険庁の記録上、昭和 58 年 4 月 20 日に資格喪失し、申立期間が未加入とされているが、資格喪失した時期の前後において申立人とその夫の仕事や住所に変更は無く、申立人の生活状況に大きな変化は認められないこと、及び申立人は 52 年 10 月の国民年金の加入から申立期間直前の期間まで、申立人の夫の厚生年金保険の加入状況に合わせて、任意加入と強制加入の種別変更の手続を 2 回とも適切に行っていることから、国民年金の届出に対する意識は高かったと考えられ、申立期間が未加入とされているのは、ほかに特段の事情が無い限り不自然である。

その他の事情を含めて総合的に判断すると、申立人は、申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認められる。

岡山国民年金 事案 15

第1 委員会の結論

申立人の昭和 36 年 4 月から 39 年 1 月までの国民年金保険料については、納付していたものと認められることから、納付記録を訂正することが必要である。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生年月日 : 昭和 8 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申立期間 : 昭和 36 年 4 月から 39 年 1 月まで

申立期間については、国民年金の免除申請を行っていたが、私の兄が免除期間の保険料を追納したと聞いて、私も昭和 39 年ごろに市町村役場に相談に行き、その日に役場で免除期間の全期間の保険料を納付した。夫も免除になっていたが、私の分だけ納付したので後ろめたい気がしたのを覚えており、納付したのは間違いないので、納付を認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、申立期間以外は 1 か月を除き、国民年金保険料をすべて納付している。

また、追納に至った経緯など申立人の主張は具体的であるとともに、申立人の兄について、市町村の被保険者名簿が現存している昭和 38 年度以降の記録を見ると、被保険者名簿では 38 年度から 40 年度まで申請免除とされている一方で、社会保険庁の記録では国民年金制度発足の 36 年度以降保険料は納付済みとされ、兄が追納したとする申立人の主張を裏付けるものとなっている。さらに、申請免除期間については 10 年以内であれば追納することが可能であり、管轄の社会保険事務所では、申請免除期間の追納は市町村でも受け付けていたと説明していることから、申立人の兄の追納を聞いて納付したとする申立人の主張は信憑性が高いと考えられる。

加えて、申立人の兄に関する社会保険庁と市町村の記録が相違している上に、申立人の夫についても、社会保険庁の記録では昭和 40 年度以降 1 か月を除いて納付済みとされているのに市町村の被保険者名簿では昭和 40 年度が申請免除とされており、市町村の記録管理が不適切であったことが認められる。

その他の事情を含めて総合的に判断すると、申立人は、申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認められる。

岡山国民年金 事案 16

第1 委員会の結論

申立人の昭和47年4月から同年6月までの国民年金保険料については、納付していたものと認められることから、納付記録を訂正することが必要である。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男

基礎年金番号 :

生年月日 : 昭和26年生

住 所 :

2 申立内容の要旨

申立期間 : 昭和47年4月から同年6月まで

私は、申立期間当時、大工見習いとして住居を転々としていたが、私の国民年金保険料は、両親が自分の保険料と一緒に納付組織に納付していたと聞いており、申立期間の3か月のみが未納とされているのは納得できない。

第3 委員会の判断の理由

申立期間は、3か月と短期間であるとともに、申立人は、申立期間を除き国民年金保険料をすべて納付している。また、申立人の保険料を納付していたとされる両親は国民年金制度発足当初から加入し、申立期間を含め、すべて保険料を納付済みである。

さらに、申立人及び両親の住所地区では、申立てのとおり納付組織が存在し、集金が行われていたことが確認されており、申立期間の前後の期間は国民年金保険料が納付済みとされていることから、申立期間の保険料も納付されていると考えるのが自然である。

その他の事情を含めて総合的に判断すると、申立人は、申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認められる。

香川国民年金 事案 21

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間のうち、昭和 36 年 7 月から同年 12 月までの国民年金保険料については、納付していたものと認められることから、納付記録を訂正することが必要である。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生年月日 : 昭和 8 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申立期間 : 昭和 36 年 7 月から 40 年 3 月まで

国民年金保険料納付記録について照会したところ、申立期間に係る保険料の納付事実が確認できなかった旨の回答があった。昭和 36 年 7 月以降の期間の保険料についてはすべて納付済みであり、未納とされていることは納得できない。

当時、私は専業主婦であった。夫は炭鉱の事務職員であり厚生年金保険に加入していたが、国民年金の任意加入を勧められたため加入した。

国民年金手帳の昭和 36 年度国民年金印紙検認記録には、検認印が割り印されて切り取られ、昭和 36 年 4 月から同年 12 月までレ点が入っていることが納付している証拠であると認識している。また、40 年度の記録には、レ点や検認印が入っていないにもかかわらず納付済みとなっていることから、37 年 1 月から 40 年 3 月までも納付済みでないとおかしい。社会保険出張所の職員が自宅まで集金に来て 3 か月分（300 円）ずつ納付していた。

任意加入したのに納付しない訳が無いので、確認してほしい。

第3 委員会の判断の理由

1 申立期間のうち、昭和 36 年 7 月から同年 12 月までは、申立人の国民年金手帳の 36 年度国民年金印紙検認記録には、検認印が割り印され印紙欄が切り取られているとともに、36 年 4 月から同年 12 月までの検認印欄にレ点が入っており、このうち 36 年 4 月から同年 6 月までの保険料については、38 年 7 月に過年度納付されていることが確認できることから、36 年 7 月から同年 12 月までの保険料についても同様に過年度納付された際にレ点を入れたものと推測されることから、当該期間の国民年金保険料は納付されていたものと考えられる。

2 一方、申立期間のうち、昭和 37 年 1 月から 40 年 3 月までは、申立人は、

申立期間に係る国民年金保険料を基本的には期限内に納付していたと主張しているが、申立期間前後の納付済期間について、36年4月から同年6月までの保険料を38年7月に、40年4月から41年3月までの保険料を42年4月にそれぞれ過年度納付しており、申立内容には不合理な点がある。

また、国民年金手帳の昭和37年度から39年度までに係る国民年金印紙検認記録には、検認及び印紙貼付された形跡が無く、レ点も入っていないとともに、申立人は、申立期間前後に係る国民年金保険料の領収証を所持しているにもかかわらず、その間にある申立期間中に係る領収証を全く所持していないなど、不自然な点があり、ほかに保険料を納付していたことをうかがわせる周辺事情も見当たらないことから、国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

3 その他の事情を含めて総合的に判断すると、申立人は、申立期間のうち、昭和36年7月から同年12月までの国民年金保険料を納付していたものと認められる。

香川国民年金 事案 22

第1 委員会の結論

申立人の昭和 44 年 4 月から 45 年 3 月までの国民年金保険料については、納付していたものと認められることから、納付記録を訂正することが必要である。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生年月日 : 昭和 23 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申立期間 : 昭和 44 年 4 月から 45 年 3 月まで

国民年金保険料納付記録の照会を行ったところ、「昭和 44 年 4 月から 45 年 3 月までの期間は国民年金に未加入です。」との回答があったが、納得がいかない。

当時、国民年金には、任意加入していたと思うが、私は、特別奨学生としてもらっていた奨学金（1 月当たり 5,000 円）を貯金している中から、昭和 44 年度分の保険料を 1 年分一括で 3,000 円程を納付した。

市役所で納付した時に、担当者の横に座っている者から「今払っておけば、就職したら、その後は給与から自動的に引いてくれる。」と聞いた。

昭和 44 年度の国民年金保険料を支払ったという物的証拠は無いが、平成 2 年に資料を整理した当時のメモがあるので提出する。

第3 委員会の判断の理由

申立人が昭和 44 年に記載したとするメモには、「国民年金一年分(済)→払う」など、当時、申立人が国民年金保険料を納付したことを裏付ける記載があり、保険料を納付した日、金額等が、授業予定等とともに詳細かつ具体的に記載されており、当時の状況について記載したものと認められることから、申立人の申立内容は基本的に信用できる。

また、申立人のメモには、昭和 43 年度の欄に「国民年金一年分(未)」との記載があり、当該年度については、保険料が未納であることを示しているものと考えられるが、申立人は、当該年度については申立てを行っておらず、申立内容に不自然さは見られない。

さらに、申立人が昭和 44 年度の国民年金保険料として一括納付したと申立てている金額 3,000 円は、当時の国民年金保険料と一致するとともに、申立人は、国民年金保険料の納付場所、窓口での様子なども具体的に記憶している。

その他の事情を含めて総合的に判断すると、申立人は、申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認められる。

徳島国民年金 事案18

第1 委員会の結論

申立人の昭和50年4月から同年8月までの国民年金保険料については、納付していたものと認められることから、納付記録を訂正することが必要である。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男

基礎年金番号 :

生 年 月 日 : 昭和22年生

住 所 :

2 申立内容の要旨

申立期間 : 昭和50年4月から同年8月まで

昭和50年3月にそれまで勤めていた会社を退職し、A市から妻の実家のあるT町へ転居した。妻の父親から年金の重要性について再三言われていたので、妻がすぐに役場で手続を行った。国民年金保険料は、国民健康保険料と併せて、毎回役場の窓口で納付していたので、未納とされていることに納得できない。

第3 委員会の判断の理由

申立人の未納とされている期間は申立期間のみであり、かつ、申立期間も5か月と短期間である。

また、申立人は、申立人の妻が申立人の国民年金の加入手続を行い、国民年金保険料を納付していたと主張しているが、申立人の妻は、役場における加入手続、国民年金保険料の納付等の状況について明確に記憶しており、申立人の主張は基本的に信用できる。

さらに、申立人の妻は、国民年金の強制加入、任意加入等の種別変更に係る届出を適切に行っているとともに、申立期間を含む国民年金加入期間について、国民年金保険料を完納していることから、納付意識は高かったものと考えられる。

その他の事情を含めて総合的に判断すると、申立人は、申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認められる。

高知国民年金 事案 18

第1 委員会の結論

申立人の昭和 55 年 4 月から 56 年 3 月までの国民年金保険料については、納付していたものと認められることから、納付記録を訂正することが必要である。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男

基礎年金番号 :

生 年 月 日 : 昭和 26 年生

住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 55 年 4 月から 56 年 3 月まで

私は、昭和 57 年の春ごろ、市役所支所において、妻の分を含め国民年金加入手続を行い、55 年 4 月から 57 年 3 月までの国民年金保険料について、夫婦二人分を一括納付したにもかかわらず、申立期間の国民年金保険料が未納となっていることに納得できない。

第3 委員会の判断の理由

申立人は国民年金加入期間について、申立期間を除き、保険料を完納している上、ほとんどの納付済期間において、保険料を前納していることから、納付意識が高かったものと考えられる。

また、申立人が納付したと主張する約 20 万円の金額は、当時の二人分の国民年金保険料の金額（19 万 8,480 円）とおおむね一致しており、申立人が主張する当時の給与額（約 50 万円）からみて不自然ではない。さらに、申立人の国民年金手帳記号番号が昭和 57 年 4 月に払い出されていたことから、申立期間の保険料についても、過年度納付が可能であったにもかかわらず、56 年度分についてのみ納付したとするのは不自然である。

加えて、申立人は、市役所の支所で国民年金保険料を納付したと主張しているが、当時、市役所では、本庁から支所へ過年度分を含む保険料納付書を回送していた可能性が認められ、かつ、支所の近隣には、国庫金収納事務取扱金融機関が存在していたことを踏まえると、申立人の主張に不自然さは見られない。

その他の事情を含めて総合的に判断すると、申立人は、申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認められる。

高知国民年金 事案 19

第1 委員会の結論

申立人の昭和 55 年 4 月から 56 年 3 月までの国民年金保険料については、納付していたものと認められることから、納付記録を訂正することが必要である。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女

基礎年金番号 :

生 年 月 日 : 昭和 30 年生

住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 55 年 4 月から 56 年 3 月まで

私の夫は、昭和 57 年の春ごろ、市役所支所において、私の分を含め国民年金加入手続を行い、55 年 4 月から 57 年 3 月までの国民年金保険料について、夫婦二人分を一括納付したにもかかわらず、申立期間の国民年金保険料が未納となっていることに納得できない。

第3 委員会の判断の理由

申立人は国民年金加入期間について、申立期間を除き、保険料を完納している上、ほとんどの納付済期間において、保険料を前納していることから、納付意識が高いと考えられる。

また、申立人の夫が納付したと主張する約 20 万円の金額は、当時の二人分の国民年金保険料の金額（19 万 8,480 円）とおおむね一致しており、申立人の夫が主張する当時の給与額（約 50 万円）からみて不自然ではない。さらに、申立人の国民年金手帳記号番号が昭和 57 年 4 月に払い出されていたことから、申立期間の保険料についても、過年度納付が可能であったにもかかわらず、56 年度分についてのみ納付したとするのは不自然である。

加えて、申立人の夫は、市役所の支所で国民年金保険料を納付したと主張しているが、当時、市役所では、本庁から支所へ過年度分を含む保険料納付書を回送していた可能性が認められ、かつ、支所の近隣には、国庫金収納事務取扱金融機関が存在していたことを踏まえると、申立人の夫の主張に不自然さは見られない。

その他の事情を含めて総合的に判断すると、申立人は、申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認められる。

福岡国民年金 事案 25

第1 委員会の結論

申立人の昭和47年1月から同年3月までの国民年金保険料については、納付していたものと認められるとともに、平成6年4月から7年3月までの国民年金保険料については、免除されていたものと認められることから、納付記録を訂正することが必要である。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女

基礎年金番号 :

生 年 月 日 : 昭和16年生

住 所 :

2 申立内容の要旨

申立期間 : ① 昭和47年1月から同年3月まで
② 平成6年4月から7年3月まで

昭和47年1月から3月までは夫が納付済みになっているのに自分だけ未納になっているのはおかしい。

また、平成6年4月から翌年3月までは夫は免除記録があるのに、同一世帯に住む私が免除になっていないのはおかしい。

保険料は夫と共に納付していたし、免除申請も一緒に行った。

第3 委員会の判断の理由

申立期間のうち、①昭和47年1月から同年3月までは、夫婦の納付記録の申立期間以外の納付歴は一致していること、申立期間の申立人の夫の納付記録が、平成13年6月5日に未納から納付へ訂正されていることなどから、申立人は、当該期間の国民年金保険料を納付していたものと考えられる。

また、申立期間のうち、②平成6年4月から7年3月までの免除申請については、平成6年5月31日に免除申請を認められていたところ翌年、妻の記録だけ取り消されているが、その取消理由は明確ではなく、不適切な事務処理が行われたものと考えられる。さらに、当該期間については、申立人の夫は免除となっている。

その他の事情を含めて総合的に判断すると、申立人は、①昭和47年1月から同年3月までの国民年金保険料については、納付していたものと認められるとともに、②平成6年4月から7年3月までの国民年金保険料については、免除されていたものと認められる。

佐賀国民年金 事案 14

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間のうち、昭和 50 年 4 月の国民年金保険料については、納付していたものと認められることから、納付記録を訂正することが必要である。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女

基礎年金番号 :

生年月日 : 昭和 27 年生

住 所 :

2 申立内容の要旨

申立期間 : 昭和 47 年 12 月から 50 年 4 月まで

昭和 47 年 12 月から 50 年 3 月までは大学生だったが、亡き父が家族の分と一緒に私の国民年金保険料を納めてくれていた。

また、卒業と同時に就職が内定していたが、当時、不況で自宅待機となり、入社が一か月程度遅れた。その時に父が「やっと国民年金保険料納付から開放されたと思ったのに、自宅待機分余分に納付することになった」とこぼしていたのが強く記憶にある。未加入及び未納となっていることに納得できない。

第3 委員会の判断の理由

申立期間のうち、昭和 47 年 12 月から 50 年 3 月までは、申立人の父親が申立人の国民年金保険料を納付していたことを示す関連資料（家計簿、確定申告書等）が無く、申立人自身は国民年金の加入手続及び納付に関与していないとともに、当時、加入手続及び納付をしていたと申立人が主張する父親は既に死亡していることから、国民年金の加入状況、保険料の納付状況等が不明である。

また、社会保険庁の記録では、昭和 50 年 4 月に、申立人の国民年金手帳記号番号が払い出されたことが確認できるのみであり、別の国民年金手帳記号番号が払い出されていたことをうかがわせる事情も見当たらない。

一方、申立期間のうち昭和 50 年 4 月については、国民年金手帳記号番号が払い出された月であり、就職が延期となったわずか 1 か月のために国民年金の加入手続を行ったにもかかわらず、申立人の父親が、その月の国民年金保険料を納付しなかったとは考えにくい。

さらに、申立期間当時、申立人の居住する地域において納付組織が存在し、申立人宅の集金を行っていたことが確認できるとともに、申立人の父母は、昭和 50 年 4 月の国民年金保険料を納付していたことから、申立人の保険料についても、父母の保険料と併せて納付したと考えるのが自然である。

その他の事情を含めて総合的に判断すると、申立人は、申立期間のうち、昭和 50 年 4 月の国民年金保険料を納付していたものと認められる。

佐賀国民年金 事案 15

第1 委員会の結論

申立人の昭和 38 年 11 月から 39 年 8 月までの期間及び 39 年 12 月から 41 年 3 月までの期間の国民年金保険料については、納付していたものと認められることから、納付記録を訂正することが必要である。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女

基礎年金番号 :

生年月日 : 昭和 11 年生

住 所 :

2 申立内容の要旨

申立期間 : ① 昭和 38 年 11 月から 39 年 8 月まで
② 昭和 39 年 12 月から 41 年 3 月まで

昭和 35 年 10 月に国民年金に加入し、昭和 52 年 1 月 1 日に厚生年金保険に加入するまで喪失したことではなく、その間の保険料については、すべて納付した。

第3 委員会の判断の理由

社会保険庁の記録では、申立人は、昭和 38 年 11 月 1 日に資格喪失、39 年 9 月 1 日に資格取得（強制加入）、同年 10 月 23 日に強制加入から任意加入に種別変更したとされているが、申立人は、昭和 38 年 10 月に厚生年金保険の被保険者である夫と結婚し、同年 11 月 4 日に婚姻届を提出していることが確認でき、また、申立人が所持している国民年金手帳には、38 年 10 月 23 日に強制加入から任意加入に種別変更と記載されていることを踏まえると、社会保険庁の記録にあるような資格取得、資格喪失及び種別変更を行う理由は無く、社会保険庁の記録管理に過誤があると考えざるを得ない。

また、社会保険庁の記録では、昭和 39 年 12 月から 41 年 3 月までが未納となっているが、申立人は、39 年 10 月から同年 12 月までの分の領収書を保有しており、この点でも、社会保険庁の納付記録の管理が不適切であったことが認められる。

さらに、申立人は、国民年金加入期間について、申立期間を除き、国民年金保険料をすべて納付している。

その他の事情を含めて総合的に判断すると、申立人は、申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認められる。

長崎国民年金 事案 15

第1 委員会の結論

申立人の昭和 38 年 3 月の国民年金保険料については、納付していたものと認められることから、納付記録を訂正することが必要である。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男

基礎年金番号 :

生年月日 : 昭和 17 年生

住所 :

2 申立内容の要旨

申立期間 : 昭和 38 年 3 月

私は、申立期間当時、定時制の学生であり、母親が現年度保険料として 3か月ごとに自治会の班長に国民年金保険料を納付していた。

昭和 38 年 3 月の国民年金保険料が未納とされていることについて納得できない。

申立期間について保険料納付済期間であることを認めていただきたい。

第3 委員会の判断の理由

申立期間は 1 か月と短期であるとともに、申立人は、国民年金加入期間について、申立期間を除き、国民年金保険料をすべて納付している。

また、申立人は、厚生年金保険から国民年金への切替手続を 3 回行っているが、すべて適正に手続を行っており、申立期間を除き、未納期間は存在せず、納付意識は高かったものと考えられる。

さらに、申立人は、昭和 38 年 3 月に定時制高校を卒業し、同年 4 月から関西にある会社に就職しているが、申立人の母親は、申立人が厚生年金保険被保険者資格取得後も、地区の班長に保険料を納付し続けていたと主張しているところ、申立人に対し、厚生年金保険加入期間の 38 年 4 月から同年 10 月までの期間、39 年 4 月から同年 8 月までの期間及び 43 年 2 月から同年 3 月までの期間の国民年金保険料が還付されていることが確認でき、母親が申立人の国民年金保険料を、申立期間を含め継続して納付していたとする申立人の主張は信用できる。

その他の事情を含め総合的に判断すると、申立人は、申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認められる。

長崎国民年金 事案 16

第1 委員会の結論

申立人の昭和 46 年 1 月から同年 3 月までの国民年金保険料については、納付していたものと認められることから、納付記録を訂正することが必要である。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女

基礎年金番号 :

生年月日 : 昭和 20 年生

住 所 :

2 申立内容の要旨

申立期間 : 昭和 46 年 1 月から同年 3 月まで

昭和 46 年 1 月から同年 3 月までの国民年金保険料が未納になっていることが判明したが、夫と一緒に地区の班長に納付しており、夫のみが納付になっていて、私の保険料が未納となっていることに納得できない。

当時、A町には納税組合が存在しており、私達の班では毎月 27 日に班集会を開いて、水道料金、保険料、固定資産税などを納付していた。未納者がいると、納付を促進する奨励金は班に配分されない仕組みになっていたことを覚えている。

また、当時は仕事も順調で、今よりも安定した経済環境にあったため、夫の保険料は支払っているのに、私の分だけ支払わず未納になるという事は考えられない。

第3 委員会の判断の理由

申立期間は 3 か月と短期であり、申立人は、申立期間後の満 60 歳に達する前月までの国民年金加入期間について、国民年金保険料をすべて納付しているとともに、申立人の夫も、結婚後、申立期間を含む満 60 歳に達する前月までの国民年金加入期間について、国民年金保険料をすべて納付していることから、申立人及びその夫は共に保険料の納付意識が高かったものと考えられる。

また、申立人は、申立期間当時、納税組合を通じて国民年金保険料を納付していたと主張しているが、申立期間当時、申立人が居住していた地域において納税組合が存在したことが確認できる。

さらに、申立期間について、社会保険事務所の特殊台帳及び市町村の被保

険者名簿の双方に記録訂正した形跡が確認できることから、事務処理に過誤があった可能性も否定できない。

その他の事情を含め総合的に判断すると、申立人は、申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認められる。

長崎国民年金 事案 17

第1 委員会の結論

申立人の昭和 44 年 4 月から 45 年 3 月までの期間及び 57 年 7 月から 58 年 3 月までの期間の国民年金保険料については、納付していたものと認められることから、納付記録を訂正することが必要である。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女

基礎年金番号 :

生年月日 : 昭和 16 年生

住 所 :

2 申立内容の要旨

申立期間 : ① 昭和 44 年 4 月から 45 年 3 月まで
② 昭和 57 年 7 月から 58 年 3 月まで

国民年金保険料の納付記録を確認したところ、申立期間の保険料が未納となっていた。国民年金保険料は、私自身が毎年、税金と一緒に役場に持つて行き、夫婦二人分まとめて支払っていた。夫が亡くなった後も同様に支払ってきた。国民年金保険料を支払わなかった記憶は一切無いので、未納とされていることに納得がいかない。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、国民年金加入期間について、申立期間を除き、国民年金保険料をすべて納付しているとともに、申立人の夫についても、国民年金加入期間について、死亡する直前の 3 か月を除き、国民年金保険料をすべて納付している。

また、社会保険庁の記録において、昭和 36 年 5 月から 39 年 3 月までについて、当初、未納とされていたが、年金記録を照会した際に、旧 A 町の被保険者名簿を基に納付済みに記録訂正が行われている。

さらに、国民年金手帳の払出手年月日は、昭和 41 年 6 月 16 日になっているが、その時点で時効により納付できないはずの 36 年 5 月から 39 年 3 月までは、納付済みであることから、同日以前に別の国民年金手帳があったことがうかがえる。

その他の事情を含めて総合的に判断すると、申立人は、申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認められる。

長崎国民年金 事案 18

第1 委員会の結論

申立人の昭和 46 年 4 月から 47 年 3 月までの国民年金保険料については、納付していたものと認められることから、納付記録を訂正することが必要である。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女

基礎年金番号 :

生 年 月 日 : 昭和 22 年生

住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 46 年 4 月から 47 年 3 月まで

社会保険庁の記録では、申立期間が未納となっているが、私は、結婚を契機に国民年金保険料を納付し始めた。入籍した月である昭和 46 年 10 月を境に昭和 46 年 4 月から同年 9 月までの保険料については、一括して旧 A 町役場で納付し、それ以後の保険料については、夫婦一緒に地区の集金人を通じて納めてきたはずである。申立期間が未納とされていることに納得がいかない。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、結婚後の国民年金加入期間について、申立期間を除き、国民年金保険料をすべて納付している。

また、申立人の夫も、国民年金加入期間について、国民年金保険料をすべて納付していることから、結婚後の申立人夫婦の納付意識は高く、結婚を契機に夫婦一緒に保険料を納めてきたという申立人の主張は信用できる。

さらに、申立人の国民年金手帳記号番号は、国民年金手帳払出簿から昭和 50 年 4 月 15 日以降に払い出されたものと推定されるが、その時点で時効により納付できないはずの 47 年 4 月から同年 12 月までは納付済みであることから、それ以前に別の国民年金手帳記号番号が払い出されていたことがうかがわれる。

その他の事情を含めて総合的に判断すると、申立人は、申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認められる。

鹿児島国民年金 事案 11

第1 委員会の結論

申立人の昭和45年12月から46年3月までの国民年金保険料については、納付していたものと認められることから、納付記録を訂正することが必要である。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男

基礎年金番号 :

生 年 月 日 : 昭和 20 年生

住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 45 年 12 月から 46 年 3 月まで

申立期間の私の保険料が未納となっているが、夫婦二人分の保険料のうち一人分だけを納付して、一人分を納付しないことは有り得ないと思う。

申立期間に係る国民年金保険料を納付したことを認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、国民年金加入期間について、申立期間の 4か月を除き、国民年金保険料をすべて納付している。

また、申立人及びその妻は、昭和 53 年 4 月から 60 歳に到達する前月の平成 17 年 5 月まで、定額保険料と併せて付加保険料を納付しており、このうち、60 年 4 月からは、定額保険料及び付加保険料を前納しており、保険料の納付意識は高かったものと思われる。

さらに、申立人及びその妻は、保険料の納付日が確認できる昭和 61 年度から平成 16 年度まで、おおむね同一日に保険料を納付していたことが確認できるとともに、申立人の妻の保険料については、申立期間は納付済みとなっている。

その他の事情を含めて総合的に判断すると、申立人は、申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認められる。

鹿児島国民年金 事案 12

第1 委員会の結論

申立人の昭和 57 年 3 月の国民年金保険料については、付加保険料を含めて納付していたものと認められることから、納付記録を訂正することが必要である。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男

基礎年金番号 :

生年月日 : 昭和 23 年生

住 所 :

2 申立内容の要旨

申立期間 : 昭和 57 年 3 月

国民年金保険料納付記録について社会保険庁に照会申出書を提出したところ、申立期間について納付事実が確認できなかったとの回答があった。

しかし、当時、市の担当者が地区公民館に国民年金保険料の徴収に来ていて、毎回、納付していた。これまでに、税金及び農業者年金の未払いも無い。

申立期間の 1 か月が未納とされていることに納得がいかない。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、国民年金加入期間について、申立期間の 1 か月を除き、国民年金保険料をすべて納付している。

また、申立人は、申立期間を除き、昭和 54 年 4 月から現在まで、国民年金保険料に加えて付加保険料も納付しており、その期間の半分以上は前納しているなど、保険料の納付意識は高かったものと思われる。

さらに、申立人の主張のとおり、申立期間当時、市の担当者による月 1 回程度の国民年金保険料の集合徴収が行われていたことが確認できる。

その他の事情を含めて総合的に判断すると、申立人は、申立期間の国民年金保険料を、付加保険料を含めて納付していたものと認められる。

厚生年金 事案 34

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除され、かつ、事業主は、申立人が主張する昭和49年11月16日に厚生年金保険被保険者の資格を申立人が取得した旨の届出を社会保険事務所に行ったことが認められることから、申立期間について厚生年金保険被保険者資格の取得日に係る記録を訂正することが必要である。

なお、申立期間の標準報酬月額については、9万8,000円とすることが妥当である。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男

基礎年金番号 :

生 年 月 日 : 昭和23年生

住 所 :

2 申立内容の要旨

申立期間 : 昭和49年11月16日から50年4月1日まで

社会保険事務所に厚生年金保険の加入期間について照会したところ、昭和49年11月16日から50年4月1日までの加入が確認できなかったが、申立期間当時は間違いなくA社で継続して勤務していた。保険料控除の事実が確認できる在職期間中の給与明細書が一部残っているので、申立期間について被保険者であったことを認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

給与明細書及び雇用保険の記録により、申立人がA社に継続して勤務し、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により控除されていたことが認められる。

一方、申立人から提出された国民年金手帳により、昭和49年11月16日に申立人が国民年金の被保険者資格を喪失していること、及び50年8月1日付で、申立人が49年11月から50年2月までの国民年金保険料の還付を受けていることが確認できる。また、B町役場から当該国民年金保険料の還付請求の進達を受け、これを審査した社会保険事務所の国民年金被保険者台帳においても、申立人について同様の記録が確認できる。

このように、申立人が昭和49年11月から50年2月までの国民年金保険料の還付を受けた理由は、これら国民年金手帳や国民年金被保険者台帳に、国民

年金には直接関係の無い、申立人が申立期間に勤務していたA社の名称及び申立人の厚生年金保険の記号番号の記載があることからも、申立人が当該期間において厚生年金保険及び国民年金へ重複加入していたためと考えられる。

のことから、当時、社会保険事務所では、申立人が申立期間に厚生年金保険の被保険者資格を取得していたことを確認したものと考えられる。

これらを総合的に判断すると、申立人が主張する昭和49年11月16日に被保険者資格を取得した旨の届出を事業主が社会保険事務所に行っていたと認められる。

なお、申立期間の標準報酬月額については、給与明細書の厚生年金保険料控除額から、9万8,000円とすることが妥当である。

埼玉厚生年金 事案 4

第 1 委員会の結論

申立人は、その主張する標準報酬月額（26万円）に相当する厚生年金保険料を事業主より給与から控除され、かつ、事業主が社会保険事務所に届け出た標準報酬月額は当該額であったと認められることから、申立期間に係る標準報酬月額の記録を26万円に訂正することが必要である。

第 2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女

基礎年金番号 :

生年月日 : 昭和30年生

住 所 :

2 申立内容の要旨

申立期間 : 平成7年11月1日から9年8月31日まで
社会保険庁の記録では、平成7年11月1日から9年8月31日までの標準報酬月額が、直前の期間の26万円から9万8,000円に下がっている。実際には、入社当初から退職するまで、給与総支給額と手取額について変更は無かったため、標準報酬月額が7年11月1日から変更されているのはおかしい。標準報酬月額を訂正してほしい。

第 3 委員会の判断の理由

雇用保険受給資格者証及び申立人から提出された家計簿から、申立期間に係る標準報酬月額が26万円であること、申立期間に同額の標準報酬月額に相当する保険料を事業主より給与から控除されたことが認められる。

また、社会保険事務所の厚生年金保険被保険者記録においては、当初、申立期間の標準報酬月額は申立人が主張する26万円とされていたが、当該事業所が適用事業所に該当しなくなつた日（平成9年8月31日）より後の同年9月16日付けで、7年11月1日に遅延して標準報酬月額が9万8,000円に引き下げられている。しかし、かかる処理を行う合理的な理由は見当たらず、社会保険事務所において事実に反する処理が行われたものと考えられる。

これらを総合的に判断すると、標準報酬月額に係る有効な記録訂正があったとは認められず、申立期間に係る標準報酬月額は事業主が社会保険事務所に当初届け出た26万円とする必要と認められる。

東京厚生年金 事案 19

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除され、かつ、事業主は、申立人が主張する昭和 50 年 11 月 1 日に厚生年金保険被保険者資格を申立人が喪失していた旨の届出を社会保険事務所に対し行ったと認められることから、厚生年金保険被保険者資格の喪失日に係る記録を訂正することが必要である。

なお、昭和 50 年 6 月から同年 9 月までの標準報酬月額は 16 万円、同年 10 月の標準報酬月額は 13 万 4,000 円とすることが妥当である。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男

基礎年金番号 :

生 年 月 日 : 昭和 21 年生

住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 50 年 6 月 30 日から同年 11 月 1 日まで
以前勤務していた A 社の厚生年金保険被保険者記録を確認したところ、
同社は全喪しており、昭和 50 年 6 月から同年 10 月までの加入記録が
確認できなかった。社会保険料控除が記載された給与明細書があるので、
この期間を厚生年金保険被保険者期間として認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

給与明細書によれば、申立人は、昭和 50 年 6 月から同年 10 月までの給与において、事業主により厚生年金保険料を控除されていたことが認められる。

また、申立てに係る事業所の全喪年月日は昭和 50 年 6 月 30 日であるが、社会保険事務所の記録において、事業主は、50 年 12 月 2 日に全喪届の手続を行ったことが確認でき、かつ厚生年金保険被保険者名簿において、申立人の資格喪失日は 50 年 6 月 30 日と記録されているものの、当該資格喪失日以降の同年 10 月に定時決定された標準報酬月額の記載が確認できることから、資格喪失の手続きがさかのぼって行われたものと認められる。

さらに、被保険者資格喪失届の届出時には申立人の健康保険被保険者証の返還は行われていないことから、事業主が、申立人の了解を得ないまま同届を行ったことが推測され、上記のようにさかのぼって資格の喪失処理

を行う合理的な理由は見当たらず、社会保険事務所において事実に反する処理が行われたことが認められる。

加えて、昭和 50 年 10 月の給与明細書を見ると、同年 10 月の定時決定時に変動した標準報酬月額に基づく厚生年金保険料が控除されていることが確認できるため、同社の保険料控除方式は当月控除方式であったことが認められ、同年 11 月及び同年 12 月の給与明細書をみると、同年 10 月末に同社を退職し、その後は下請けとして同社の業務に従事したという申立人の主張どおり、厚生年金保険料は控除されていないことが確認できる。

これらを総合的に判断すると、上記資格喪失に係る記録は有効なものとは認められず、昭和 50 年 10 月までは、厚生年金保険被保険者期間であり、申立人の資格喪失日は同年 11 月 1 日であると認められる。

なお、申立期間の標準報酬月額については社会保険庁の記録等により、昭和 50 年 6 月から 9 月までは 16 万円、50 年 10 月は 13 万 4,000 円とすることが妥当である。

東京厚生年金 事案 20

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除され、かつ、資格喪失日は平成4年11月30日であると認められることから、申立期間に係る厚生年金保険被保険者資格の喪失日の記録を訂正することが必要である。

なお、申立期間の標準報酬月額については53万円とすることが妥当である。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男

基礎年金番号 :

生 年 月 日 : 昭和12年生

住 所 :

2 申立内容の要旨

申立期間 : 平成3年2月5日から4年11月30日まで

私は、昭和47年に建築会社に入社して以降、平成4年11月に会社が倒産するまで厚生年金保険に加入していたと思っていたが、社会保険事務所で年金相談したところ、資格喪失日が3年2月5日とされていることが判明した。納得できないので、再調査してほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人が保存している給与明細書によれば、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていることが推認できる。

また、社会保険事務所が保有する申立人が申立期間に勤務していたとする事業所の厚生年金保険適用事業所全喪日は、平成4年11月30日であり、申立人が主張する当該事業所の倒産時期と一致している。

さらに、社会保険事務所の厚生年金保険被保険者記録には、当初、申立人の申立期間に係る平成3年度及び4年度の算定基礎届が記録されていたが、平成5年2月5日付で、これらをさかのぼって取消された上、3年2月5日を資格喪失日とする処理がされた記録が残されている。しかし、社会保険事務所において、このような処理を行うべき合理的な理由は見当たらない。

これらを総合的に判断すると、社会保険事務所において有効な記録取消があったとは認められず、厚生年金保険被保険者資格の喪失日の記録を訂正することが必要である。

なお、申立期間の標準報酬月額については、当初、事業主が社会保険事務所に届け出たとおり、53万円とするのが妥当である。

鳥取厚生年金 事案 2

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除され、かつ、事業主は、申立人が主張する昭和 19 年 6 月 2 日に厚生年金保険被保険者の資格を取得し、同年 12 月 1 日に資格を喪失した旨の届出を社会保険事務所に行ったことが認められることから、申立期間について厚生年金保険被保険者資格取得日及び資格喪失日に係る記録を訂正することが必要である。

なお、申立期間の標準報酬月額については 1 万円とすることが妥当である。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男

基礎年金番号 :

生 年 月 日 : 大正 14 年生

住 所 :

2 申立内容の要旨

申立期間 : 昭和 19 年 6 月 1 日から同年 12 月 1 日まで
昭和 19 年 4 月に A 社(現 B 社) C 支店に入社し、19 年 6 月から同年 11 月末まで、D 県 E 市にあった同社の研修施設に入所し、翌 12 月に卒業後、A 社 C 支店に戻って引き続き勤務していた。

社会保険事務所において厚生年金保険被保険者記録を確認したところ、昭和 19 年 4 月 1 日から 6 月 1 日までの期間及び同年 12 月 1 日から 54 年 6 月 30 日までの期間は A 社 C 支店(昭和 26 年 5 月 1 日 B 社 C 支店に継承)における厚生年金保険の加入記録があるにもかかわらず、研修施設に入所していた期間については、厚生年金保険の加入記録が無いことに納得できない。

第3 委員会の判断の理由

A 社の継承会社である B 社が発行した在籍証明書から、申立人は、昭和 19 年 4 月 1 日に入社し、兵役による休職期間を含め、退職する 58 年 12 月まで継続して勤務していたと認められる。

また、申立人に対しては、A 社 C 支店における厚生年金被保険者資格取得の際に、F 社会保険事務所から厚生年金保険記号番号が払い出されており、同社の研修施設を管轄する G 社会保険事務所が保管する厚生年金保険

被保険者台帳記号番号払出簿によれば、昭和 19 年 6 月 2 日付けで同社会保険事務所からも厚生年金保険記号番号を重複して払い出したため、後日重複整理した旨の記載が確認できる。

さらに、G 社会保険事務所が保管する申立てに係る厚生年金保険被保険者名簿は 2 部あり、「重複」という記載が確認できる名簿 a については、申立人の厚生年金保険記号番号を整理訂正した形跡に加えて、氏名などの申立人に関する全事項をまとめて削除した形跡も確認できるが、重複整理後の厚生年金保険記号番号が反映されている名簿 b については、このような削除は反映されておらず、申立人の氏名等も記載されているため、G 社会保険事務所において事実に反する処理が行われ、申立期間の年金記録が消滅したと推認される。

なお、いずれの名簿においても、申立人の資格取得年月日は昭和 19 年 6 月 2 日、当該資格取得月の標準報酬月額は 60 円であることが確認できる。

これらを総合的に判断すると、申立人に関し、昭和 19 年 6 月 2 日に厚生年金保険被保険者資格を取得し、A 社 C 支店における資格取得日である同年 12 月 1 日に資格を喪失した旨の届出を事業主が社会保険事務所に行ったこと、及び同期間につき、厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められる。

なお、申立期間の標準報酬月額については、厚生年金保険被保険者名簿から確認できる標準報酬月額が 60 円と 1 万円に満たないことから、厚生年金保険法（昭和 44 年法律第 78 号）附則第 3 条の規定に基づき 1 万円とすることが妥当である。

佐賀厚生年金 事案5

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除され、かつ、事業主は、申立人が主張する昭和51年9月1日に、厚生年金被保険者の資格を申立人が喪失した旨の届出を社会保険事務所に対し行ったことが認められることから、申立期間について厚生年金保険被保険者資格の喪失日に係る記録を訂正することが必要である。

なお、申立期間の標準報酬月額については6万円とすることが妥当である。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男

基礎年金番号 :

生年月日 : 昭和20年生

住 所 :

2 申立内容の要旨

申立期間 : 昭和50年9月1日から51年9月1日まで

昭和50年5月12日から51年8月31日まで勤務していたM事業所での被保険者記録について照会したところ、50年9月1日に資格を喪失しているとの回答があった。公共職業安定所を通じて昭和50年5月から勤務し、お茶の製造及び加工の業務をしていた。同年12月の暮れに、正月準備のために会社の車を洗車したのを記憶している。昭和51年8月まで厚生年金保険に加入していたことを認めてもらいたい。

第3 委員会の判断の理由

社会保険事務所保管のM事業所に係る健康保険厚生年金保険被保険者名簿の喪失欄には昭和50年9月1日の記載があるものの、健康保険被保険者証の回収印の日付は51年9月3日であり、また現存するM事業所保管の健康保険厚生年金保険被保険者資格喪失確認通知書に押印された社会保険事務所の受付印は、同じく51年9月3日である。また、当該通知書に記載された資格喪失日は51年9月1日であり、雇用保険の離職日は51年8月31日であることから、申立人のM事業所における資格喪失日は51年9月1日であると考えられる。

さらに、M事業所保管の当時社会保険事務所に提出を予定していた被保険者報酬月額変更届には昭和51年5月と6月の欄の余白に、「入院のために欠勤」とのメモ書きがあり、当該年の在職を確認できる。

このことから、社会保険庁に記録されている申立人の資格喪失日は、申立人の資格喪失届を受けた際に社会保険事務所で誤って記載されたものであると考えられる。

これらを総合的に判断すると、申立人が主張する昭和 51 年 9 月 1 日に、被保険者資格を喪失した旨の届出を事業主が社会保険事務所に行ったことが認められる。

なお、申立期間の標準報酬月額については、被保険者資格取得届の事業所控え及び被保険者資格喪失確認通知書から確認できる直近の標準報酬月額である 6 万円とすることが妥当である。

国民年金 事案 141

第1 委員会の結論

申立人の昭和 42 年 10 月から 48 年 3 月までの国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男

基礎年金番号 :

生 年 月 日 : 昭和 22 年生

住 所 :

2 申立内容の要旨

申立期間 : 昭和 42 年 10 月から 48 年 3 月まで

国民年金保険料が未納になっていることが分かり、当時住んでいた市に相談をしたところ、近接する町で年金相談を行っているので、そこへ行ってほしいと言われた。その町役場の年金相談において、相談をしたところ、同席した社会保険事務所の職員と思われる人から、調査には時間がかかるし、見つかるとは限らないので、特例納付により過去の分の保険料を一括で支払うことができると勧められ、納付書を自宅に送ってもらうこととなった。後日、送られてきた納付書に同封されたメモにより指示された保険料額を記載し、管轄する社会保険事務所に渡すよう町役場に依頼し、現金で保険料を支払った。

間違いなく支払っているので、未納には納得がいかない。

第3 委員会の判断の理由

申立人が申立期間当時に国民年金に加入し、保険料を納付していたことを示す関連資料（家計簿、確定申告書等）が無く、申立期間に国民年金に加入し、その保険料を納付していたことをうかがわせる周辺事情も見当たらぬ。

また、申立人の保険料の納付に関する納付場所、納付方法、預金から保険料を引き出した金融機関の支店等に関する供述は変遷しており、当時の記憶が曖昧で、保険料の納付状況が明確でない。

さらに、その申立内容は、相談を受けた社会保険事務所の職員が、未納の調査には時間がかかる上、年金記録が見つかるとは限らないので、未納分を特例納付することを勧めていることなど、不自然な点もみられる。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めるることはできない。

北海道国民年金 事案 46

第1 委員会の結論

申立人の昭和 46 年 4 月から 48 年 3 月までの期間及び 50 年 1 月から同年 5 月までの期間の国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男

基礎年金番号 :

生 年 月 日 : 昭和 22 年生

住 所 :

2 申立内容の要旨

申立期間 : ① 昭和 46 年 4 月から 48 年 3 月まで

② 昭和 50 年 1 月から同年 5 月まで

昭和 42 年（20 歳）の時から親が国民年金保険料を納めており、昭和 46 年度及び 47 年度についても、親が納めていたはずである。

また、昭和 49 年度についても 3 か月分だけが未納となっているのは不自然であり、昭和 50 年 6 月に厚生年金保険に加入するまでの同年 4 月及び同年 5 月の分も親が納めていたと思う。

第3 委員会の判断の理由

申立に係る期間、申立人の母親が申立人の国民年金保険料を納付していたことを示す関連資料（家計簿・確定申告書等）が無く、また、申立人自身は国民年金保険料の納付に関与していないため、国民年金の加入状況、保険料の納付状況等が不明である。

また、申立人の母親については、国民年金保険料を完納しているが、申立人の妻及び姉は申立期間の国民年金に未加入であり、妹も保険料が未納である。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

北海道国民年金 事案 47

第1 委員会の結論

申立人の昭和41年8月から50年3月までの国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女

基礎年金番号 :

生 年 月 日 : 昭和 21 年生

住 所 :

2 申立内容の要旨

申立期間 : 昭和 41 年 8 月から 50 年 3 月まで

申立期間について、国民年金保険料が未納になっているが、母親が厳しい人だったため、A銀行B支店又はC農協D支所で納付した記憶があるので、納付していたことを認めて欲しい。

第3 委員会の判断の理由

申立人が国民年金保険料を納付していたことを示す関連資料（家計簿、確定申告書等）が無く、また、申立人に聴取しても 20 歳時点における申立人の国民年金加入手続についての記憶が不明瞭であり、区役所から何らかの書類が送付されてきたと述べている以外は、区役所で加入手続を行った記憶は無いとも述べている。しかしながら、当時 E 市においては職権適用が実施されていないことが確認されるなど、申立内容には不合理な点がある。

さらに、保険料の納付方法についても、昭和 44 年 2 月まで行われていた印紙検認方式での納付の記憶が無いなど、不自然な点が見受けられる。

加えて、申立人の国民年金手帳記号番号が払い出されたと推認される昭和 51 年 1 月から同年 2 月までの時点では、申立期間の大部分は時効により納付できない期間であり、国民年金手帳記号番号払出簿を縦覧した結果、申立人に係る別の国民年金手帳記号番号は払い出されていなかったことが確認できる。

これら申立内容及びこれまでに収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

北海道国民年金 事案 48

第1 委員会の結論

申立人の昭和 50 年 2 月から 51 年 1 月までの国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女

基礎年金番号 :

生 年 月 日 : 昭和 23 年生

住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 50 年 2 月から 51 年 1 月まで

国民年金保険料の納付記録について照会したところ、申立期間について加入していた事実が無かった旨の回答があった。友人が国民年金に加入了した昭和 50 年 2 月 24 日の 4 日後に任意加入の手続を行い、所持している国民年金手帳にも、「はじめて被保険者となった日」が「昭和 50 年 2 月 28 日」と記載されているので、加入年月日と納付状況を調査してもらいたい。

第3 委員会の判断の理由

申立人が所持している国民年金手帳には、申立てのとおり、「はじめて被保険者となった日」の欄には昭和 50 年 2 月 28 日と記載されているが、同じ国民年金手帳の「国民年金の記録（1）」の欄には 51 年 2 月 28 日が資格取得日として記載されており、また、社会保険庁の被保険者台帳及び市町村の被保険者名簿にも、同日が資格取得日として記載されている。

さらに、周辺の任意加入者の資格取得日の状況から、申立人の国民年金手帳記号番号は、昭和 51 年 2 月に払い出されたものと推定される。

したがって、申立人が所持している国民年金手帳の「はじめて被保険者となった日」の欄の資格取得月日は誤って記載されたものと思われ、また、ほかに申立人が申立期間について国民年金に加入し、保険料を納付していたことをうかがわせる事情は見当たらない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

北海道国民年金 事案 49

第1 委員会の結論

申立人の昭和36年4月から42年3月までの国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生年月日 : 昭和9年生
住所 :

2 申立内容の要旨

申立期間 : 昭和36年4月から42年3月まで

申立期間のうち、昭和36年4月から41年3月までは国民年金保険料が未納であり、また、41年4月から42年3月までは免除申請が行われたことになっている。

当時の保険料100円は非常に高い金額ではあったが、母から「年金だけは払った方がよい」と言わされたため、自分で市役所に行って、手帳の代わりに交付された紙片を示して納めていた。

昭和41年4月から42年3月までの期間についても、免除申請をした記憶はなく、保険料を納めていたはずなので、再調査をお願いする。

第3 委員会の判断の理由

申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたことを示す関連資料（家計簿、確定申告書等）は無い。一方、申立人が昭和46年8月にA市からB町へ転出する際に、申立人の国民年金手帳に貼付された「国民年金保険料納付状況通知書」に記載されている納付状況は、社会保険庁の記録と一致する。

また、申立人の納付方法等に関する記憶は具体的で、当時、A市では、申立人の主張するとおり国民年金手帳の保管を実施しており、保険料の納付は手帳の預り証を示して行われていたことは確認されるものの、この取り扱いは昭和49年3月まで継続したものとされていることから、この記憶が申立期間に特定されるものとは認められない。

さらに、申立人と連番で国民年金手帳記号番号が払い出されている申立人の夫についても、申立人とほぼ同時期に申請免除が行われており、昭和41年6月に申立人の夫が厚生年金加入資格を喪失していることを踏まえると、申立人とその夫がこの時点で国民年金の加入手続を行い、免除申請を行っていること

に不自然さはみられない。

加えて、申立人の国民年金手帳記号番号が払い出された時点では、申立期間の一部は時効により納付できない期間であり、別の国民年金手帳記号番号が払い出されていたことをうかがわせる事情も見当たらない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

北海道国民年金 事案 50

第1 委員会の結論

申立人の昭和38年4月から42年7月までの国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和9年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申立期間 : 昭和38年4月から42年7月まで
国民年金の納付記録について照会したところ、申立期間の納付事実が確認できなかった旨の回答を受けた。昭和38年に国民年金に加入した直後から集金人の女性が自宅を来訪し保険料を集金していたので、未納とされていることには納得できない。

第3 委員会の判断の理由

申立人が当時居住していた地域では、申立期間当時、集金人による国民年金保険料の集金は、例外的に行われていたことはあるものの、定期的には行われていなかったことが確認できる。

また、申立人が国民年金保険料を納付していた事実を裏付ける関連資料（家計簿、確定申告等）が無く、申立人に事情を聴取しても記憶が曖昧であるため、国民年金の加入状況、保険料の納付状況等が不明である。

さらに、申立人の国民年金手帳記号番号が払い出された時点では、申立期間の一部は時効により納付できない期間であり、別の国民年金手帳記号番号が払い出されていたことをうかがわせる事情も見当たらない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

北海道国民年金 事案 51

第1 委員会の結論

申立人の昭和57年9月から平成元年10月までの国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男

基礎年金番号 :

生年月日 : 昭和37年生

住所 :

2 申立内容の要旨

申立期間 : 昭和57年9月から平成元年10月まで

社会保険事務所で国民年金保険料の納付記録を確認したところ、申立期間における国民年金保険料が未納であることを知った。

国民年金保険料は、親が家族分をまとめて集金人に支払っていたので、自分の分だけ未納となっているのはあり得ないと思う。

第3 委員会の判断の理由

申立期間について、申立人の両親が国民年金保険料を納付していたことを示す関連資料（家計簿、確定申告書等）が無く、申立人自身は国民年金保険料の納付に関与していないため、国民年金の加入状況、保険料の納付状況等が不明である。

また、申立人の国民年金手帳記号番号が払い出された時点では、申立期間の一部は時効により納付できない期間であり、別の国民年金手帳記号番号が払い出されていたことをうかがわせる事情も見当たらない。

さらに、申立期間当時の両親と同居していた姉の国民年金保険料の納付時期が同時ではなく、複数回の未納があるなど、家族分をまとめて納付していたという申立内容に合致しない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

北海道国民年金 事案 52

第1 委員会の結論

申立人の昭和36年4月から49年3月までの国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女

基礎年金番号 :

生 年 月 日 : 昭和 15 年生

住 所 :

2 申立内容の要旨

申立期間 : 昭和36年4月から49年3月まで

婚姻前の昭和48年か49年ごろに、10数年前まで遡及して一括納付した記憶がある。昭和49年度分以降領収書しか無いが、申立期間について記録を訂正してもらいたい。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、旧姓の時に一括納付した記憶があると述べているが、申立人の旧姓では国民年金手帳記号番号は払い出されておらず、申立人の国民年金手帳記号番号が払い出された時点では、申立期間の保険料は時効により納付できない期間である。また、仮に特例納付での納付であるとすれば、13万円以上の保険料額となるが、申立人が納付金額を全く記憶していないのは不自然であり、納付状況等についても不明である。

さらに、申立期間は13年と長期間である上、ほかに申立期間の保険料を納付していたことをうかがわせる関連資料、周辺事情も見当たらない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

北海道国民年金 事案 53

第1 委員会の結論

申立人の昭和43年5月から49年3月までの国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女

基礎年金番号 :

生 年 月 日 : 昭和21年生

住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和43年5月から49年3月まで

昭和43年5月に結婚し、当時、家族4人（夫、義父、義母及び私）で自営業を営んでいた。義母と夫がお金を管理し、国民年金保険料は義母が家族4人分をまとめて納付していたはずである。義母からは、4人分の国民年金保険料の納付は大変だと聞いていた。夫と義父、義母については納付済みとなっているのに、私だけ未納となっていることには納得いかない。

第3 委員会の判断の理由

申立期間について、義母が申立人の国民年金保険料を納付していたことを示す関連資料（家計簿、確定申告書等）が無い上、申立人自身は国民年金保険料の納付に関与していないため、国民年金の加入状況、保険料の納付状況等が不明である。

また、申立人の国民年金手帳記号番号が払い出された時点では、申立期間の一部は時効により納付できない期間であり、別の国民年金手帳記号番号が払い出されていたことをうかがわせる事情も見当たらない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

北海道国民年金 事案 54

第1 委員会の結論

申立人の昭和37年5月から39年3月までの国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女

基礎年金番号 :

生年月日 : 昭和17年生

住所 :

2 申立内容の要旨

申立期間 : 昭和37年5月から39年3月まで

45年前のことでの記憶が無いが、夫の分だけ国民年金保険料を納めていたということは考えられない。

当時の納付記録が確認出来るのは、社会保険側の責任である。

満60歳到達時の説明の際、過去の保険料納付期間に未納があることに不審を持ちながらも任意加入に応じ、説明どおり1年間納付したが、さらに翌年もう1年間納付しなければ満額の年金が受けられないとなったことには納得できない。

第3 委員会の判断の理由

申立期間について、申立人が国民年金保険料を納付していたことを示す関連資料（家計簿、確定申告書等）が無く、また、申立人に国民年金の加入手続や保険料の納付状況（納付場所・納付方法等）について聴取しても、記憶が無く、申立期間当時の状況は不明である。

さらに、国民年金手帳記号番号の払出時期は昭和39年度と推定され、その時点で申立期間の保険料は過年度分となるが、口頭意見陳述の結果、申立人は、過年度納付はしたことがないとしており、別の国民年金手帳記号番号が払い出されていたことをうかがわせる事情も見当たらない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることができない。

釧路国民年金 事案 8

第1 委員会の結論

申立人の昭和 36 年 4 月から 38 年 10 月までの国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男

基礎年金番号 :

生年月日 : 昭和 14 年生

住所 :

2 申立内容の要旨

申立期間 : 昭和 36 年 4 月から 38 年 10 月まで

昭和 36 年に結婚した妻が国民年金に加入していたことから、妻の保険料を支払いに市役所に行った際に自分も国民年金への加入手続を行ない、自分が妻との二人分の保険料を支払ってきた。妻が国民年金に加入しているのに、その保険料を支払う夫が加入しなかったとは考えられず、自分だけ未納となっていることに納得できない。

第3 委員会の判断の理由

申立人が申立期間において国民年金保険料を納付したことを示す関連資料（家計簿、確定申告書等）は無く、申立人から聴取しても、当時の市役所職員とのやり取りの内容や納付した金額、国民年金手帳の交付等について、具体的には思い出せないと申し述べており、国民年金の加入手続や、保険料の納付状況が不明である。

また、申立人の年金手帳及び社会保険庁の記録によれば、申立人は昭和 47 年 2 月に国民年金へ加入したものとされており、それ以前に別の国民年金手帳記号番号が払い出されていることは確認できない。

さらに、申立人は、自分が妻との二人分の保険料を支払ってきたと主張しているが、申立期間以降においても国民年金の未納期間が長期間にわたり見受けられ、その間、妻だけが納付済みとなっている期間も多く見られる。一方、申立人だけが納付済みで妻が未納となっている期間も見られるなど、申立人の主張は合理性に欠けると言わざるを得ない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めるることはできない。

宮城国民年金 事案 25

第1 委員会の結論

申立人の昭和 43 年 8 月から 49 年 3 月までの国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女

基礎年金番号 :

生年月日 : 昭和 23 年生

住 所 :

2 申立内容の要旨

申立期間 : 昭和 43 年 8 月から 49 年 3 月まで

社会保険庁の記録では、申立期間の保険料が未納となっているが、国民年金保険料は、20 歳の時から 30 歳まで、同居していた母親が私の保険料の納付をしていたはずであり、納得できない。

第3 委員会の判断の理由

申立人の母親が申立人の国民年金保険料を納付していたことを示す関係資料（家計簿等）が無く、また、申立人自身は国民年金保険料の納付に関与していないため、国民年金の加入状況、保険料の納付状況等が不明である。

また、申立人の国民年金手帳記号番号は昭和 49 年 9 月に払い出されているが、国民年金手帳記号番号が払い出された時点では、申立期間の一部は時効により納付できない期間であり、別の国民年金手帳記号番号が払い出されていたことをうかがわせる事情も見当たらない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めるることはできない。

山形国民年金 事案 24

第1 委員会の結論

申立人の、昭和 43 年 12 月から 44 年 3 月までの期間、44 年 12 月から 45 年 3 月までの期間、45 年 12 月から 46 年 3 月までの期間、46 年 12 月から 47 年 3 月までの期間、47 年 12 月から 48 年 3 月までの期間、48 年 12 月から 49 年 3 月までの期間、49 年 12 月から 50 年 3 月までの期間及び 50 年 12 月から 51 年 3 月までの期間の国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 22 年
住 所 :

2 申立内容の要旨

- 申立期間 : ① 昭和 43 年 12 月から 44 年 3 月まで
② 昭和 44 年 12 月から 45 年 3 月まで
③ 昭和 45 年 12 月から 46 年 3 月まで
④ 昭和 46 年 12 月から 47 年 3 月まで
⑤ 昭和 47 年 12 月から 48 年 3 月まで
⑥ 昭和 48 年 12 月から 49 年 3 月まで
⑦ 昭和 49 年 12 月から 50 年 3 月まで
⑧ 昭和 50 年 12 月から 51 年 3 月まで

私は、20 歳の時から毎年 4 月から 11 月まで、父と一緒に厚生年金保険に加入し、それ以外の期間は国民年金に加入して国民年金保険料を納付してきたと思っていた。

私の国民年金の加入手続と保険料納付については、結婚前は同居していた父が行い、結婚した昭和 48 年以降は、養父母が行っていたはずであり、未納とされていることに納得できない。

第3 委員会の判断の理由

申立人の父及び養父母が申立人の国民年金保険料を納付していたことを示す関連資料(家計簿、確定申告書(控)等)が無く、また、申立人自身は国民年金保険料の納付に関与していないため、国民年金の加入手続の状況、保険料の納付状況等が不明である。

また、申立人が、婚姻前に国民年金の加入手続及び保険料の納付を行ったと主張している父は既に亡くなっていること、及び結婚後に保険料の納付をしていたと主張している養父母も加療中等であることから、申立人の保険料を納付していたことを裏付ける証言を得ることができなかった。

さらに、婚姻前の申立期間の保険料を納付していたとされる申立人の父の納付状況を見ると、申立人の婚姻後に特例納付を行っていた期間があることから、申立人の婚姻前の申立期間について、申立人の父が父自身の保険料を納付せず、申立人の保険料のみを納付したとは考え難い。加えて、婚姻後の期間について、申立人の妻の強制加入と任意加入の被保険者種別の変更手続が適切になされていないことから、申立人の養父母が、申立人が厚生年金保険の被保険者資格を喪失した際に申立人の国民年金加入手続のみを行ったとは考え難い。

このほか、申立人の国民年金手帳記号番号が払い出された時点では、申立期間の大半は時効により納付できない期間であり、別の国民年金手帳記号番号が払い出されていたことをうかがわせる事情も見当たらない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めるることはできない。

山形国民年金 事案 25

第1 委員会の結論

申立人の平成元年4月から2年3月までの国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 31 年
住 所 :

2 申立内容の要旨

申立期間 : 平成元年4月から2年3月まで

社会保険事務所で納付記録を確認したところ、申立期間について国民年金保険料の納付事実が確認できなかったとの回答をもらった。

しかし、平成元年度については、国民年金保険料の申請免除を受ける前のことであり、未納のまま放置していたとは考えられない。

第3 委員会の判断の理由

申立人が国民年金保険料を納付していたことを示す関連資料（家計簿、確定申告書(控)等）が無く、また、申立人は、保険料の納付時期、納付金額、納付場所等については記憶していないことから、保険料の納付状況等が不明である。

さらに、申立人は、申立期間中に住所を移動しておらず、社会保険庁の記録においても、ほかの国民年金手帳記号番号が存在することが確認できず、別の国民年金手帳記号番号が払い出されていたことをうかがわせる事情も見当たらない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めるることはできない。

山形国民年金 事案 26

第1 委員会の結論

申立人の昭和 49 年 11 月から 50 年 3 月までの国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 25 年
住 所 :

2 申立内容の要旨

申立期間 : 昭和 49 年 11 月から 50 年 3 月まで
社会保険事務所で納付記録を確認したところ、申立期間の保険料が未納との回答をもらった。

私は、水産会社を退職（昭和 49 年 11 月）した後に国民年金保険料を納付した記憶があり、当時、保険料は自治会を通じて納付していたので、未納とされていることに納得できない。

第3 委員会の判断の理由

申立期間について、申立人が国民年金保険料を納付していたことを示す関連資料（家計簿、確定申告書（控）等）が無い上、申立人に聴取しても国民年金の加入手続及び納付状況についての記憶が不明瞭であり、保険料を納付していたことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

また、市が保存していた国民年金被保険者台帳によると、市が加入記録を整理した結果、申立人の船員保険の無資格期間が判明したため、申立期間を国民年金の加入対象期間及び未納期間とする記録の追加訂正が平成 9 年 11 月に行われたことが確認でき、社会保険庁の記録においても、同様の記録の追加訂正が 11 年 4 月に行われたことが確認できる。

このことを前提にすると、申立期間当時、市は、申立人が国民年金の被保険者であることを把握しておらず、申立人の保険料は自治会を通じて収納できない状況であったと推認される。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めるることはできない。

山形国民年金 事案 27

第1 委員会の結論

申立人の昭和 36 年 4 月から 47 年 3 月までの国民年金保険料については、
納付していたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 14 年
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 36 年 4 月から 47 年 3 月まで

社会保険事務所で納付記録を確認したところ、申立期間について国民年金保険料の納付事実が確認できなかったとの回答をもらった。

しかし、昭和 47 年ごろに、それまでの未納分を全額一括して納付できることを知り、私の夫が集金人（どのような立場の者かは不明）に、保険料として約 40 万円納付したはずであり、未納とされていることに納得がいかない。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、申立期間について、申立人の夫がそれまでの未納分を全額一括して納付したはずと主張しているが、申立人の国民年金保険料を納付していたことを示す関連資料が無く、申立人自身が保険料の納付に直接関与していなかったため、納付時期及び納付したとする相手方が必ずしも明確では無い。

また、昭和 47 年は、特例納付が可能な時期ではあるものの、①一括納付したとする金額（約 40 万円）が申立期間の国民年金保険料を納付した場合の金額（約 6 万円）と大きく異なっていること、②申立期間の一部に夫が厚生年金保険に加入していたことによる国民年金の未加入期間が存在し、少なくとも当該期間については、制度上、特例納付することはできないこと等を勘案すると、申立期間について特例納付をしたとは認め難い。

このほか、申立期間の国民年金保険料を納付していたことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めるることはできない。

埼玉国民年金 事案 18

第1 委員会の結論

申立人の昭和48年4月から54年3月までの国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男

基礎年金番号 :

生 年 月 日 : 昭和28年生

住 所 :

2 申立内容の要旨

申立期間 : 昭和48年4月から54年3月まで

20歳から昭和54年に就職するまで、学生であったため、他界した父親が私の国民年金保険料と2歳違いの弟の保険料と一緒に納付していたはずである。弟が納付済みとされているのに、私が未納とされていることに納得できない。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、申立人の父親が申立期間の国民年金保険料を納付していたと主張しているが、当該保険料納付を示す関連資料（家計簿、確定申告書等）が無く、しかも、申立人自身は申立期間の国民年金の手続に関与していないため、国民年金の加入状況、保険料の納付状況等が不明である。

また、申立人は、父親が自分の国民年金保険料を弟の分と一緒に納付したはずであると主張しているが、申立期間に重なる大半の期間について、弟の分も未納となっていることから、申立内容に矛盾が認められる。

さらに、申立人の基礎年金番号は、共済組合員の番号であり、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付したとすると、別に国民年金手帳記号番号が払い出されていたはずであるが、別の国民年金手帳記号番号が払い出されていたことをうかがわせる事情も見当たらない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

埼玉国民年金 事案 20

第1 委員会の結論

申立人の昭和 53 年 3 月から同年 5 月までの国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生年月日 : 昭和 21 年生
住所 :

2 申立内容の要旨

申立期間 : 昭和 53 年 3 月から同年 5 月まで

社会保険事務所から、昭和 53 年 3 月から同年 5 月までについて、納付事実の確認ができなかったとの回答をもらったが、納付書が届いたものについては、すぐに納付している。国民年金保険料が未納になっているとすれば、行政側の落ち度で納付書が届かなかったからではないか。

第3 委員会の判断の理由

申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたことを示す関連資料（家計簿、確定申告書等）が無く、しかも、申立人の記憶がほとんど無いため、当時の保険料額や納付時期、納付方法、納付場所など具体的な納付状況が不明である。

また、申立人の国民年金手帳記号番号が払い出された時点では、申立期間は時効により納付できない期間であり、事実、申立期間の保険料を納付したことを行うかがわせる事情は見当たらない。さらに、国民年金手帳記号番号払出簿による調査を行ったが、別の国民年金手帳記号番号が払い出されていたことをうかがわせる事情はなく、市役所の国民年金被保険者名簿の中にも該当者はいない。

加えて、申立人は昭和 53 年にその妻の国民年金加入手続も同時に行つたとのことであるが、妻は未加入になっていることから、申立内容に矛盾が認められる。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

栃木国民年金 事案 36

第1 委員会の結論

申立人の昭和 38 年 12 月から 50 年 3 月までの国民年金保険料については、
納付していたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生年月日 : 昭和 18 年生
住所 :

2 申立内容の要旨

申立期間 : 昭和 38 年 12 月から 50 年 3 月まで
夫が、昭和 44 年の結婚後間も無いころ、特例納付制度のことを新聞で知ったのを契機に私の国民年金の加入手続を行い、20 歳にさかのぼって一括納付し、その後の保険料は納付組織で納付した。未納とされていることに納得がいかない。

第3 委員会の判断の理由

申立人が国民年金保険料を納付していたことを示す関連資料（家計簿、確定申告書等）が無く、納付手続等を行ったとする申立人の夫から事情を聴取しても、加入手続の時期や納付金額等は明確ではなく、国民年金の加入状況、保険料の納付状況等が不明である。

また、申立期間の保険料について、昭和 45 年 7 月から 47 年 6 月までの間に特例納付した場合、申立人の夫が記入していた昭和 47 年 11 月から 49 年 12 月までの期間に係る現金出納簿に、申立人が保険料を納付していたことを示す記載が無いのは不自然である。

さらに、昭和 49 年 1 月から 50 年 12 までの期間に特例納付した場合でも、昭和 50 年度の保険料を過年度納付しているなど、特例納付後の保険料は過年度納付を取り扱わない納付組織で納付したとする申立内容と矛盾する。

加えて、昭和 51 年 8 月に加入手続を受け付け、申立人に国民年金手帳を交付したとする市役所保管の被保険者名簿の記録と、社会保険事務所の国民年金手帳記号番号払出簿の記録に齟齬は見られない上、昭和 51 年 8 月は特例納付できる時期ではなく、特例納付するために加入手続を行ったとする申立てとは一致しない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めるることはできない。

栃木国民年金 事案 37

第1 委員会の結論

申立人の平成元年3月の国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

第2 申立人の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 20 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 平成元年3月

国民年金の納付記録を確認したところ、申立期間について保険料の納付が確認できなかったとの回答があった。私は、会社を退職後、国民年金手帳を持参して国民年金の加入手続及び保険料納付をしてきたので、申立期間が納付済みとなっていないことに納得がいかない。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、平成元年3月に会社を退職し、その後、適正な時期に国民年金及び国民健康保険の加入手続をしたので、申立期間については保険料を納付したはずだと主張している。

しかしながら、社会保険庁が保有する申立人の被保険者記録によれば、当時、申立人が行った国民年金加入手続の際、何らかの原因により本来加入日とすべき平成元年3月 31 日が平成元年4月 1 日として取り扱われ、結果、平成元年3月の納付書が発行されず、申立人の主張する申立期間の納付ができなかつた事情が確認できる。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めるることはできない。

栃木国民年金 事案 38

第1 委員会の結論

申立人の昭和 46 年 7 月から 48 年 3 月までの国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

第2 申立人の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 16 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 46 年 7 月から 48 年 3 月まで

国民年金の納付記録を確認したところ、申立期間について納付が確認できなかったとの回答があった。国民年金に加入手続をした際、納付が可能な 2 年分の保険料をその場で納付したはずなので、申立期間が未納とされていることには納得できない。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、申立期間について国民年金の加入手続と同時にその場で保険料を納付したと主張しているが、保険料を納付していたことを示す関連資料（家計簿、確定申告書等）は無いことなどから、国民年金保険料の納付状況等が不明である。

また、申立人は、申立期間の国民年金保険料を A 町役場の年金課に納付したと主張しているが、申立期間は過年度納付となるため役場において納付することはできないとともに、申立人は役場の窓口で直接保険料を納付し、銀行、郵便局等の金融機関で納付したことは無いと明言していることから、申立期間の過年度納付は行われなかつたことが推認できる。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

千葉国民年金 事案38

第1 委員会の結論

申立人の昭和61年10月の国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男

基礎年金番号 :

生 年 月 日 : 昭和18年生

住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和61年10月

昭和61年9月末に退職し、同年11月に再就職するまでの期間について、国民年金への加入手続と保険料納付は妻に任せ、妻がA町役場（当時）において、夫婦二人分の保険料を納付したはずだが、私の記録が無いことには納得できない。

第3 委員会の判断の理由

申立人が納付したと主張する申立期間について、国民年金保険料を納付していたことを示す関連資料（家計簿、預金通帳の写し等）が無く、申立期間当時、国民年金への加入手続及び保険料納付をしたと申立人が主張するその妻も、申立人の国民年金の加入手続を行ったか、保険料を納付したか等の記憶が無いと述べている。

また、申立人は、当時国民年金手帳の交付を受けて所有していた記憶も無く、現在も同手帳を一切所有しておらず、当時のA町役場において、申立人に対し別の国民年金手帳記号番号が払い出されたことをうかがわせる事情も見当たらない。

さらに、申立人に国民年金の加入状況及び保険料の納付状況を聴取しても、申立人自身が直接関与していないこともあり、申立期間当時の記憶が無い。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

東京国民年金 事案 43

第1 委員会の結論

申立人の昭和48年7月から50年3月までの国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生年月日 : 昭和26年生
住所 :

2 申立内容の要旨

申立期間 : 昭和48年7月から50年3月まで
社会保険事務所から、昭和48年7月から50年3月までの期間について、国民年金保険料の納付事実が確認できなかったとの回答をもらったが、A区役所で納付していたと思うので、再調査してほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、昭和51年12月上旬にA区からB区に転居しているが、「他の区から転居してきた場合は転居した区において再手続しなければならない旨、区役所で指導を受けたように思う」としているところ、申立人の国民年金手帳記号番号は、52年1月ごろに転居先であるB区で払い出されており、それ以前に別の国民年金手帳記号番号が払い出されていたことをうかがわせる事情は見当たらないこと、保険料は50年4月から納付済みとなっていること等から、52年1月ごろに転居先のB区で国民年金の加入手続を行った時点で、過年度分保険料として納付可能な50年4月まで、さかのばって保険料を納付したものと考えられる。

また、申立人は、国民年金と国民健康保険の手続と混同している可能性も完全には否定できないとしている。

さらに、国民年金保険料を納付していたことを示す関連資料（家計簿、確定申告書等）が無く、ほかに申立期間の保険料を納付していたことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

新潟国民年金 事案 37

第1 委員会の結論

申立人の昭和40年9月から46年9月までの国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男

基礎年金番号 :

生 年 月 日 : 昭和 19 年生

住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 40 年 9 月から 46 年 9 月まで

申立期間当時は婚姻前で実家におり、自分で保険料を納めた記憶は無いが、母親が、私と妹の分を併せて納めていたと兄姉達から聞いている。納付方法等は不明であるが、母のことを信じたい。未納とされていることに納得がいかない。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、申立期間について、母親が国民年金保険料の納付を行っていたと主張しているが、申立人の保険料を納付していたことを示す関連資料（家計簿、確定申告書等）は無く、しかも、申立人自身は国民年金の手続に関与しておらず、母親も既に他界しているため、申立期間当時の国民年金の加入及び納付状況が不明である。

また、申立人の国民年金手帳記号番号が払い出された昭和 47 年 1 月の時点では、申立期間の一部は時効により納付できない期間であり、別の国民年金手帳記号番号が払い出されていた形跡はうかがえず、事実、申立期間の保険料を納付していたことをうかがわせる事情も見当たらない。

さらに、申立人は、申立人の母親が、申立人と妹の国民年金保険料を併せて納付していたと主張しているが、妹は申立期間当時、国民年金に未加入であり、申立人の主張とは矛盾する。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

山梨国民年金 事案 16

第1 委員会の結論

申立人の昭和37年12月から42年3月までの国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男

基礎年金番号 :

生 年 月 日 : 昭和 17 年生

住 所 :

2 申立内容の要旨

申立期間 : 昭和37年12月から42年3月まで

当時、父の経営する繊維会社で働いており、他の社員は厚生年金保険に加入していたが、両親が国民年金に加入していたので私も国民年金に加入した。当時の保険料は少額であり、納付していなかったということは無く、また、納付組織が3か月分まとめて集金しており、両親が保険料(1,000円から2,000円くらい)を納付していた記憶がある。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、申立人の両親が申立期間の国民年金保険料を納付したと主張しているが、当該保険料を納付していたことを示す関連資料(確定申告書、家計簿等)が無く、しかも、申立人自身は、当時の国民年金の手続に関与しておらず、記憶も曖昧なため、申立期間に係る国民年金の加入状況及び保険料の納付状況が不明である。

また、国民年金手帳記号番号の払出記録から判断すると、申立人の国民年金への加入手続は昭和42年度の当初時期に行われたことが推認されるため、申立期間は、過年度納付によらなければ保険料納付が不可能であったが、申立人は、過年度納付を取り扱っていない納付組織で申立期間の保険料を納付していたと主張しており、申立内容に矛盾が認められる。

さらに、申立人は、申立期間において住所変更はしておらず、申立人の国民年金手帳記号番号払出日である昭和42年6月30日以前に、別の国民年金手帳番号が払い出されていたことをうかがわせる事情も見当たらない。

これらの申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

愛知国民年金 事案 22

第1 委員会の結論

申立人の昭和44年4月から47年5月までの国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男

基礎年金番号 :

生年月日 : 昭和23年生

住所 :

2 申立内容の要旨

申立期間 : 昭和44年4月から47年5月まで

私は、申立期間当時、父母と農業を営んでおり、家族の国民年金保険料は父親が婦人会の集金人に納めていたので、私の分も一緒に納付してくれていたはずであり、私の分だけが未納とされていることに納得がいかない。

第3 委員会の判断の理由

申立人の国民年金手帳記号番号が払い出されたのは昭和50年7月16日であり、これを基準にすると、申立期間の保険料は時効により納付することができない期間である上、申立期間当時、別の国民年金手帳記号番号が払い出されていたことをうかがわせる事情も見当たらない。

また、申立人の父親が申立人の国民年金保険料を納付していたことを示す関連資料（家計簿、確定申告書等）が無く、申立人自身は国民年金保険料の納付に関与していないとともに、申立人は父親から直接、国民年金のことについて聞いていないことから、国民年金の加入状況、保険料の納付状況等が不明である。

さらに、申立期間は3年以上と長期間である上、申立人には申立期間以外にも国民年金の未納期間が見受けられる。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

富山国民年金 事案 10

第1 委員会の結論

申立人の平成元年3月の国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男

基礎年金番号 :

生 年 月 日 : 昭和 41 年生

住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 平成元年3月

平成元年3月の国民年金保険料の納付記録を社会保険事務所に照会したところ、記録上納付事実が確認できなかったとされたことに納得できない。

第3 委員会の判断の理由

申立人は平成元年3月当時、国民年金の資格取得手続を行ったとしているが、手続状況、保険料の納付状況等が不明であるうえ、同時期の国民年金手帳記号番号払出簿及び国民年金被保険者名簿を調査した結果、いずれについても申立人に係る記録は確認できなかったことから、申立人が、当時、国民年金の被保険者資格を取得し、保険料を納付したとは考え難い。

また、申立人は平成 16 年 8 月 4 日に A 町へ国民年金被保険者関係届書を提出しており、これにより申立人は同年 6 月 5 日付けで新規に国民年金の資格を取得したことが確認できるほか、この届出により社会保険事務所は元年 3 月 25 日の資格取得及び同年 4 月 1 日の資格喪失をさかのぼって確認したものと認められる。このため、16 年に申立人が元年 3 月の保険料を納付することも時効によりできることから、保険料を納付したとは考え難く、ほかに申立期間について国民年金保険料を納付したことをうかがわせる事情も見当たらない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

静岡国民年金 事案 27

第1 委員会の結論

申立人の昭和42年1月から52年3月までの国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女

基礎年金番号 :

生 年 月 日 : 昭和22年生

住 所 :

2 申立内容の要旨

申立期間 : 昭和42年1月から52年3月まで

私は、昭和52年5月から同年8月までのころ、郵便局に併設された市役所の出張所で国民年金の加入手続をし、過去の分をさかのぼって、国民年金保険料を一括納付したはずであり、その時、市役所の担当者にも「20歳まで(納付は)大丈夫」と確認した記憶がある。

そのことを県外の知人にも話したが、その人も、それをきっかけに加入手続をして保険料を一括で納付したと聞いており、私の申立期間が未納となっていることに納得がいかない。

第3 委員会の判断の理由

申立人が一括納付したとする国民年金保険料のうち、昭和42年1月から50年3月までの分は、時効により納付できない上、納付したとする時期には、特例納付は実施されていない。

また、昭和50年4月から52年3月までの分についても、過年度扱いとなり、市役所出張所では納付することができないため、申立人が市役所出張所で一括納付したとする主張は不自然であると言わざるを得ない。

さらに、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたことを示す関連資料(家計簿、確定申告書等)は無く、納付したとする保険料の金額についても明確ではない上、申立人から話を聞いたことを契機として、国民年金の加入手続をとり、保険料を一括で納付したとする知人についても、さかのぼって保険料を納付していたこと

がうかがわれる記録は見当たらず、申立人の当時の記憶は曖昧なものとなっている。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

静岡国民年金 事案 28

第1 委員会の結論

申立人の昭和 46 年 9 月から 53 年 3 月までの国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男

基礎年金番号 :

生 年 月 日 : 昭和 21 年生

住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 46 年 9 月から 53 年 3 月まで

昭和 46 年 9 月から国民年金保険料を納付していた記憶があるが、社会保険事務所に国民年金保険料納付記録を照会したところ、申立期間について納付事実が確認できなかったとの回答を受けた。

昭和 48 年 4 月に婚姻後、私と一緒に保険料を納付していた妻は現在まですべて納付済みになっているのに、私だけが申立期間の納付事実が無いとされていることには納得できない。

第3 委員会の判断の理由

社会保険庁の被保険者台帳の記録では、申立期間は未加入期間とされているが、申立人は、申立期間よりも厚生年金保険適用事業所の退職に伴う未加入期間があり、国民年金の届出が適切に行われていなかつたことが確認できる。

申立人は、申立期間直前の厚生年金保険適用事業所の退職に伴う国民年金への切替手続及び申立期間における納付についての記憶が定かではなく、申立期間において保険料を納付していたことがうかがわれる関連資料及び周辺事情も見当たらぬ。

また、申立人の妻が所持していた、昭和 48 年度の妻分の領収書（昭和 49 年 1 月 24 日領収印）の住所の記載から、婚姻後もしばらくの間は、妻の保険料は妻の父が納付していたことがうかがわれる。

さらに、申立人の国民年金手帳記号番号が払い出されたのは、昭和 53 年 10 月以降であり、申立人の年金手帳の国民年金に係る「初めて被保険者になった日」欄には、「昭和 53 年 4 月 1 日」と記載され、また、申立人に対して別の国民年金手帳記号番号が払い出され

た形跡も確認できない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

静岡国民年金 事案 29

第1 委員会の結論

申立人の昭和46年10月から56年3月までの国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男

基礎年金番号 :

生 年 月 日 : 昭和 8 年生

住 所 :

2 申立内容の要旨

申立期間 : 昭和46年10月から56年3月まで

申立期間中は、それまで勤めていた事業所を退職し、自営業をしていた時期に当たる。

退職に伴う厚生年金保険から国民年金への切替手続は、国民健康保険の加入手続と一緒に市役所で行い、国民年金保険料は、年に1回から数回、まとまった金額を市役所の出納係に現金で納めていたと思う。

現在、年金を受給中であるが、請求時点では国民年金保険料の納付記録を確認することなく手続した。申立期間は税金も遅滞なく納めており、納得がいかない。

第3 委員会の判断の理由

申立人が申立期間に居住していた市の市役所に保存されている被保険者名簿の記録等によると、申立人が国民年金の加入手続を行ったのは、昭和56年12月とみられ、この時点では、申立期間の大半は、時効にかかるため、国民年金保険料を納付することはできない。

また、市の記録によれば、申立人は、昭和57年2月に56年度1年分の保険料を一括で納付したこととされており、その時点で、申立人の年金記録上の保険料納付開始時期とされる56年4月までさかのぼり、現年度分のみ納付されていたことがうかがわれる。

さらに、申立人は、申立期間以外に2回、厚生年金保険から国民年金への切替えの機会があったが、いずれも適切に手続を行っていない。

このほか、申立人は、申立期間当時、納付していたとする保険料

の金額について明確な記憶が無く、別の国民年金手帳記号番号が払い出された形跡も認められないなど、申立てに係る事実を確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

静岡国民年金 事案 30

第1 委員会の結論

申立人の昭和39年3月から40年6月までの国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男

基礎年金番号 :

生 年 月 日 : 昭和 17 年生

住 所 :

2 申立内容の要旨

申立期間 : 昭和39年3月から40年6月まで

私は、申立期間当時、父が経営する小売業で青色申告の専従者とされており、国民年金保険料については、父が、同居していた母、伯母の分と私の分と一緒に納付していた記憶があるが、私の分だけが、申立期間に納付していた記録が無い。

父はしっかりとした人であったし、当時、家に私の国民年金手帳があった記憶もあるので、納得がいかない。

第3 委員会の判断の理由

申立人の年金記録上、当初の国民年金手帳記号番号が払い出されたのは、昭和43年5月とされており、申立期間はその時点では時効であるため、同期間の国民年金保険料を納付することはできない。

また、申立人は、申立期間直後、昭和40年6月から厚生年金保険適用事業所に勤務していたが、41年12月の同事業所の退職に伴う国民年金への切替手続を適時に行っておらず、退職から15か月経過した43年4月から保険料の納付が始まっている。

さらに、申立人の父親が申立人の保険料を納付していたことがうかがわれる客観的な資料等は無く、申立人が主張する、父親がしっかりしていたということのみでは、父親が申立人の保険料まで納付していたことに結びつくとはいえないほか、申立人が記憶している申立期間における国民年金手帳の特徴（色）は、同期間に交付されていた手帳の特徴とは異なり、申立人の年金記録上、申立人が国民年金に加入したとみられる時期に交付されていた（申立期間には未だ存在しなかった）手帳の特徴に一致している。

このほか、申立人に対して別の国民年金手帳記号番号が払い出された形跡も認められず、申立に係る事実を確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

福井国民年金 事案8

第1 委員会の結論

申立人の昭和36年6月から41年3月までの国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和12年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申立期間 : 昭和36年6月から41年3月まで

私は、A市で国民年金に加入し、昭和36年6月から保険料を納付していましたが、社会保険庁の年金記録では、36年6月から41年3月までが未納とされている。

当時の保険料は、夫婦で合計して1か月分が300円程度で、毎月、集金人に支払っていたと記憶しているので、記録を訂正してほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人が国民年金保険料を納付していたことを示す関連資料（家計簿、確定申告書等）が無く、また、申立人夫婦の国民年金の加入手続等についての記憶は曖昧であるため、国民年金の加入状況等が不明である。

また、申立人は、申立期間当時、A市において、毎月、夫婦二人分として300円程度を集金人に支払っていたと主張しているが、A市では、当時、3か月に1度集金していたことが確認でき、申立人の主張と相違している。

さらに、申立人の国民年金手帳記号番号は、昭和41年5月19日に払い出されているが、この時点では、申立期間の一部は時効により納付できない期間であり、氏名を複数の読み方で検索しても、ほかの国民年金手帳記号番号が存在することは確認できず、別の国民年金手帳記号番号が払い出されていたことをうかがわせる事情も見当たらない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めるることはできない。

福井国民年金 事案9

第1 委員会の結論

申立人の昭和36年6月から41年3月までの国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和16年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申立期間 : 昭和36年6月から41年3月まで
私は、A市で国民年金に加入し、昭和36年6月から保険料を納付していましたが、社会保険庁の年金記録では、36年6月から41年3月までが未納とされている。

当時の保険料は、夫婦で合計して1か月分が300円程度で、毎月、集金人に支払っていたと記憶しているので、記録を訂正してほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人が国民年金保険料を納付していたことを示す関連資料（家計簿、確定申告書等）が無く、また、申立人夫婦の国民年金の加入手続等についての記憶は曖昧であるため、国民年金の加入状況等が不明である。

また、申立人は、申立期間当時、A市において、毎月、夫婦二人分として300円程度を集金人に支払っていたと主張しているが、A市では、当時、3か月に1度集金していたことが確認でき、申立人の主張と相違している。

さらに、申立人の国民年金手帳記号番号は、昭和41年5月19日に払い出されているが、この時点では、申立期間の一部は時効により納付できない期間であり、氏名を複数の読み方で検索しても、ほかの国民年金手帳記号番号が存在することは確認できず、別の国民年金手帳記号番号が払い出されていたことをうかがわせる事情も見当たらない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めるることはできない。

滋賀国民年金 事案 13

第1 委員会の結論

申立人の昭和48年9月から同年12月までの国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男

基礎年金番号 :

生 年 月 日 : 昭和21年生

住 所 :

2 申立内容の要旨

申立期間 : 昭和48年9月から同年12月まで

昭和48年9月から同年12月までの国民年金保険料が未納とされているが、この期間は、A県警察本部を48年9月に退職し、49年1月1日付でB県警察本部に再就職が決まっていた期間であり、「国民年金保険料の支払が必要となるので支払っておけ」と父親に諭され、きちんと保険料を納付した記憶がある。

B県警察本部を退職後、再就職するまでの短期間（1か月）でも、きちんと国民年金保険料を納付している実績もあるので、記録を訂正してほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、A県C市で国民年金の加入手続を行ったと申し立てているが、同市で申立人の国民年金手帳記号番号が払い出されたという記録は無く、また、申立人自身も、申立期間当時、国民年金に加入した際、国民年金手帳を受領した記憶は無いと述べており、申立人が国民年金に加入したことをうかがわせる事情も見当たらない。

また、申立人が国民年金保険料を納付していたことを示す関連資料（家計簿、確定申告書等）は無く、また、申立人から聴取しても、国民年金保険料の納付額等についての記憶が曖昧であり、^{あいまい}申立期間の保険料を納付していたことを裏付ける周辺事情も見当たらない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

京都国民年金 事案 23

第1 委員会の結論

申立人の昭和44年1月から45年12月までの国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男

基礎年金番号 :

生 年 月 日 : 昭和 22 年生

住 所 :

2 申立内容の要旨

申立期間 : 昭和 44 年 1 月から 45 年 12 月まで

私は、昭和 44 年 1 月に勤めていた会社を辞めて厚生年金保険の被保険者資格を喪失した後、昭和 46 年になって国民年金に加入し、同年 9 月ごろに A 市役所で保険料をさかのぼって一括納付したため、申立期間について未納と記録されていることに納得できない。

第3 委員会の判断の理由

申立人の国民年金保険料が一括納付されたことを示す関連資料（家計簿、確定申告書等）が無く、また、保険料の納付自体は親が行ったものであり、申立人自身は納付期間、保険料額等については記憶しておらず、国民年金の加入状況、保険料の納付状況等が不明である。

また、申立人の最初の資格取得年月日については、平成 16 年 7 月に社会保険庁において記録訂正が行われ、資格取得年月日が昭和 46 年 1 月 5 日から 44 年 1 月 1 日に訂正されたが、当時の A 市の国民年金被保険者名簿では、資格取得年月日が 46 年 1 月 5 日と記録されており、申立人が保険料を納付したとする 46 年の時点では、申立期間については国民年金被保険者資格が無いとされていた期間であったため、46 年に保険料を納付したとする申立人の主張は不自然である。

さらに、申立人は、昭和 46 年 9 月ごろに市役所でさかのぼって国民年金保険料を一括納付したと申し立てており、その時点では、申立期間は過年度納付となるが、当該市役所に確認したところ、過年度納付の保険料については、当時、市役所では納付できなかったとの回答が得られている。

加えて、申立人には、申立期間以外にも、厚生年金保険の資格喪失後の未納期間が複数存在する。

これら申立内容及びこれまでに収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

兵庫国民年金 事案 25

第1 委員会の結論

申立人の昭和 53 年 9 月から 56 年 11 月までの国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男

基礎年金番号 :

生 年 月 日 : 昭和 33 年生

住 所 :

2 申立内容の要旨

申立期間 : 昭和 53 年 9 月から 56 年 11 月まで

母の記憶では、私が 19 歳の時に、母が私の国民年金加入申し込みを行うため A 市 B 区役所を訪れたところ、担当者に「国民年金は 20 歳からですよ。」と言われ、翌年同様に、申し込みを行うために B 区役所に行ったとのことである。

記録上未納となっているが、私が 20 歳となった昭和 53 年 9 月から 56 年 11 月までの記録を再調査してほしい。別の年金番号があるかもしれないと思っている。

第3 委員会の判断の理由

申立人の母親が申立人の国民年金への加入手続や保険料の納付を行っていたことを示す関係資料(家計簿、確定申告書等)が無く、また、申立人自身は、申立期間に係る国民年金への加入手続や保険料の納付に関与していない上、申立人の国民年金の加入手続及び保険料の納付を行ったとされるその母親についても、記憶が曖昧であり、国民年金の加入状況、保険料の納付状況等が不明である。

また、申立人の A 市の収滞納記録でも、申立期間は未加入期間となっており、申立人の国民年金手帳記号番号が払い出された時点(昭和 56 年 6 月 5 日)では、申立期間には時効により保険料を納付できない期間が一部含まれる。

さらに、別の国民年金手帳記号番号が払い出されていたことをうかがわせる事情も見当たらない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めるることはできない。

兵庫国民年金 事案 26

第1 委員会の結論

申立人の昭和 59 年 4 月から 61 年 3 月までの国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女

基礎年金番号 :

生 年 月 日 : 昭和 37 年生

住 所 :

2 申立内容の要旨

申立期間 : 昭和 59 年 4 月から 61 年 3 月まで

申立期間の国民年金保険料を支払った昭和 62 年 3 月 14 日の 4、5 日前に年金未納のハガキが届き、すぐに A 町（現在は、B 町）役場に行ったところ、町職員から昭和 61 年度分と、さかのぼって納付することが可能な 59 年度分及び 60 年度分を半ば強制的に支払うよう説明を受けた。

A 町役場の住民課で、昭和 59 年 4 月から 62 年 3 月までの国民年金保険料を、夫の 61 年 12 月から 62 年 3 月までの国民年金保険料と一緒に支払ったが、私の 59 年 4 月から 61 年 3 月までの国民年金保険料が未納とされていることに納得がいかない。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、申立人の昭和 61 年度分の領収書及び申立人の夫の 61 年 12 月から 62 年 3 月までの期間の分の領収書を所持しているものの、申立期間分の領収書は所持しておらず、不自然であるとともに、同時に支払ったとしている申立期間の国民年金保険料を納付したことを示す関連資料（家計簿、確定申告書等）が無い。

また、申立人は、昭和 62 年 3 月 14 日に、申立期間の国民年金保険料（過年度分）を A 町（現在は、B 町）役場の窓口で納付したとしているが、同町では、過年度分の保険料を収納する事務を取り扱っていなかったことが確認できる。

さらに、申立人は申立期間に係る国民年金保険料を支払ったとしている時点においては、申立期間の一部は時効により納付できない期間であり、申立人の主張には不合理な点がある。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めるることはできない。

兵庫国民年金 事案 27

第1 委員会の結論

申立人の昭和 46 年 4 月から 50 年 3 月までの国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女

基礎年金番号 :

生 年 月 日 : 昭和 24 年生

住 所 :

2 申立内容の要旨

申立期間 : 昭和 46 年 4 月から 50 年 3 月まで

大学を卒業(昭和 46 年 3 月)後の昭和 46 年 4 月初旬、A 市役所において、職員に国民年金に加入するように勧められ、いったんは断ったが、強引に加入させられた。その時に 2、3 日中に、引き落としのため預金通帳と印鑑を市役所に持参するように言われ、口座振替手続を行った。

昭和 46 年 4 月から、口座振替により保険料の納付を開始したと記憶している。記録漏れの訂正をお願いしたい。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、申立期間の国民年金保険料納付を銀行口座振替で行ったと主張しているが、A 市での国民年金保険料の銀行口座振替制度は、昭和 51 年 4 月からの開始であるとともに、同市で保管している申立人の国民年金被保険者名簿には 52 年 4 月から口座振替開始の記載があり、当該口座番号の取引履歴においても 52 年 4 月分からの引き落としとなっていることが確認でき、申立人の主張には不合理な点がある。

また、口座振替開始や口座振替不能の記録については、A 市で保管している申立人の被保険者名簿の記録と申立人が所持する銀行預金通帳の銀行口座取引履歴は一致しており、同市の記録には不自然さは見られない。

さらに、申立人の国民年金手帳記号番号の払出日は不明であるが、申立人の前後に国民年金手帳記号番号が払い出された被保険者の国民年金の加入日から、申立人の国民年金手帳記号番号の払出しは昭和 50 年 5 月であると推定され、それ以前の別の国民年金手帳記号番号の払出しは確認できない。さらに、申立人が国民年金の加入手続をした当初から所持しているとしている国民年金手帳の様式は、申立期間当時のものではない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めるることはできない。

奈良国民年金 事案 19

第1 委員会の結論

申立人の昭和 39 年 3 月から 50 年 3 月までの国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 16 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申立期間 : 昭和 39 年 3 月から 50 年 3 月まで

私は、昭和 39 年 3 月に大学を卒業した。当時、A 市に居住していたが、41 年 4 月から 5 月ごろに B 市、45 年 1 月に C 市、48 年 7 月に D 市、50 年 11 月に E 市に転居している。

国民年金への加入については、母親が A 市役所で手続をしてくれており、私が昭和 50 年 11 月に E 市に転居して、母から、以後は自分で納付するよう言われるまでの分については、国民年金保険料を納付してくれていた。

ところが、国民年金保険料の納付状況を確認したところ、昭和 39 年 3 月から 50 年 3 月までが未納となっていた。母親が私の国民年金保険料を納付してくれたことは承知しており、未納となっていることには納得できない。

第3 委員会の判断の理由

申立人の母親が申立人の国民年金保険料を納付していたことを示す関連資料（家計簿、確定申告書等）が無く、また、申立人自身に国民年金手帳はどのようなものであったか等の具体的な記憶は無く、申立人自身は国民年金の加入及び保険料の納付に関与していないため、国民年金の加入状況、保険料の納付状況等が不明である。

さらに、C 市が作成した国民年金被保険者名簿が保管されているが、申立人に係る国民年金保険料の納付記録は確認できなかったこと、申立人の納付記録によれば、昭和 51 年 3 月 1 日に国民年金手帳記号番号が払い出された後、51 年 4 月に、50 年 4 月から 51 年 3 月までの保険料が納付されたことなど、母親が継続して納付していたとの申立内容に反し、申立期間が未納であったことをうかがわせる事情がある。加えて、申立人が、母親が国民年

金加入の手続をしてくれたと主張しているA市を含む申立人が居住していた市を管轄する社会保険事務所に保管されている国民年金手帳記号番号払出簿には、申立人の国民年金手帳記号番号が払い出された記録は確認できず、別の手帳記号番号が払い出されていたことをうかがわせる事情は見当たらない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

奈良国民年金 事案 20

第1 委員会の結論

申立人の昭和42年3月から44年3月までの国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 22 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 42 年 3 月から 44 年 3 月まで
私の年金記録は、昭和 42 年 3 月から 44 年 3 月までが未納となっているが、私が 47 年 10 月 6 日に結婚するまでの保険料は母親が納付してくれており、申立期間についても母親が納付してくれていたはずである。

私の国民年金手帳の昭和 42 年度及び 43 年度の印紙検認記録ページを見ると、各月の検認印は押印されていないが、その右側の印紙検認台紙ページは切り取り線上に検認印の契印を押した上で切り取られており、これは保険料を納付した証拠である。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、申立期間の国民年金保険料については母親が納付してくれていたはずと申し立てているが、申立人の母親が申立人の国民年金保険料を納付していたことを示す関連資料（家計簿、確定申告書等）は無く、また、申立人自身は国民年金保険料の納付に関与していないため、国民年金の加入状況、保険料の納付状況等は不明である。

また、申立人は、申立人の国民年金手帳の昭和 42 年度及び 43 年度のページについて、印紙検認記録ページは各月の検認印が押印されていないものの、その右側の印紙検認台紙ページは切り取り線上に検認印の契印を押した上で切り取られていることをもって、保険料納付の証拠であると主張しているが、これについては、国民年金手帳の契印は、納付の有無にかかわらず、押印の上、切り離すことと定められているので、これをもって国民年金保険料を納めたと認めるることはできない。

さらに、申立人の国民年金手帳記号番号の払出日は昭和 44 年 3 月 28 日となっており、この時点においては、申立期間のうち、42 年 3 月から 43 年 3 月ま

での国民年金保険料は過年度納付となり、印紙納付（現年度納付）をすることができないものであるとともに、別の国民年金手帳記号番号が払い出されていたことをうかがわせる事情も見当たらない。

これらの申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

奈良国民年金 事案 21

第1 委員会の結論

申立人の平成9年10月から同年11月の期間、10年3月から同年11月の期間及び11年4月から14年9月までの期間の国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男

基礎年金番号 :

生 年 月 日 : 昭和45年生

住 所 :

2 申立内容の要旨

- 申立期間 : ① 平成9年10月から同年11月まで
② 平成10年3月から同年11月まで
③ 平成11年4月から14年9月まで

申立期間の国民年金保険料納付記録について、社会保険事務所に照会したところ、未納との回答をもらった。

しかし、私は妻と共に国民年金保険料を真面目に納めてきたはずであり、未納とされていることには納得いかない。

第3 委員会の判断の理由

国民年金基金の掛金は、国民年金保険料が納期限内に納付されていない場合においては、還付されることとなっており、申立人については、①平成9年10月から同年11月までの分、②10年3月から同年11月までの分、及び③11年4月から同年12月までの分について、国民年金基金から掛金が還付されたことになっており、当該期間の国民年金保険料が納付されていなかったことが確認できる。

また、申立期間のうち、平成12年1月から14年3月までは、国民年金基金の掛金については一時停止となっているとともに、申立人の妻についても、申立期間は未納となっている。

さらに、申立期間は比較的最近のことであるが、国民年金保険料を納付したとされる申立人の妻は、保険料を納付した金融機関等について具体的な記憶が無く、国民年金保険料を納付していたことを示す関連資料（家計簿、確定申告書等）も無いことから、国民年金の加入状況、保険料の納付状況等が不明である。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

奈良国民年金 事案 22

第1 委員会の結論

申立人の平成5年5月から6年3月までの期間及び9年10月から14年3月までの期間の国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女

基礎年金番号 :

生 年 月 日 : 昭和 41 年生

住 所 :

2 申立内容の要旨

申立期間 : ① 平成5年5月から6年3月まで
② 平成9年10月から14年3月まで

申立期間の国民年金保険料納付記録について、社会保険事務所に照会したところ、未納との回答をもらった。

しかし、私は夫と共に国民年金保険料を真面目に納めてきたはずであり、未納とされていることには納得いかない。

第3 委員会の判断の理由

国民年金基金の掛金は、国民年金保険料が納期限内に納付されていない場合においては、還付されることとなっており、申立人については、②平成9年10月から11年12月までの分について、国民年金基金から掛金が還付されたことになっており、当該期間の国民年金保険料が納付されていなかったことが確認できる。

また、申立期間のうち、平成12年1月から14年3月までは、国民年金基金の掛金については一時停止となっているとともに、申立人の夫についても、申立期間の大部分が未納となっている。

さらに、申立人は、申立期間が比較的最近のことであるが、保険料を納付した金融機関等について具体的な記憶が無く、国民年金保険料を納付していたことを示す関連資料（家計簿、確定申告書等）も無いことから、国民年金の加入状況、保険料の納付状況等が不明である。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

和歌山国民年金 事案 21

第1 委員会の結論

申立人の昭和42年8月から46年3月までの期間及び50年1月から同年3月までの期間の国民年金保険料については、保険料を納付していたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 21 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和 42 年 8 月から 46 年 3 月まで
② 昭和 50 年 1 月から 同年 3 月まで

昭和 42 年 8 月に事業所へ入社し、社長の妻が給料から国民年金保険料と国民健康保険料を天引きしていて、自治会の集金人か市役所の職員に納付していた。また、結婚後は、私の妻が二人分の国民年金保険料を銀行に納付していたので、納付事実があったことを認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、申立期間のうち、①昭和 42 年 8 月から 46 年 3 月までの期間について、昭和 42 年 8 月に事業所へ入社し、社長の妻が申立人の国民年金保険料を給料から天引きして、自治会の集金人又は市役所の職員に納付していたとしているが、社長の妻からは、国民年金保険料を天引きしていたという証言は無く、自治会の集金人等による集金の事実も無いとの証言が得られている。また、申立人は、国民年金の加入手続についても、社長が市役所に出向いて行ったとしているが、社長夫婦からは、それを裏付ける証言は得られていない。

また、申立人は、申立期間のうち、②昭和 50 年 1 月から 同年 3 月までの期間について、結婚後、申立人の妻が二人分の国民年金保険料を銀行に納めたとしているが、当該期間については、その妻も未納となっている。

さらに、申立人が国民年金保険料を納付していたことを示す関連資料（領収書、家計簿等）も無く、また、申立人自身は保険料の納付に関与していないため国民年金の加入状況、保険料の納付状況等が不明であるとともに、申立期間について、申立人の保険料が納付されていたことをうかがわせる事情は見当たらない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断す

ると、申立人が申立期間に国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

和歌山国民年金 事案 22

第1 委員会の結論

申立人の昭和47年11月から51年3月までの国民年金保険料については、保険料を納付していたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女

基礎年金番号 :

生 年 月 日 : 昭和 24 年生

住 所 :

2 申立内容の要旨

申立期間 : 昭和47年11月から51年3月まで

昭和47年11月に結婚し、同時に国民年金に加入して保険料を納付した。私が夫の分と一緒に国民年金保険料と国民健康保険料を銀行で納付していた。領収書や家計簿はリフォームした際に処分してしまったが、確かに納付したと思うので納付事実があったことを認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人の国民年金手帳記号番号が払い出された昭和52年4月の時点では、申立期間の一部は時効により納付できない期間であり、別の国民年金手帳記号番号が払い出されていたことをうかがわせる事情も見当たらないとともに、特例納付についても、申立人は、国民年金保険料を毎月銀行で納めており、一括して納付した記憶は無いとしている。

また、申立人は、市町村役場への加入手続は夫の勤務していた事業所の社長の妻と一緒に届け出に行ったとしているが、社長の妻からはそれを裏付ける証言を得られず、申立人自身も市役所に出向いた時期を記憶しておらず、国民年金保険料の納付金額等の記憶についても一部明確でない。

さらに、申立人が国民年金保険料を納付していたことを示す関連資料（領収書、家計簿等）も無く、申立期間について、申立人の保険料が納付されていたことをうかがわせる事情は見当たらない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間に国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

鳥取国民年金 事案 12

第1 委員会の結論

申立人の昭和 46 年 8 月から 47 年 3 月までの期間、47 年 6 月から 48 年 1 月までの期間及び 52 年 12 月から 59 年 9 月までの期間の国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男

基礎年金番号 :

生年月日 : 昭和 26 年生

住 所 :

2 申立内容の要旨

- 申立期間 : ① 昭和 46 年 8 月から 47 年 3 月まで
② 昭和 47 年 6 月から 48 年 1 月まで
③ 昭和 52 年 12 月から 59 年 9 月まで

社会保険事務所で年金加入記録を確認したところ、上記期間が未納との回答を得た。それぞれ勤務先を退職した際に市役所に出向き加入手続を行い、市役所内の銀行で納付してきたので、未納とされていることに納得できない。

第3 委員会の判断の理由

社会保険庁の記録によれば、申立人は、平成 10 年 4 月に国民年金第三号被保険者となるまで、国民年金への加入履歴は認められず、申立人に聴取しても加入手続の記憶は不明であり、納付金額や納付書等、保険料納付に係る記憶も曖昧である。

申立人は、申立期間について、その父が営む造園業を手伝い、父と母と一緒に国民年金保険料を納付していたとしているが、父の保険料は納付済みである一方、母の保険料は申立期間を含めて国民年金加入期間の大部分において、申請免除されており、申立人の主張を裏付ける状況は認められない。

また、申立期間について、現在保有している国民年金手帳記号番号とは別の国民年金手帳記号番号が払い出されていることをうかがわせる周辺事情も見当たらず、さらに申立期間は合計で 8 年 2 か月の長期に及んでいる。

これらの申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めるることはできない。

鳥取国民年金 事案 13

第1 委員会の結論

申立人の昭和42年12月から43年9月までの期間及び昭和50年10月から51年11月までの期間の国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男

基礎年金番号 :

生 年 月 日 : 昭和 10 年生

住 所 :

2 申立内容の要旨

申立期間 : ① 昭和42年12月から43年9月まで
② 昭和50年10月から51年11月まで

社会保険事務所で年金加入記録を確認したところ、上記期間が未納との回答を得た。それぞれ勤務先を退職した際に加入手続を行い、市町村か郵便局で納付してきたので、未納とされていることに納得できない。

第3 委員会の判断の理由

社会保険庁の記録によれば、申立人は、厚生年金保険及び船員保険の加入記録のみしかなく、国民年金への加入履歴は認められず、市町村の記録においても加入履歴は無い。

また、申立人に事情を聴取しても、加入手続の時期や納付金額等が明確でないなど、国民年金の加入状況が不明であり、申立期間について、現在保有している基礎年金番号とは別に国民年金手帳記号番号が払い出されていることをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

さらに、申立人の妻について、①の期間は国民年金に未加入であり、②の期間は任意加入と強制加入の種別変更手続が適切に行われていないことが確認される。

これらの申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

鳥取国民年金 事案 14

第1 委員会の結論

申立人の昭和 55 年 10 月から 56 年 3 月までの付加保険料については、納付していたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男

基礎年金番号 :

生 年 月 日 : 昭和 11 年生

住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 55 年 10 月から 56 年 3 月まで

上記期間は、付加保険料のみを市役所で納付したが、社会保険事務所で年金加入記録を確認したところ、未納との回答を得た。未納とされていることに納得できない。

第3 委員会の判断の理由

申立人は申立期間について、国民年金付加保険料のみ納付したとしているが、付加保険料は、国民年金法第 87 条の 2 の規定により、定額保険料を納付する者が納付することができるとされており、さらに、付加保険料は原則として定額保険料と同一の納付書により一括納付するものであり、制度的にも実際の納付においても、付加保険料のみを納付することはできないものとなっている。

なお、申立期間は、社会保険庁の記録によれば、未加入（申立期間直後に任意加入手続きを行って国民年金に加入）となっており、定額保険料についても納付することはできない。また、申立期間について、現在保有している国民年金記号番号とは別の記号番号が払い出されていることをうかがわせる周辺事情も見当たらぬ。

これらの申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金付加保険料を納付していたものと認めることはできない。

島根国民年金 事案 5

第1 委員会の結論

申立人の昭和43年2月から50年3月までの国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男

基礎年金番号 :

生 年 月 日 : 昭和 15 年生

住 所 :

2 申立内容の要旨

申立期間 : 昭和43年2月から50年3月まで

申立期間当時、町内会による集金常会において、妻の分と一緒に確かに国民年金保険料を納付していることから、未納となっていることには納得できない。

第3 委員会の判断の理由

申立人は昭和43年から町内会の集金常会で、毎月国民年金保険料を納付したと主張しているが、その事実は確認できず、申立人に聴取しても国民年金の加入手続をいつ誰が行ったか等が不明である。

また、同時に納付していたとされる申立人の妻は、婚姻前の昭和40年11月に国民年金手帳記号番号が払い出されていることが確認できるのに対して、申立人の国民年金手帳記号番号は、50年11月26日以降に払い出されたと推察され、国民年金手帳記号番号が払い出された時点では、申立期間の一部は時効により納付できない期間であり、別の国民年金手帳記号番号が払い出されていたことをうかがわせる事情も見当たらない。さらに、申立人は、申立期間経過後、過去の未納期間について一括して納付したことないと回答している。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

島根国民年金 事案6

第1 委員会の結論

申立人の昭和52年4月から同年9月までの国民年金保険料については、納付していたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女

基礎年金番号 :

生 年 月 日 : 昭和23年生

住 所 :

2 申立内容の要旨

申立期間 : 昭和52年4月から同年9月まで

社会保険庁に照会したところ、昭和52年4月から同年9月までの国民年金保険料について、納付記録が無いとの回答であった。

しかし、昭和55年1月に、18か月分をまとめて納付しており、申立期間の6か月分を残して未納とするはずがないことから、回答には納得できない。年金記録を訂正してほしい。

第3 委員会の判断の理由

社会保険庁の国民年金被保険者台帳には、申立期間以後の昭和52年10月から54年3月までの18か月分を昭和55年1月25日に納付したと記録されているが、申立期間について国民年金保険料を納付したことを示す関連資料（家計簿、確定申告書等）は無く、申立人に聴取しても加入手続や保険料納付の記憶は曖昧である。^{あいまい}

また、申立人の国民年金手帳記号番号が払い出された時点（昭和55年1月と推定）では、申立期間は時効により納付できない期間であり、別の国民年金手帳記号番号が払い出されていたことや特例納付をしたことをうかがわせる事情も見当たらない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

岡山国民年金 事案 17

第1 委員会の結論

申立人の昭和 47 年 3 月から同年 10 月までの国民年金保険料については、納付していたものと認めるることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女

基礎年金番号 :

生 年 月 日 : 昭和 25 年生

住 所 :

2 申立内容の要旨

申立期間 : 昭和 47 年 3 月から同年 10 月まで

私の国民年金の加入及び納付開始が 22 歳からと、少し遅れたので、父親が追納しようかと言っていたことを覚えている。未加入期間（20 歳から 22 歳の間）のどの期間の保険料を追納したかはっきりとしないが、昭和 47 年 11 月発行の国民年金手帳を見ると、昭和 47 年度から 50 年度までの検認台紙は切り取られているが、51 年度は検認台紙に 8 か月分（昭和 51 年 4 月～11 月）の検認印が押印され、切り取られずに残ったままとなっており、これは、未加入期間のうち 47 年 3 月から 10 月までの 8 か月分を埋め合わせようとして、父親が申立期間を納付した証拠ではないかと考えているので、調べてほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人の父親が申立人の国民年金保険料を納付していたことを示す関連資料は無く、申立人自身が加入手続及び納付に直接関与していないため、国民年金の加入状況、国民年金保険料の納付状況が不明である。

また、申立人は、国民年金手帳の昭和 51 年 4 月から 11 月までの納付記録が申立期間の納付分であると主張しているが、手帳の昭和 51 年度の検認台紙が切り取られずに残っているのは、申立人が 51 年 12 月に A 町から B 市へ転居し、転居先の B 市では、A 町が行っていた手帳に検認した上で年度末に手帳の検認台紙を切り取る取扱方式ではなく、納付書による納付等の方式をとっていたことによるものであり、これが申立期間の納付の証拠であるとする申立人の主張には合理的な根拠が無い。

さらに、納付したと主張する時点（昭和 51 年度）では、申立期間については時効により納付できない期間であり、かつ特例納付期間でもないため、申

立期間の保険料を納付したとは考え難く、ほかに申立期間の保険料を納付していたことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

加えて、申立人は、昭和 47 年 11 月に国民年金に加入し、国民年金手帳記号番号の払出しを受けているが、申立期間について、別の国民年金手帳記号番号が払い出されていることをうかがわせる事情も見当たらない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

岡山国民年金 事案 18

第1 委員会の結論

申立人の昭和47年10月から48年5月までの国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女

基礎年金番号 :

生年月日 : 昭和22年生

住所 :

2 申立内容の要旨

申立期間 : 昭和47年10月から48年5月まで

年金のことは官公庁に勤めていた亡夫に任せていたので、会社を辞めた後の申立期間の保険料については、亡夫が納付してくれていたはずであり、未加入となっていることには納得できない。

第3 委員会の判断の理由

申立人の亡夫が、申立人の国民年金の加入手続及び国民年金保険料を納付していたことを示す関連資料が無く、しかも、申立人自身は直接関与しておらず、夫から話を聞いていることも無いため、国民年金の加入状況、保険料の納付状況が不明である。

また、申立期間は任意加入期間のため、保険料を納付するには加入手続が必要となるが、申立人に聴取しても、加入手続及び納付に関する記憶も無く、ほかに申立期間の保険料を納付していたことをうかがわせる周辺事情もない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めるとはできない。

山口国民年金 事案 3

第1 委員会の結論

申立人の昭和 48 年 6 月から 52 年 2 月までの国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男

基礎年金番号 :

生 年 月 日 : 大正 2 年生

住 所 :

2 申立内容の要旨

申立期間 : 昭和 48 年 6 月から 52 年 2 月まで

昭和 48 年 6 月から 52 年 2 月までの国民年金保険料の納付記録について照会申出書を提出したところ、加入記録及び納付事実が確認できなかつた旨の回答を受けた。

家計簿等から、国民年金保険料を納付したことは事実であると確認できるので、未加入及び未納とされていることは納得できない。

申立期間について国民年金保険料の納付事実があったことを認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人が国民年金保険料を納付していたことを示す関連資料（確定申告書等）は無く、申立人から国民年金保険料を納付していたものとして提出された家計簿には、国民保険と記載があるものの、当時の国民年金保険料の金額とは相違するため、納付していたか否かは不明である。

また、60 歳以上の者が加入することができる任意加入は昭和 61 年 4 月から適用される制度であり、48 年 5 月に 60 歳に到達した申立人が加入手続をしたということはあり得ない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

香川国民年金 事案 23

第1 委員会の結論

申立人の昭和 39 年 2 月から 48 年 3 月までの国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男

基礎年金番号 :

生年月日 : 昭和 15 年生

住 所 :

2 申立内容の要旨

申立期間 : 昭和 39 年 2 月から 48 年 3 月まで

市役所の国民年金課の職員に呼び出されて、「未納の保険料があるが、納めれば満額になるので納付してください。」と言われ、保険料を納付した。

特例納付期間で、金額は 5 万円から 6 万円の間で、納付期日は昭和 50 年か 51 年ごろと思われるが、定かでない。納付機関は A 銀行か郵便局 B 店と思われる。

以前の国民年金手帳には納付した領収書を綴じていたが、年金手帳が更新され旧手帳は廃棄した。

第3 委員会の判断の理由

申立人が国民年金保険料を納付していたことを示す関連資料（預金通帳、家計簿等）が無く、また、申立人は、国民年金保険料を納付したとする時期、納付金額、納付場所等についての記憶が不明確であり、申立期間の国民年金保険料が納付されたことをうかがわせる事情も見当たらない。

また、申立人の妻についても、申立人と同様の申立てをしているが、申立人は、当時の経済状況は苦しかったと主張している一方で、申立人の妻は、生活は豊かで余裕があったと主張しており、夫婦の申立内容が相違し不自然である。

さらに、申立人が特例納付を行ったとする金額は、申立期間の納付金額と大きく乖離しているとともに、後年、特例納付を行うほど申立人の納付意識が高かったとすれば、国民年金手帳記号番号が払い出された時点（昭和 48 年 7 月）において、過年度納付が可能であった期間（昭和 46 年 4 月から 48 年 3 月まで）の保険料を納付していないのは不自然である。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

香川国民年金 事案 24

第1 委員会の結論

申立人の昭和 39 年 2 月から 48 年 3 月までの国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生年月日 : 昭和 14 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申立期間 : 昭和 39 年 2 月から 48 年 3 月まで
特例納付期間に、金額は 5 万円から 6 万円を昭和 50 年か 51 年ごろに納めたと夫から聞いている。

私は、金額が 7 万円から 8 万円、支払いは毎月の生活費からでなくボーナスの一部からだったと思うが、夫が処理したのでわからない。どこで納めたのかも不明である。

新しい年金手帳をもらうまでは、領収書もきちんと貼って保管していたが、古い書類などと一緒に整理して処分したことを記憶している。

第3 委員会の判断の理由

申立人の夫が申立人の国民年金保険料を納付したことを示す関連資料（預金通帳、家計簿等）が無く、また、申立人自身は国民年金保険料の納付に直接関与していない上、申立人の夫は、国民年金保険料を納付したとする時期、納付金額、納付場所等についての記憶が不明確であり、申立期間の国民年金保険料が納付されたことをうかがわせる事情も見当たらない。

また、申立人の夫についても、申立人と同様の申立てをしているが、申立人は、生活は豊かで余裕があったと主張している一方で、申立人の夫は、当時の経済状況は苦しかったと主張しており、夫婦の申立内容が相違し不自然である。

さらに、申立人が特例納付を行ったとする金額は、申立期間分の納付金額と大きく乖離しているとともに、後年、特例納付を行うほど申立人の納付意識が高かったとすれば、国民年金手帳記号番号が払い出された時点（昭和 48 年 7 月）において、過年度納付が可能であった期間（昭和 46 年 4 月から 48 年 3 月まで）の保険料を納付していないのは不自然である。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

徳島国民年金 事案19

第1 委員会の結論

申立人の昭和57年4月から60年3月までの国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女

基礎年金番号 :

生年月日 : 昭和32年生

住所 :

2 申立内容の要旨

申立期間 : 昭和57年4月から60年3月まで

私は、当時大学に通っていたが、昭和57年2月に父が病に倒れたため、家業を手伝うため実家へ帰ってきた。当時、実家は自営業を営んでおり、母親が父、母、弟及び私の4人分の国民年金保険料を支払っていた。

国民年金保険料は、月に何回か銀行員が集金に来ていたので、その時に支払っていた。領収書等は、昭和61年9月に引越したので処分してしまった。納付記録が無いことに納得がいかない。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、母親が父、母、弟及び申立人の国民年金保険料を納付していたと主張しているが、申立人に係る国民年金の加入手続や国民年金保険料の納付を行ったことを示す関連資料（家計簿、確定申告書等）は無く、しかも、母親の記憶が不鮮明であるため、国民年金の加入状況、保険料の納付状況等が不明である。

また、申立人の弟については、昭和60年10月24日に国民年金の加入手続が行われ、61年1月14日に58年10月から60年3月までの国民年金保険料を遡及して納付したことが、申立人持参の領収書及び市役所の国民年金被保険者名簿から確認できることから、申立期間について、弟と一緒に保険料を納付していたとする主張は不自然である。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

愛媛国民年金 事案 26

第1 委員会の結論

申立人の平成5年10月から6年1月までの国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男

基礎年金番号 :

生年月日 : 昭和45年生

住 所 :

2 申立内容の要旨

申立期間 : 平成5年10月から6年1月まで

平成5年10月の中ごろに、公共職業安定所に離職票を提出した後、社会保険事務所に出向き、国民年金の加入手続を行った。その後、10月か11月ごろに集金人が来たので、厚生年金保険に加入するまでの4か月分の国民年金保険料をまとめて支払った。

厚生年金保険と国民年金の切替えが多いが、国民年金保険料は必ず納付しており、申立期間のみ未納になっていることに納得できない。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、平成5年10月か同年11月ごろに、6年1月までの国民年金保険料4か月分を一括して支払ったと主張するなど、申立人の主張には、不自然な点がある。

また、平成9年1月1日の基礎年金番号発足前は、国民年金に加入した場合、国民年金用の手帳記号番号（国民年金手帳記号番号）が払い出される仕組みであったが、申立人に国民年金手帳記号番号が払い出されたことをうかがわせる事情は見当たらず、申立人の基礎年金番号に国民年金の記録が登録された11年11月24日時点では、申立期間は、時効により納付できない期間である。

さらに、申立人が国民年金保険料を納付していたことを示す関連資料（家計簿、確定申告書等）が無く、また、申立人には保険料額等について具体的な記憶が無く、申立期間について、申立人の国民年金保険料が納付されていたことをうかがわせる事情も見当たらない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

高知国民年金 事案 20

第1 委員会の結論

申立人の昭和36年4月から50年10月までの国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女

基礎年金番号 :

生 年 月 日 : 昭和 10 年生

住 所 :

2 申立内容の要旨

申立期間 : 昭和36年4月から50年10月まで

昭和50年11月に夫の転勤で、夫がA市役所に転入手続きを^{そきゅう}行った際、「奥様が国民年金に加入していないが、未加入であった分を遡及して一括して納付できる。」と市役所の職員に勧められ、その翌日に夫が10万円前後の現金を市役所に持参して支払ったにもかかわらず、申立期間が未納となっていることに納得できない。

第3 委員会の判断の理由

申立人の夫が申立人の国民年金保険料を納付していたことを示す関連資料（家計簿、確定申告書等）は無く、また、申立人の保険料を納付したとされるその夫も、納付したという金額は記憶しているものの、納付場所、納付書の交付等については記憶が明確ではなく、国民年金の加入状況、保険料の納付状況等が不明である。

また、申立期間当時は、特例納付の実施期間ではあるが、申立人の夫が共済組合に加入していたことから、申立人の国民年金への加入については任意加入となり、申立人は、さかのぼって国民年金の被保険者にはなり得ず、申立期間の国民年金保険料を納付することはできないものと認められる。

さらに、A市役所からの回答によれば、本庁及び支所においては現年度の国民年金保険料の収納事務は行っていたが、特例納付の収納事務は行われておらず、申立期間について申立人が国民年金保険料を納付していたことをうかがわせる事情も見当たらない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

高知国民年金 事案 21

第1 委員会の結論

申立人の昭和 41 年 4 月から 48 年 3 月までの国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女

基礎年金番号 :

生年月日 : 昭和 18 年生

住 所 :

2 申立内容の要旨

申立期間 : 昭和 41 年 4 月から 48 年 3 月まで

昭和 45 年ごろに、市役所から国民年金への加入を勧められ、過去の分の国民年金保険料を支払うように言われたため、夫婦二人分の過年度分及び現年度分の保険料を現金で市役所に持参して支払い、その後も保険料を納付したにもかかわらず、申立期間が未納となっていることに納得できない。

第3 委員会の判断の理由

申立人の国民年金手帳記号番号は、昭和 48 年度に申立人の夫と連番で払い出されているが、それ以前に別の国民年金手帳記号番号が払い出されていたことをうかがわせる事情は見当たらず、申立人が国民年金保険料を納付していたことを示す関連資料（家計簿、確定申告書等）も無い。

また、申立人の国民年金手帳記号番号が払い出された時点では、申立期間のうち、昭和 41 年 4 月から 46 年 3 月までは時効により納付できない期間であり、これを納付するには特例納付によることとなるが、申立人は、特例納付した記憶は無いと申し立てており、かつ、48 年 3 月までの分については過年度納付となることから市役所では収納できないなど、申立内容には不合理な点がある。

さらに、申立人の夫については、申立期間のうち国民年金に加入していた 80 か月分の国民年金保険料に関し、記録上、56 か月分が未納であり、残り 24 か月分は納付済みとなっているものの、昭和 49 年度に納付されていることが確認でき、昭和 45 年ごろから夫婦二人分を納付していたとする申立人の主張と矛盾している。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

佐賀国民年金 事案 16

第1 委員会の結論

申立人の昭和 38 年 6 月から 43 年 3 月までの国民年金保険料については、
納付していたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女

基礎年金番号 :

生 年 月 日 : 昭和 18 年生

住 所 :

2 申立内容の要旨

申立期間 : 昭和 38 年 6 月から 43 年 3 月まで

社会保険庁の記録では、昭和 38 年 6 月から 43 年 3 月まで国民年金保険料が未納とされているが、町内会の役員が 3 か月ごとに保険料の集金に来ていた。保険料はきちんと支払っていたので、未納となっていることには納得いかない。

第3 委員会の判断の理由

申立期間について、申立人が国民年金保険料を納付していたことを示す関連資料（家計簿、確定申告書等）が無い上、申立期間の一部は、申立人の国民年金手帳記号番号が払い出された昭和 43 年 4 月時点では時効により納付できない期間である。

また、申立当時、申立人が居住していた市では、市の集金人（徴収員）が保険料を集金していたことが確認でき、町内会の役員の集金により保険料を納付していたとする申立内容に矛盾が認められる。

さらに、申立人には、申立期間以外にも国民年金保険料の未納期間が複数回ある上、申立期間中、申立人の夫の国民年金保険料も未納であり、申立期間について、ほかに申立人の保険料が納付されていたことをうかがわせる事情は見当たらない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

佐賀国民年金 事案 17

第1 委員会の結論

申立人の昭和 36 年 4 月から 43 年 3 月までの国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男

基礎年金番号 :

生 年 月 日 : 昭和 14 年生

住 所 :

2 申立内容の要旨

申立期間 : 昭和 36 年 4 月から 43 年 3 月まで

社会保険庁の記録では、昭和 36 年 4 月から 43 年 3 月まで国民年金保険料が未納とされているが、町内会の役員が 3 か月ごとに保険料の集金に来ていた。保険料はきちんと支払っていたので、未納となっていることには納得いかない。

第3 委員会の判断の理由

申立期間について、申立人が国民年金保険料を納付していたことを示す関連資料（家計簿、確定申告書等）が無い上、申立期間の一部は、申立人の国民年金手帳記号番号が払い出された昭和 43 年 4 月時点では時効により納付できない期間である。

また、申立当時、申立人が居住していた市では、市の集金人（徴収員）が保険料を集金していたことが確認でき、町内会の役員の集金により保険料を納付していたとする申立内容に矛盾が認められる。

さらに、申立人には、申立期間以外にも国民年金保険料の未納期間が複数回ある上、申立期間中、申立人の妻の国民年金保険料も未納であり、申立期間について、ほかに申立人の保険料が納付されていたことをうかがわせる事情は見当たらない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

長崎国民年金 事案 19

第1 委員会の結論

申立人の昭和46年10月から47年10月までの国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男

基礎年金番号 :

生 年 月 日 : 昭和26年生

住 所 :

2 申立内容の要旨

申立期間 : 昭和46年10月から47年10月まで

納付していた証拠となるものは何も無いが、当時居住していたA県B市で市役所を何度か訪問した記憶がある。国民年金保険料を納付するために行ったのかどうかは記憶に無い。

納付記録照会に対する回答を受け、諦めていたが、国民年金の市町村欄が、自分が一度も住んだことのない「C市」となっていたので不審に思い、申し立てた。

第3 委員会の判断の理由

申立期間の国民年金保険料を納付したことを見出す関連資料（家計簿、確定申告書等）が無く、また、申立期間の保険料を納付したとする申立人の記憶は曖昧であり、保険料の納付状況等が不明である。

また、申立人の国民年金手帳記号番号が払い出された時点では、申立期間は時効により納付できない期間であり、別の国民年金手帳記号番号が払い出されていたことをうかがわせる事情も見当たらない。

さらに、申立人は、申立人の被保険者記録照会回答票の国民年金の市町村欄に、一度も住んだことのない「C市」と表示されていたため、申立期間についても間違いがあるのではないかと不審に思い、申し立てたとしているが、この事のみをもって、申立期間の納付記録に誤りがあることを裏付けることはできない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

沖縄国民年金 事案 8

第1 委員会の結論

申立人の平成3年10月から5年11月までの国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和46年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申立期間 : 平成3年10月から5年11月まで

平成5年秋ごろ、県外にあるA市役所の国民年金担当者から、「学生も20歳から国民年金保険料の納付義務があるが、未納となっている」との連絡があった。当時、母がすべてを納める旨を伝えたが、平成3年4月から9月までは時効で納付できないといわれたので、3年10月以降の保険料を、毎月、当時のB銀行X支店に納付書で納めていた。申立期間の保険料納付を認めてほしい。

第3 委員会の判断理由

申立人の母親が申立人の国民年金保険料を納付していたことを示す関連資料（家計簿、確定申告書等）が無く、また、申立人自身は保険料の納付に直接関与していないとともに、申立人の母親の申立期間の保険料納付に関する記憶は曖昧であり、国民年金の加入状況、保険料の納付状況等が不明である。

また、申立人の国民年金手帳記号番号が払い出された時点では申立期間の大部分が時効により納付できない期間であり、別の国民年金手帳記号番号が払い出されていたことをうかがわせる事情も見当たらない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

沖縄国民年金 事案 9

第1 委員会の結論

申立人の平成元年2月及び同年3月の国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 22 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申立期間 : 平成元年2月及び同年3月

平成元年2月及び3月の国民年金保険料が未納となっていることに納得できない。元年2月の保険料は同年5月1日に、同年3月の保険料は同年5月9日に、A銀行X支店に納付したはずである。領収書にも領収印が押印されている。

第3 委員会の判断理由

申立人は、所持している国民年金保険料納付通知書兼領収証書の平成元年2月分の欄に、二重に押印されたA銀行X支店の出納済印（スタンプ）があることから、申立期間の分の国民年金保険料を納付したと主張しているが、申立人は、国民年金保険料が納付されたものであればB市に送付されるべき国民年金保険料納付済通知書も所持しており、申立期間について、国民年金保険料を納付したとは考え難い。

また、出納済印（スタンプ）が二重に押印されていることについては、A銀行に確認した結果、領収証書、納付済通知書の両方に、出納済印（スタンプ）が二重に押印されていることは、出納取消を意味する旨の回答が得られている。

さらに、申立人の妻についても、申立期間は未納となっているとともに、申立人夫婦には、申立期間以外にも未納期間が多数存在する。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の保険料を納付していたものと認めることはできない。

沖縄国民年金 事案 10

第1 委員会の結論

申立人の平成元年2月及び同年3月の国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女

基礎年金番号 :

生 年 月 日 : 昭和 25 年生

住 所 :

2 申立内容の要旨

申立期間 : 平成元年2月及び同年3月

平成元年2月及び3月の国民年金保険料が未納となっていることに納得がいかない。元年2月の保険料は同年5月1日に、同年3月の保険料は同年5月9日に、A銀行X支店に納付したはずである。領収書にも領収印が押印されている。

第3 委員会の判断理由

申立人は、所持している国民年金保険料納付通知書兼領収証書の平成元年2月分の欄に、二重に押印されたA銀行X支店の出納済印（スタンプ）があることから、申立期間の分の国民年金保険料を納付したと主張しているが、申立人は、国民年金保険料が納付されたものであればB市に送付されるべき国民年金保険料納付済通知書も所持しており、申立期間について、国民年金保険料を納付したとは考え難い。

また、出納済印（スタンプ）が二重に押印されていることについては、A銀行に確認した結果、領収証書、納付済通知書の両方に、出納済印（スタンプ）が二重に押印されていることは、出納取消を意味する旨の回答が得られている。

さらに、申立人の夫についても、申立期間は未納となっているとともに、申立人夫婦には、申立期間以外にも未納期間が多数存在する。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の保険料を納付していたものと認めることはできない。

厚生年金 事案 35

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 3 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 20 年 2 月 13 日から 23 年 6 月 28 日まで

A 株式会社にかかる厚生年金保険の加入期間について社会保険事務所に照会したところ、申立期間について厚生年金保険に加入した事実が無かった旨の回答を得た。年金手帳に厚生年金保険の資格取得年月日が昭和 20 年 2 月 13 日と記載されていたのに社会保険事務所で 24 年 2 月 13 日と訂正され、加入期間が不明のままで年金が決定された。納得できないため、再調査をしてほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立期間に係る事業主による申立人の厚生年金保険料の控除を推認できる関連資料及び周辺事情が無い。

一方、申立人が勤務していたとする A 株式会社のあった権太については、「権太に施行すべき法令に関する法律（明治 40 年法律第 25 号）」及び「権太内地行政一元化ニ伴フ権太ニ於ケル命令適用ノ特例ニ関スル件（昭和 18 年勅令 241 号）」において適用される法律が定められていたところ、これら法令においては、別途、勅令により定めるとされていたが、厚生年金保険法を権太に適用する勅令は発せられていない。このことから、権太に存在した事業所については、厚生年金保険法の適用はなかったことが判断できる。

このため、申立人が厚生年金保険被保険者として、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

なお、申立人から提出された年金手帳の、「初めて被保険者となった日」が昭和 20 年 2 月 13 日から 24 年 2 月 13 日に訂正されていることについては、社会保険事務所が保有する、申立人に係る厚生年金保険被保険者台帳の記号番号を払い出したことを記録した被保険者台帳索引票において、資格取得年月日が 24 年 2 月 13 日と記載されていることから、これに基づき、社会保険事務所において訂正が行われたものと考えられる。

山形厚生年金 事案 5

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男

基礎年金番号 :

生 年 月 日 : 昭和 8 年 生

住 所 :

2 申立内容の要旨

申立期間 : 昭和 35 年 4 月から 39 年 7 月まで

社会保険事務所に厚生年金保険の加入期間について照会したところ、申立期間について厚生年金保険に加入していた事実が無かった旨の回答をもらった。申立期間に勤務していた事実が確認できる在籍証明書があるので、申立期間について被保険者であったことを認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

社会保険事務所の記録から、申立人は、申立期間前後の期間について、E 組合における厚生年金保険被保険者であったことが確認でき、同組合の担当者は、申立人が勤務していたとする F 米穀店のような商店については、同組合が社会保険等の手続を代行していたと考えられる旨を証言している。

また、F 米穀店について、厚生年金保険の適用事業所であったとの記録は確認できないため、申立期間に、申立人が厚生年金保険に加入していた場合、適用事業所は E 組合であったと認められる。

しかし、E 組合が保管する厚生年金保険被保険者に関する帳簿には、申立人の資格取得年月日は昭和 39 年 8 月 1 日であることが記載されているため、当該資格取得年月日の直前の期間については、申立人は、厚生年金保険に未加入であったことが推認される。

さらに、申立人の雇用主であったとする F 米穀店の店主についても、申立人と同様の資格取得年月日（昭和 39 年 8 月 1 日）が当該帳簿に記載されており、社会保険事務所の記録においても、申立期間については、厚生年金保険に未加入であったことが確認できる。

このほか、申立人は、申立期間における保険料控除の状況について記憶が定かではなく、申立内容を確認できる関連資料及び周辺事情は見当た

らない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

山形厚生年金 事案6

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男

基礎年金番号 :

生年月日 : 昭和6年生

住 所 :

2 申立内容の要旨

申立期間 : ① 昭和29年5月から同年10月まで

② 昭和30年2月から32年7月まで

厚生年金保険の加入期間について照会したところ、申立期間について加入記録が無い旨の回答を社会保険事務所からもらった。

しかし、当時一緒に働いていた同僚は厚生年金保険の加入記録があると聞いているので、厚生年金保険被保険者であったことを認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人及び当該事業所は、申立期間中に厚生年金保険料が控除されていたことを示す関連資料を保管していないことから、厚生年金保険料の控除の事実は確認できず、保険料控除に関する申立人の記憶も不明確である。

また、申立人が提出した当該事業所の人事記録によると、申立期間の雇用形態が月単位で雇用される月雇いと定期期間を定めて雇用する定期雇いの2種類の形態があったことが確認できるが、同事業所から、当時、月雇い雇用者の多くは厚生年金保険の加入手続をしていなかったと思う旨の説明があった。

さらに、申立人が同事業所において厚生年金保険の加入記録があると主張する同僚については、申立人が提出した同僚の人事記録から、申立人と同様に定期雇い期間があることが確認できたものの、当時、厚生年金保険に加入しておらず、被保険者資格取得日も申立期間後の昭和32年10月となっていることが確認できる。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

福島厚生年金 事案3

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男

基礎年金番号 :

生 年 月 日 : 昭和 13 年生

住 所 :

2 申立内容の要旨

申立期間 : 昭和 35 年 4 月から 36 年 6 月まで

当時、A木材(株)で帯のこぎりを操作できる者は自分だけで、会社から請われて入社した。ほかの大工やとび職の人たちは厚生年金保険に加入していたようだが、自分だけ未加入となっていることに納得できない。

勤務していたことは事実であるから、厚生年金保険被保険者として認めて欲しい。

第3 委員会の判断の理由

申立人が厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていた事実を確認できる給与明細書等の資料及び勤務の実態が確認できる資料等は無い。

また、申立人から当時の勤務状況を聴取したところ、A木材(株)には中学校卒業後の昭和 28 年から勤務しており、同社に勤務しながら、期間等は不明であるが他事業所でも勤務していたことが新たに判明した。社会保険庁の被保険者記録においても昭和 34 年 5 月から 35 年 3 月までは(有)B 製材所に、また、36 年 7 月から同年 8 月までは(有)C 製材所において厚生年金保険に加入していることが確認できるが、申立期間について A木材(株)における厚生年金保険の加入記録は確認できない。

さらに、A木材(株)社は既に解散(全喪)しており、当時の同僚等から証言を得ることができず、申立内容に係る事実を確認できる関連資料等は見当たらない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

千葉厚生年金 事案 3

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男

基礎年金番号 :

生 年 月 日 : 昭和 11 年生

住 所 :

2 申立内容の要旨

申立期間 : 昭和 34 年 8 月から 35 年 6 月まで

私は、申立期間は、A 通運 B 支店に勤務していた。給与明細などの資料は特に無いが、厚生年金保険料を給与から差し引かれていたはずであり、申立期間について厚生年金保険被保険者であったことを認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人が申立期間に A 通運 B 支店に勤務していたことについて、同社では、従業員名簿が保存されていないために在籍状況は不明であるが、同社に保管されている事業所別の「健康保険・厚生年金基本台帳」に申立人の氏名が記載されておらず、また、申立人が申し立てている入社時期や在籍期間から臨時雇用の扱いである可能性が高く、厚生年金保険の被保険者としていない旨の説明があった。

さらに、申立人の厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていた事実を確認できる給与明細、源泉徴収票などの資料が無い。

このほか、申立てに係る事実を確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金被保険者として申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

東京厚生年金 事案 21

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女

基礎年金番号 :

生 年 月 日 : 昭和 13 年生

住 所 :

2 申立内容の要旨

- 申 立 期 間 : ① 昭和 36 年 2 月から同年 3 月
② 昭和 55 年から 56 年まで
③ 昭和 60 年 10 月から 61 年春ごろまでのうち 6 か月間
④ 昭和 61 年春ごろから同年秋ごろまでのうち 6 か月間

厚生年金保険の加入期間について照会したところ、申立期間について厚生年金保険の加入記録が無いことが判明した。勤務していたことは間違いないので、認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

給与明細書等、申立人が申立期間に係る厚生年金保険料を控除されていたことが確認できる資料は無く、申立人は保険料が控除されていたことに関する具体的な記憶が無い。

また、申立人に係る勤務実態や厚生年金保険の適用について、A 病院（申立期間①）及び C 診療所（申立期間③）に照会したもの、これらの事実を確認できる関連資料や証言を得ることはできず、かつ、A 病院から申立期間当時は採用後一定期間経過後に資格取得手続を行っていたとの回答を得ている。

さらに、申立期間の雇用保険加入記録も確認することはできなかった。

B クリニック（申立期間②）及び D クリニック（申立期間④）は厚生年金保険の適用事業所でないことが、社会保険事務所の調査結果から確認できるとともに、当該期間に係る雇用保険加入記録も確認できない。

このほか、B クリニック及び D クリニックは、既に廃業しており、申立てに係る事実をうかがわせる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主より給与から控除されていたと認めることはできない。

東京厚生年金 事案 22

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男

基礎年金番号 :

生 年 月 日 : 昭和 24 年生

住 所 :

2 申立内容の要旨

申立期間 : 昭和 44 年 4 月 28 日から 46 年 9 月 30 日まで

A 社に就職して 2 ~ 3 か月したころ、社長と幹部役員との間でトラブルがあり仕事現場が変わったが、申立期間の給料は A 社から支払われていた。また、A 社が厚生年金保険の加入を勝手に打ち切ったことにも納得できないので、調査をお願いしたい。

第3 委員会の判断の理由

申立人が申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていた事実を確認できる給与明細書等の資料は無く、厚生年金保険料の控除について申立人の記憶は曖昧である。

また、申立人は会社内でのトラブル後に職場を変わったとしているが、この時期の被保険者台帳には、申立人が被保険者資格を喪失した昭和 44 年 4 月 28 日付けで、当時の上司も A 社の被保険者資格を喪失していることが確認できる。

さらに、申立人は申立期間中の給与は当該上司から受け取っていたと証言していることから、A 社から給与の支給を受けていたことを推測することはできない。

このほか、申立てに係る事業所は平成 11 年 10 月に全喪しており、申立ての事実を確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

東京厚生年金 事案 23

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女

基礎年金番号 :

生年月日 : 昭和 25 年生

住 所 :

2 申立内容の要旨

申立期間 : ① 昭和 50 年 10 月から同年 11 月まで
② 昭和 51 年 1 月から 52 年 4 月まで

昭和 50 年 10 月から 1 年 6 か月、A 社に勤務し、厚生年金保険に加入していたが、社会保険庁の年金記録では、50 年 12 月 1 日から 51 年 1 月 1 日までしかの加入期間が無いことには、納得できない。

第3 委員会の判断の理由

給与明細書等、申立人が申立期間に係る厚生年金保険料を控除されていたことが確認できる資料は無く、申立人は保険料が控除されていたことに関する具体的な記憶が無い。

また、社会保険庁の記録によれば、A 社は昭和 50 年 12 月 1 日に厚生年金保険の適用事業所となっており、申立人は同日に当該事業所における厚生年金保険被保険者資格を取得しているとともに、50 年 4 月から平成 19 年 9 月まで(50 年 12 月分を含む)、国民年金保険料を納付していたことが確認できる。

さらに、申立人の A 社における雇用保険の加入期間からは在籍を確認できないとともに、同社は既に全喪しており、申立てに係る事実を確認できる関連資料及び周辺事情も見当たらない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主より給与から控除されていたと認めることはできない。

東京厚生年金 事案 24

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男

基礎年金番号 :

生 年 月 日 : 昭和 27 年生

住 所 :

2 申立内容の要旨

申立期間 : 昭和 46 年 4 月 1 日から 53 年 3 月 1 日まで

昭和 46 年 3 月に高校を卒業後、同年 4 月から A 劇団に入団し、53 年 9 月 19 日までの 7 年 6 か月在籍していた。ところが、厚生年金保険の加入期間は 53 年 3 月 1 日から同年 9 月 19 日までの 6 か月となっていた。A 劇団は、全員厚生年金に加入させていたと聞いているので、在籍していた期間を厚生年金保険被保険者期間として認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人が勤務していた A 劇団の証明書により、申立人が勤務していたことは認められるが、申立人が厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていた事実は確認できない。

また、A 劇団に申立人に係る厚生年金保険の適用について照会したところ、関連資料は保管・保存期間の終了等により既に処分されており確認できる資料は無い。

さらに、A 劇団では昭和 40 年から 50 年代には劇団員が多数いたので入団の古い順等に厚生年金に加入させていたことがあるとし、必ずしも全員が厚生年金保険に加入していたわけではないと証言している。

このほか、A 劇団を既に退職している会計、経理担当者も当時の記憶が無く、申立内容を確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

東京厚生年金 事案 25

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男

基礎年金番号 :

生 年 月 日 : 昭和 22 年生

住 所 :

2 申立内容の要旨

申立期間 : 昭和 49 年 4 月 1 日から同年 6 月 1 日まで

昭和 49 年 4 月 1 日から同年 5 月 31 日まで研修医として勤務していた A 病院に係る厚生年金保険被保険者の加入記録について照会したところ、当該期間に係る資格記録が無かったとの回答であったため、再調査を希望する。

第3 委員会の判断の理由

A 病院から提出のあった人事記録によると、申立人は、昭和 48 年 11 月 29 日に同病院に研修医として採用されており、その雇用形態は、任期は 1 日とし 49 年 3 月 30 日まで任用を日日更新し、以後更新しないとするものであり、この期間は同病院の厚生年金保険被保険者期間（48 年 11 月～49 年 2 月まで）となっている。

一方、申立人は、49 年 3 月 30 日に退職した後、再度、同年 4 月 1 日に同病院に研修医として採用され、その雇用形態は、任期は 1 日とし同年 5 月 31 日まで任用を日日更新し以後更新しないとするものであったことが認められる。

このことから、申立期間に係る雇用形態は、2か月以内の期間を定めて雇用されているため、厚生年金保険の適用除外であったことが認められる。

また、申立人が申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていた事実を確認できる関連資料、周辺事情は無い。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として、申立期間に係る厚生年金保険料を給与から控除されていたことを認めることはできない。

三重厚生年金 事案2

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女

基礎年金番号 :

生 年 月 日 : 昭和 15 年生

住 所 :

2 申立内容の要旨

申立期間 : 平成 9 年 6 月 21 日から 10 年 5 月 31 日まで

厚生年金保険の加入期間について確認したところ、記録されている期間が自分の認識と異なっている。平成 9 年 6 月 21 日から 12 年 3 月 31 日まで A 事業所に勤めていたので、調査してほしい。

第3 委員会の判断の理由

A 事業所が申立人に対して交付した、雇用条件等が記載された雇入通知書及び同事業所が保管する申立期間当時の賃金台帳を見ると、申立人が、申立期間中、同事業所に勤務していたことは確認できる。

しかし、当該雇入通知書のうち平成 10 年度分（平成 10 年 4 月 1 日から 11 年 3 月 31 日まで）には、「保険適用平成 10 年 6 月 1 日から」との記載があり、9 年度分（平成 9 年 6 月 21 日から 10 年 3 月 31 日まで）には、「保険適用無し」と記載されている。

また、賃金台帳を見ると、申立人の申立期間における給与からは、厚生年金保険料を含む社会保険料が控除されていないことが確認できる。

なお、申立期間の一部（平成 10 年 4 月及び同年 5 月）について雇用保険の加入記録は確認できたが、申立人の給与から雇用保険料が控除された事実は無い。

さらに、申立人は、申立期間は国民年金に加入して、国民年金保険料を前納しているが、平成 10 年 6 月 1 日に厚生年金保険被保険者となったため、同年 6 月から 11 年 3 月までの国民年金保険料について、10 年 8 月 5 日に還付されている。よって、申立人は厚生年金保険被保険者となった平成 10 年 6 月 1 日から国民年金保険料が還付された同年 8 月 5 日までに自ら国民年金の資格喪失手続及び国民年金保険料の還付手続を行ったことがうかがわれる。

このほか、申立てに係る事実を確認できる関連資料等は無い。

これら申立内容及び収集した関連資料等をみると、申立人が厚生年金保険被保険者として、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

三重厚生年金 事案 3

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男

基礎年金番号 :

生 年 月 日 : 昭和 25 年生

住 所 :

2 申立内容の要旨

申立期間 : 昭和 48 年 3 月 1 日から 49 年 8 月 1 日まで

A 社に勤務していた期間について、厚生年金保険の被保険者記録を確認したところ、加入記録が無いとの回答があった。

しかし、私は、昭和 48 年 3 月から健康保険に加入していたと記憶しているので、厚生年金保険の被保険者であったことを認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人の A 社における雇用保険加入記録は、昭和 48 年 4 月 27 日から 50 年 1 月 20 日までとされていることから、当該期間については、A 社に勤務していた事実が確認できる。

しかし、申立人が厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていた事実を確認できる給与明細書等の資料は無い。

また、申立人は、申立期間当時に A 社から健康保険証の交付を受けたかどうか、及び厚生年金保険料を給与から控除されていたかどうかの記憶も明白ではない。

さらに、社会保険庁が保管する事業所記号払出簿から、A 社は、昭和 49 年 8 月 8 日に初めて厚生年金保険の適用事業所となったことが確認できる。一方、申立期間は厚生年金保険の適用事業所になる前の期間であるため、申立人は、申立期間について、A 社の従業員として厚生年金保険の被保険者となることはできない。

このほか、申立てに係る事実を確認できる関連資料等は無い。

これらの申立内容及びこれまで収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金被保険者として、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

福井厚生年金 事案 10

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男

基礎年金番号 :

生 年 月 日 : 昭和 12 年生

住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 40 年 5 月から 42 年 2 月までのうち 5 か月から 7 か月

昭和 40 年 4 月 25 日に、A 社の代表者等と意見が合わなくなり退社した。その後、40 年 5 月から 42 年 2 月までのうち 5 か月から 7 か月ほど B 社に勤務したが、社会保険庁の年金記録では、当該期間の加入記録が無かった。当時、子供が健康保険証を使って医療機関に受診していた記憶があり、B 社の事業主の弟と一緒に仕事をしていたので、厚生年金保険の被保険者であったことを確認してほしい。

第3 委員会の判断の理由

B 社の事業主の弟は、申立人が同社に勤務していたことを認めているが、「申立人が厚生年金保険に加入していたかどうかについてはわからない」と証言している。

また、申立人は、具体的な勤務月数や保険料控除を記憶していないほか、給与明細書等の資料を保管しておらず、保険料控除の事実を確認できない。

さらに、B 社は昭和 42 年 1 月 31 日に全喪しており、事業主も既に死亡していることから、申立ての事実を確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

このほか、申立人は申立期間に健康保険証を使用していたと主張しているが、申立人が健康保険に加入していたかどうかは確認できず、B 社に関する社会保険庁の記録では、申立期間中に採用された数名の勤務者（資格取得者）の記録があるものの、申立人の記載は無く、健康保険被保険者証の整理番号にも欠番が無い。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断

すると、申立人が厚生年金保険被保険者として、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

福井厚生年金 事案 11

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男

基礎年金番号 :

生 年 月 日 : 昭和 8 年生

住 所 :

2 申立内容の要旨

申立期間 : 昭和 26 年 9 月 1 日から 28 年 10 月 31 日まで

昭和 24 年 4 月 2 日から 29 年 8 月 9 日まで A 社に勤務していたが、社会保険庁の年金記録では、26 年 9 月 1 日から 28 年 10 月 31 日までの加入記録が無かった。

50 年以上も前のことで、証明できる資料は無いが、継続して勤務していたことは間違いないので申立期間の記録を訂正してほしい。

第3 委員会の判断の理由

A 社は、当初、厚生年金保険の強制適用事業所で無かったが、任意包括被保険者の制度により昭和 24 年 1 月に任意適用事業所となっている。

申立人が A 社で昭和 24 年 4 月 2 日から 29 年 8 月 9 日まで継続して勤務していたことは、29 年 8 月に A 社と合併した B 社の被保険者台帳により確認できるものの、同社は 26 年 9 月に従業員が申立人 1 名となったため、任意適用取消の認可申請により全喪しており、事業所そのものが非適用事業所となつたことが確認できる。

また、昭和 28 年の法改正により、常時 5 人以上の従業員を使用する通信の事業所が強制適用となつたため、当時、従業員が 5 名であった A 社が同年 11 月から新規適用されていることも確認できる。

このほか、申立人は申立期間における保険料控除を記憶しておらず、申立内容を確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

京都厚生年金 事案 5

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女

基礎年金番号 :

生 年 月 日 : 昭和 10 年生

住 所 :

2 申立内容の要旨

申立期間 : 昭和 44 年 12 月 11 日から 45 年 4 月 1 日まで

A 社に昭和 44 年 7 月 1 日から 45 年 3 月 31 日まで勤務し、給与の支払いを受け、保険料も控除されていた。しかし厚生年金被保険者記録を確認したところ、申立期間について加入記録が無かったので、調査してほしい。

第3 委員会の判断の理由

社会保険庁の被保険者名簿によれば、A 社は昭和 44 年 12 月 11 日付で全喪とされており、全喪理由を当時の事業主から事情聴取したところ、倒産とのことであった。

この倒産については、事情聴取を行った同社関係者全員が記憶しており、複数名の同僚の証言から、工場閉鎖に伴い大半の従業員が同社を辞めた後、申立人を含む数名が、引き続き同社に残り、勤務していたと認められる。

しかしながら、申立人と同様、当該事業所に全喪以降も勤務していた複数の同僚からも事情聴取したところ、申立人と一緒に昭和 45 年 3 月に退社したことは記憶しているものの、全喪した 44 年 12 月以降に給与から厚生年金保険料を控除されていたという証言は得られなかった。

また、申立人の雇用保険の被保険者としての記録も確認できない。

さらに、申立人も保険料控除については記憶が定かではなく、申立内容を確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

京都厚生年金 事案 6

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男

基礎年金番号 :

生 年 月 日 : 昭和 4 年生

住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 61 年 10 月 1 日から 62 年 2 月 1 日まで

昭和 61 年 10 月 1 日から平成元年 7 月まで A 団体に勤務したので、

昭和 61 年 10 月 1 日から厚生年金保険に加入していたと思っていたが、
社保庁からの回答によれば、62 年 2 月から加入したことになっている。

間違いなく、61 年 10 月 1 日から勤めていたので、記録を訂正してもら
いたい。

第3 委員会の判断の理由

A 団体から提出のあった申立人の採用に係る回議書及び給料内訳書によ
り、申立人が昭和 61 年 11 月 1 日から 62 年 1 月 31 日まで同事業所に勤務
していた事実は認められるが、申立人の給与から厚生年金保険料が控除さ
れていないことが確認できる。

また、雇用保険の記録においても、申立期間における申立人の加入記録
は確認できない。

このほか、申立に係る事実を確認できる資料等は見当たらない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判
断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として、申立期間に係る厚生
年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはでき
ない。

鳥取厚生年金 事案 3

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男

基礎年金番号 :

生 年 月 日 : 大正 15 年生

住 所 :

2 申立内容の要旨

申立期間 : 昭和 22 年 9 月 1 日から 25 年 1 月 1 日まで

昭和 22 年 9 月から 26 年 7 月まで A 社に勤務していたが、厚生年金被保険者記録を確認したところ、25 年 1 月 1 日から厚生年金保険の被保険者資格を取得したこととなっており、約 2 年のズレが生じていることに納得できない。

第3 委員会の判断の理由

申立期間について、申立人は厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていた事実を確認できる給与明細等を保管しておらず、A 社も昭和 49 年に全喪し、会社関係者の所在も不明なことから、申立期間に係る厚生年金保険料が事業主から控除されていた事実を確認できる関連資料、周辺事情は無い。

また、社会保険庁の記録によると、A 社が厚生年金保険の適用事業所となつたのは昭和 25 年 1 月 1 日であり、申立期間当時は厚生年金保険の適用事業所となっていないことから、申立人が当該事業所の従業員として厚生年金保険の被保険者となることはできない。

さらに、申立人が当時一緒に勤務していたとして挙げた従業員の厚生年金被保険者資格取得年月日について社会保険庁の記録を確認した結果、A 社が適用事業所となつた昭和 25 年 1 月 1 日に資格を取得していることが確認できる。また、同日以前に A 社の従業員として、被保険者記録を有する者は存在しない。

このほか、申立てに係る事実を確認できる関連資料、周辺事情は無い。

これら申立内容及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断す

ると、申立人が厚生年金保険被保険者として、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたものと認めることはできない。

鳥取厚生年金 事案 4

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男

基礎年金番号 :

生 年 月 日 : 昭和 22 年生

住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 38 年 4 月 1 日から 42 年 1 月 1 日まで

昭和 38 年 4 月から 41 年 12 月まで、A 社に勤務していたが、この間の厚生年金保険の加入記録が無いことに納得できない。

第3 委員会の判断の理由

申立期間について、申立人は厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていた事実を確認できる給与明細等を保管しておらず、事業所も昭和 61 年 9 月に全喪しており、申立期間に係る厚生年金保険料が事業主から控除されていた事実を確認できる関連資料、周辺事情は無い。

また、社会保険庁の記録によると A 社が厚生年金保険の適用事業所となつたのは昭和 45 年 7 月 7 日であり、申立期間当時は厚生年金保険の適用事業所となつてないことから、申立人が当該事業所の従業員として厚生年金保険の被保険者となることはできない。

さらに、雇用保険の加入記録について公共職業安定所へ照会したところ、A 社における申立人の加入記録は存在しないことが確認できる。

このほか、申立てに係る事実を確認できる関連資料、周辺事情は無い。

これら申立内容及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたものと認めることはできない。

島根厚生年金 事案 3

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、船員保険被保険者として船員保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男

基礎年金番号 :

生 年 月 日 : 昭和 25 年生

住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 40 年 3 月 23 日から 46 年 3 月 31 日まで

社会保険庁が管理している記録では、資格取得日が昭和 46 年 4 月 1 日となっているが、40 年 3 月 23 日から乗船していたので、申立期間について船員保険の被保険者であったことを認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、申立期間における船員保険料の控除について記憶しておらず、当該保険料控除に関する事実を確認できる給与明細書等の資料も無い。

また、社会保険事務所の記録によれば、申立人が乗船していたと主張する船舶の所有者が船員保険の適用を受けた日（昭和 46 年 4 月 1 日）に、申立人は船員保険の被保険者資格を取得しており、同日に資格取得した同僚 2 人の記録を見ると、昭和 46 年 3 月以前は国民年金に加入していたことが確認できる。

このほか、申立内容に係る事実を確認できる関連資料及び周辺事情は見当らない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が船員保険被保険者として、申立期間に係る船員保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

山口厚生年金 事案 1

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男

基礎年金番号 :

生 年 月 日 : 昭和 22 年生

住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 48 年 5 月 1 日から同年 6 月 30 日まで

昭和 48 年 5 月から 48 年 6 月まで A 社に正社員として勤務し、同社工場の機械の修理等の仕事に従事していた。同社の厚生年金保険の加入記録について照会したところ、同社で厚生年金保険に加入していた事実は無いとの回答であった。

大きな会社であるし、正社員であったため、必ず厚生年金保険に加入していたと思っているので、申立期間について厚生年金保険の被保険者であったことを認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

A 社（現在は、B 社）が保管している賃金台帳によると、申立期間中、申立人が同社に勤務していた事実は認められるが、同台帳には総収入額のみの記載となっていることから、保険料等の控除については確認できない。

一方、同台帳では申立人が A 社において臨時工として雇用されていた旨が記載されている。また、同社から、当時の厚生年金保険被保険者の取扱いとしては、臨時工に対しては加入手続を行っていなかったと思われる旨の回答が得られた。

さらに、雇用保険の加入記録についても申立期間は雇用保険の被保険者期間とはなっていなかった。

このほか、申立てに係る事実を確認できる関連資料、周辺事情は無い。

これら申立内容及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

高知厚生年金 事案 14

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男

基礎年金番号 :

生 年 月 日 : 昭和 11 年生

住 所 :

2 申立内容の要旨

申立期間 : 昭和 32 年ごろから 33 年ごろまで

昭和 32 年ごろに、父親が勤務していた A 社に臨時社員として就職し、健康保険証をもらった記憶がある。しかし、昭和 32 年ごろから 33 年ごろまでの申立期間が厚生年金保険の加入期間となっていないことに納得がいかない。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、給料から厚生年金保険料を控除されていたかどうかの記憶は無いと申し述べており、保険料を控除されていたことを確認できる給与明細書等の資料も無い。

また、申立人が記憶している同僚の氏名が社会保険事務所の被保険者名簿に存在することなどから、申立人が A 社に勤務していたことは推認されるが、申立期間において、申立人が雇用保険に加入した記録は残っていない。

さらに、申立期間の前後の期間を含む被保険者名簿を見ても、連番で被保険者の氏名が記載されており、申立人の記載が脱落した痕跡は認められない。

このほか、当時の同僚の証言等も得ることができず、申立内容が正しいことを裏付ける関連資料及び周辺事情は見当たらない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

佐賀厚生年金 事案 6

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男

基礎年金番号 :

生 年 月 日 : 昭和 4 年 生

住 所 :

2 申立内容の要旨

申立期間 : 昭和 26 年 6 月ごろから 27 年 3 月 22 日まで

昭和 27 年 3 月 22 日から同年 6 月 6 日までの S 事業所で厚生年金保険に加入していた期間があることが判明したが、同事業所に入社したのは 26 年 6 月ごろからであり、勤務は 1 年くらいあったので、今回の申立てを行った。厚生年金保険に加入していたことを証明するものは何も残っていない。野球のメンバーとして引き抜かれて就職した事業所であり、同事業所在職中に参加した野球大会が予選から全国大会まで 3 か月以上の期間があったため、勤務期間は 1 年近くあったと思う。申立期間を厚生年金保険加入期間として認めてもらいたい。

第3 委員会の判断の理由

現存する S 事業所に当時の人事記録、賃金台帳等、申立人の在籍が確認できる資料は一切無いが、複数の同僚の証言により申立人の勤務実態があったことは確認できる。

申立人は、S 事業所における資格喪失日が社会保険庁の記録と同一であることを認めているものの、勤務期間については、在職中に参加した野球大会に要した期間が 3 か月以上あったことのみをもって約 1 年であると主張しており、勤務期間についての記憶は不明瞭である。

さらに、申立人が S 事業所に入社する直前に勤務していたと主張している A 県保険課の共済組合員であった期間に係る共済年金の一時金の支給記録により、共済年金の資格喪失日が昭和 27 年 3 月 22 日と確認でき、この日付は、社会保険庁で記録されている申立人の S 事業所における厚生年金保険の資格取得日と一致している。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

沖縄厚生年金 事案 4

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男

基礎年金番号 :

生 年 月 日 : 昭和 23 年生

住 所 :

2 申立内容の要旨

申立期間 : 昭和 44 年 4 月 7 日から 49 年 5 月 31 日まで

A 社に昭和 44 年 4 月 7 日から 49 年 5 月 31 日まで勤務し、厚生年金保険に加入していたと思うので、申立期間を厚生年金保険の被保険者期間として認めてほしい。

第3 委員会の判断理由

申立人が申立期間中、A 社において勤務していた事実が確認できる資料及び証言は無い。さらに、雇用保険加入記録には、申立期間のすべてについて、申立人が A 社に勤務をしていた記録が無い。

A 社は、昭和 41 年 10 月 8 日に厚生年金保険の新規適用を受けたが、47 年 3 月 1 日に全喪していることから、申立期間のうち 47 年 3 月 1 日から 49 年 5 月 31 日までの期間について、申立人は同事業所の従業員として厚生年金保険の被保険者となることはできない。

申立人は、申立期間のすべてを外国で勤務（出張扱い）しており、申立人の記憶では、当時、給与は小切手により支給されていたが、給与明細や源泉徴収が分かる書類の交付は受けていないと説明しており、ほかに申立人が厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていた事実を確認できる給与明細、所得税源泉徴収票などの資料は無い。

このほか、申立期間の申立てに係る事実を確認できる関連資料、周辺事情は無い。

これら申立内容及び収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が、厚生年金保険被保険者として、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。